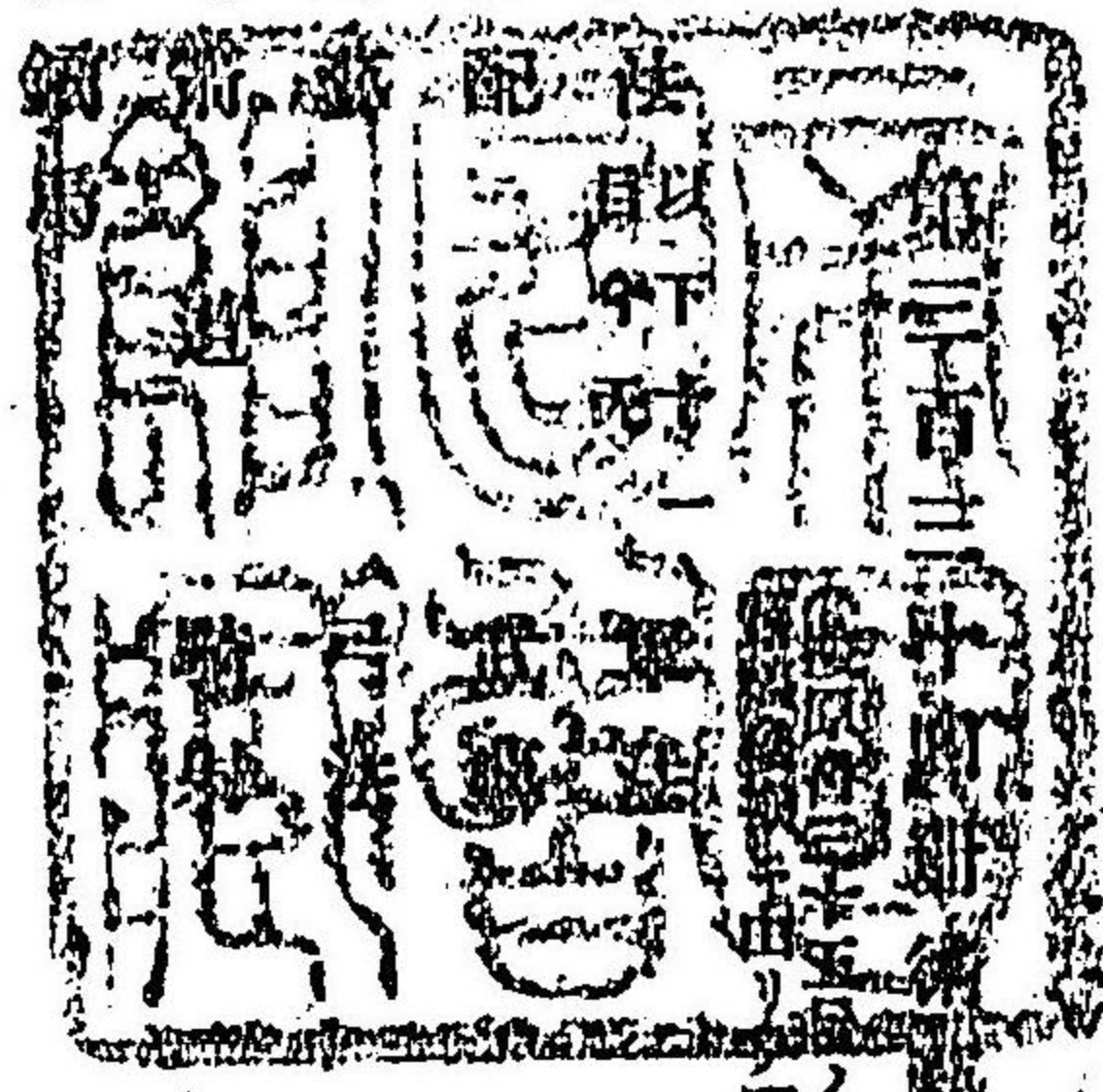


192
55

故實
叢書
武家名目抄
術藝部
卷世七



武家名目抄稿三十七目次



内流鑄馬笠懸ヲ存シ他皆
關文セリ今其目録ヲ存ス

- 兵 軍配 武藝四門
- 探 弓箭ノ藝
- 射 流鑄馬 三九八九
- 定役流鑄馬 以下十二 百番流鑄馬 万度流鑄馬
- 三的 馳射追物射 牛追物
- 犬追物 御手組ノ犬追物 式ノ御手組
- 白磨ノ犬 千疋犬追物 鬪犬追物 三九九二
- 笠懸 遠笠懸 以下十 式ノ笠懸 小笠懸
- 鬪笠懸 千番笠懸 諏訪ノ笠懸
- 連ルニ笠懸 射流ス笠懸 三物 五物
- 第三百三十五册術藝部二

武家名目抄稿三十七目次

大射 射禮

- 賭射 的弓 御所の
- 大的 的 百手 鹿的
- 鬪的 夜笠 的 鹿的
- 圓物 步笠 的 鹿的
- 三々九 四六 的 鹿的
- 八的 立物 的 鹿的
- 式挾物 フリ 的 鹿的
- 指矢 遠射 的 鹿的
- 投矢 落シ矢 的 鹿的
- 細射 宿直 藝目 産所 藝目
- 夜引目 鳴弦 弦打 強音
- 家越引目 納ル弦打 強音
- 放ス強打
- 射手 第三百三十六册術藝部三上
- 山射手 三九九五
- 弓取 三九九六
- 弓矢取 三九九七
- 弓矢柱 三九九七
- 矢繼早 三九九八

38 5 16
内六

弓修行	三九九八
弓矢修行	三九九八
矢數	三九九八
體配	三九九八
足踏	三九九九
弓立	三九九九
弓太郎	三九九九
關	四〇〇〇
ヲチ	四〇〇〇
前弓	四〇〇〇
中弓	四〇〇〇
後弓	四〇〇〇
獨弓	四〇〇一
二弓	四〇〇二
三度弓	四〇〇二
五度弓	四〇〇二
一五度	四〇〇二
二五度	四〇〇二
九度ノ弓	四〇〇三
ツツ	四〇〇三

矢代	四〇〇三
沓形ノ矢代	四〇〇九
富士形ノ矢代	四〇〇九
敷塚ノ矢代	四〇一〇
ネフリ矢代	四〇一〇
指矢代	四〇一〇
第三百三十七册術藝部三下	
弦ツケ	四〇一一
索引	四〇一一
弓倒	四〇一一
弓返	四〇一一
弓勢	四〇一一
一ノ矢	四〇一三
二ノ矢	四〇一三
三ノ矢	四〇一三
矢壺	四〇一四
矢所	四〇一四
矢目	四〇一五
矢頃	四〇一五
矢丈	四〇一六

第三百三十八册術藝部四

遊矢丈	四〇一六
矢筋	四〇一六
矢音	四〇一六
矢風	四〇一七
矢答	四〇一八
矢聲	四〇一八
第三百三十八册術藝部四	
馬藝	四〇一九
馬術今元	四〇一九
馬乘	四〇一九
荒馬乘	四〇二〇
乘尻	四〇二〇
十列	四〇二〇
走馬馳馬	四〇二〇
角走	四〇二〇
競馬	四〇二一
百番競馬	四〇二一
打毬	四〇二二
獨馬	四〇二二
責馬	四〇二二

地乘今元	四〇二二
下乘	四〇二二
素乘	四〇二二
輪乘	四〇二二
流鼓乘	四〇二三
小路乘今元	四〇二三
庭乘	四〇二三
式ノ庭乘	四〇二四
地道	四〇二四
ケ道	四〇二四
早道	四〇二四
早走	四〇二四
遠走	四〇二五
馬打	四〇二五
道打	四〇二五
一騎打	四〇二五
沼渡今元	四〇二五
曲乘	四〇二五
尻馬	四〇二六
地足	四〇二六

颯足	四〇二六
一三	四〇二七
オロシ足	四〇二七
片オロシ今元	
タク足	四〇二七
乗口	四〇二八
諸口	四〇二八
片口	四〇二八
シサリ口	四〇二八
トマリ口	四〇二八
五方ノ口	四〇二八
用ノ手網	四〇二九
御前ノ手網	四〇二九
緒返ノ手網	四〇二九
上下ノ手網	四〇二九
片手網	四〇二九
舍人無今元	
小指掛	四〇三〇
一束折	四〇三〇
鏡ノ鞭	四〇三〇

蹴揚鞭	四〇三〇
梢ノ鞭	四〇三一
間ノ鞭	四〇三一
捨鞭	四〇三一
四面鞍	四〇三一
鞍ノ四節	四〇三二
鞍タマ	四〇三二
桃尻今元	
尻引	四〇三二
第三百三十九冊術藝部五	
劔術	四〇三三
兵法	四〇三三
兵法術	四〇三四
兵法手	四〇三四
早業兵法	四〇三四
兵法遣	四〇三五
兵法修行	四〇三五
強撃	四〇三五
太刀打	四〇三五
撫切	四〇三五

拂切	四〇三六
下ケ切	四〇三六
車切	四〇三六
片手打	四〇三七
峯打	四〇三七
胴切	四〇三七
立ワリ	四〇三八
瓜切	四〇三八
雷切	四〇三八
茶臼切	四〇三八
樂浪切今元	
袈裟切今元	
袈裟懸	四〇三八
坂本様ノ袈裟切	四〇三八
坂本様ノ拜切	四〇三八
天狗倒ノ笑切	四〇三九
居合今元	
立合今元	
仕合	四〇三九
斬合	四〇四〇

打合	四〇四〇
相打	四〇四〇
相タメ	四〇四〇
一太刀	四〇四〇
二太刀	四〇四〇
當ノ太刀	四〇四〇
ウケ太刀	四〇四一
太刀風	四〇四一
スヘ物	四〇四二
タメシ物	四〇四二
鍵遣	四〇四二
鍵合	四〇四二
本鍵	四〇四二
木刀仕合	四〇四二
扇切	四〇四三
武者修行	四〇四三
鐵炮打	四〇四三
膝臺	四〇四三
二重込	四〇四四
ツルヘウチ	四〇四四

運貫打	四〇四四
相撲	四〇四四
組打	四〇四六
柔打	四〇四七
手取	四〇四七
飛越	四〇四七
早走	四〇四八
早業	四〇四八
輕業	四〇四九
棒	四〇四九
水練	四〇四九
城取今无	四〇五〇
山取	四〇五〇
細張今无	四〇五〇
狩	四〇五〇
狩	四〇五〇
狩	四〇五二
山狩	四〇五三
河狩	四〇五三
卷狩	四〇五三

第三百四十册術藝部六

燒狩	四〇五三
夜狩	四〇五四
照射	四〇五四
髭狩	四〇五四
夏狩	四〇五四
鹿狩	四〇五四
狐狩	四〇五四
猿狩	四〇五五
兔狩	四〇五五
追鳥狩	四〇五五
翔鳥	四〇五六
伏鳥	四〇五七
追出物	四〇五七
前起物	四〇五七
目當物	四〇五八
射取物	四〇五八
射	四〇五八
射	四〇五八
弋射	四〇五八
矢開矢口開	四〇五八
矢口餅	四〇五九

第三百四十一册術藝部附録一

矢祭餅	四〇五九
矢開餅	四〇五九
矢開鳥	四〇六一
勢子餅	四〇六二
矢筈餅	四〇六二
鷹狩	四〇六三
小鷹狩	四〇六三
鷹野	四〇六三
鶉野	四〇六四
鷹犬引	四〇六四
弓術	四〇六五
弓馬達者	四〇六五
弓箭達者	四〇六五
達弓箭	四〇六六
強弓ノ手タレ	四〇六六
強弓精兵	四〇六六
弓馬師範	四〇六六
究竟ノ射手	四〇六七
究竟弓ノ上手	四〇六七

射的ノ上手	四〇六七
馬上ノ射手	四〇六七
ヤマトイテ	四〇六七
コミノ手	四〇六七
弓馬藝	四〇六七
勢兵ノ手利	四〇六八
手垂	四〇六八
作矢達者	四〇六八
矢所	四〇六九
弓手馬手	四〇六九
小弓會	四〇六九
小弓合	四〇六九
笠懸來歴	四〇七〇
小笠懸勝負	四〇七〇
犬笠懸	四〇七〇
丸物ノ梁	四〇七〇
七所勝負	四〇七〇
連錢勝負	四〇七〇
ネレ犬ノ引目	四〇七〇
留矢	四〇七〇

アマル矢	四〇七〇
越ル矢	四〇七〇
射手法	四〇七一
射手言葉	四〇七一
喚次	四〇七二
檢見故實檢見	四〇七二
三ノ大事	四〇七三
十ノ工夫	四〇七三
株ヲ守	四〇七三
コフシカタメ	四〇七三
目クワエ	四〇七三
祿	四〇七三
ツヽノ褒美	四〇七三
御的ノ恩賞	四〇七三
乙矢御免 <small>年勞矢</small>	四〇七四
第三百四十二册術藝部附録二	
御馬上手	四〇七四
早道馬	四〇七四
父母手綱	四〇七四
水引手綱	四〇七四

キカフノ手綱	四〇七四
遠山ノ手綱	四〇七五
三六寸	四〇七五
水車ノ手綱	四〇七五
渡シ手綱	四〇七五
雑々ノ手綱	四〇七五
手綱ノアヤツリ	四〇七五
雲シキ	四〇七五
六ツノ心	四〇七六
八ツノ心	四〇七六
カマ繩	四〇七六
イチ繩	四〇七六
鞍立	四〇七六
諸燈ヲ合	四〇七六
燈八ノシナ	四〇七七
四寸ノ鞭	四〇七七
百曲ノ長鞭	四〇七七
宇保ノ鞭	四〇七七
聞坪鞭	四〇七七
アサリノ鞭	四〇七七

揚鞭	四〇七七
チヤウヒヤウホウミノ鞭	四〇七八
内馬外馬	四〇七八
相乗	四〇七八
馬決	四〇七八
馬ノ口ヲトル	四〇七八
馬數鞍數ヲ乗	四〇七八
片オロシ	四〇七八
猫足	四〇七八
ネスナキ	四〇七八
リウノサ、ヤキ	四〇七九
リウコ形	四〇七九
小山マハリ	四〇七九
九折	四〇七九
兵法者	四〇七九
兵法手取	四〇七九
兵法達人	四〇七九
兵法ノ達者	四〇七九
免兵法	四〇八〇
武勇ノ達人	四〇八〇

武略	四〇八〇
クラキリモナキ剛ノ者	四〇八〇
辻切	四〇八〇
千人切	四〇八一
第三百四十三册術藝部附録三	
名譽打物上手	四〇八二
打物達者	四〇八二
手利	四〇八二
手タリ	四〇八三
蜘蛛手十文字	四〇八三
立合ノ勝負	四〇八三
劔合	四〇八三
倅金	四〇八三
殺人刀活人劔	四〇八三
太刀筋	四〇八四
太刀取	四〇八四
鎗ヲ取	四〇八四
鎗ヲ膝車ニノセ	四〇八四
長刀ノ名人	四〇八四
長刀ノ秘術	四〇八五

コム手	四〇八五
ナク手	四〇八五
ヒラク手	四〇八五
八方サヒシキ手	四〇八五
鐵炮上手	四〇八五
上手ノ手キ	四〇八五
鐵炮ノ手タレ	四〇八五
ガ資	四〇八五
アテウチ	四〇八五
忍上手	四〇八五
早打	四〇八六
手明	四〇八六
見詰法	四〇八六
相撲ノ達者	四〇八六
早態	四〇八七
力持	四〇八七
水練	四〇八七
飛越	四〇八七
早走	四〇八七
竹馬	四〇八七
馬馳	四〇八七
頭引	四〇八七

膝挾	四〇八七
指引	四〇八七
腕推	四〇八七
指抓	四〇八七
力者	四〇八七
飛礮	四〇八七
柴礮	四〇八七
狩倉	四〇八八
鷹ノ鳥	四〇八八
山初長野鷹	四〇八八
御拳	四〇八八
御鷹ノ鶴	四〇八八
鷹ノ雁	四〇八八
鷹ノ鳥御進上	四〇八八
鷹ノ鳥ヲトシハニ付ル	四〇八八
鷹ノ鳥ヲサク	四〇八八
鷹ノ鳥喰ヤウ	四〇八八
御鷹場	四〇八九
追鳥狩	四〇八九
黃鷹	四〇八九
大鷹ノ鞭	四〇八九

武家名目抄稿第三百三十四册

瑞檢校保己一編

術藝部

○流鏑馬 按原書術藝部一海流鏑馬部在之他三十三目、續世繼物語云、鳥羽にて白河院のやふさめといふ事

御らんじけるにたき口なにかいふものいんとしけるにあにてつはもの、おほえある家のものにてはへなるかまとたてはへりけるをみてをとうとのいるにあにのまとたてによるかいとやさしきこと也とてなき給ひければ二條の帥は行兼かやふさめいんに公兼かまとたてんあはれなるへき事はとを侍ける

平治物語云熊野へ参る人はいなりへまゐる事なれば太さの宮のすきのはにたむけつ、よろこひ申のやふさめいさせつかうそのせい一せんきにて同廿五日夜半計にことゆゑなく六はらへつき給ふ

高倉院殿島御幸記云治承四年四月五日さるのときに福原につかせ給ひいま一日も都へところ上下心のうちにはお

もひけるふく原の中御覽せんとて御輿にてこゝかしこ御幸ありあしたといふよりもりのいへにてかさかけやふさめなとつかまつらせて御覽せさす云々

ますかゝみ云さてもいはし水の流をわけてせきのひんかしにもわか宮ときこゆるやしるおはしますに八月十五日宮のほうしよふるをまねひておこのふ其ありさまこと

に目出度し(中略)法會の有さまも本社にかはらす舞樂てんかくし、かしらやふさめなとさま、所にしつけたる事ともおもしろし十六日にもなほかやうの事也さしきも

日癸未鶴岡放生會也二品御出有流鏑馬一射手五騎各先渡馬場次各射訖皆莫不中の其後有珍事諏方大夫盛澄者流鏑馬之藝窮依慣傳秀鄉朝臣秘訣也愛屬平家多年在京連々交城南寺流鏑馬以下射藝訖仍參向關東事頗延引之間二品有御氣色日來爲囚人也而被斷罪者流鏑馬一流水可凌廢間賢慮思食煩涉旬月之處今日俄被召出之被仰可射流鏑馬之由盛澄申領狀召賜御厩第一惡馬盛澄欲令騎之刺御厩舍人密々告盛澄云此御馬於的前必馳于右方也云々則於一的前寄于右方盛澄爲生得達者押直分射之始終無相違云々今日流鏑馬一番射手長江太郎義景的立野三刑部丞成綱二番射手伊澤五郎信光的立河勾七郎政賴三番射手下河邊庄司行平の立勅使河原後三郎有直四番射手小山千法師九の立淺羽小三郎行光五番射手三浦平六義村の立横地太郎長重

又云文治四年二月廿八日甲午鶴岡宮被始行臨時祭二品御出小山七郎朝光持御劍著御回廊之後有流鏑馬二騎盛澄射之馬長三騎渡馬場遠近御家人爲營勤此會群集云々

又云建久四年八月九日癸卯將軍家令出由比浦給是所

被召具來放生會流鏑馬射手也各被試其射藝北條五郎時運始從此役令下河邊庄司行平訓其體給而就弓持樣武田兵衛尉有義海野小太郎幸氏等有申子細事行平述謂第口傳故實等將軍令甘心彼儀給上勿論也又云嘉禎三年七月十九日甲午北條五郎時賴始可被射來月放生會流鏑馬之間此初於鶴岡馬場有其儀今日武州爲扶持之被出流鏑馬屋駿河前司以下宿老等參集于時招海野左衛門尉幸氏被談子細是舊勞之上幕下將軍御代爲八人射手之內歎故實之堪能被人之故歎仍見射藝之失禮可加諷諫之旨武州被示之射手之體尤神妙凡爲生得堪能由幸氏感申之武州猶令問其失給緯及再三幸氏愁申云挾箭之時弓一文字令持給事雖非無其說於故右大將家御前被疑弓箭誤入道行云云ハ拳リ押立可引之樣可持也流鏑馬矢ヲ挾之時一文字ニ持事無禮也者情案此事殊勝也一文字ニ持ハ誠ニ弓ヲ引テ即可射之體ハ不見聊遲委也上ヲ少キ揚テ水走ニ可持之由被仰下之間下河邊行工藤景兩庄司和田義望月藤澤清等三金吾并諏方大夫盛愛甲三郎等頗計心各不及異議承知訖然者是計ヲ可被直歎者義村云

此事ヲ令聞此說思出訖正觸耳事候キ面白候ト云々武州亦入興弓持樣向後可用此說云々

又云文永二年八月十六日辛巳將軍家爲覽馬場儀密入御子相州御棧敷(中略)流鏑馬第三番射手二三的不中競馬勝負宮寺可定申之由左京兆被計申之中

百練抄云建保二年七月十七日上皇於賀茂上下社有七番流鏑馬五番流鏑馬

流鏑馬次第云射手裝束次第一番に袴のくゝりをゆふ次に水干をきる次に右の袖をまくへし次に左の袖をはたぬく袴のうしろ腰の下へ入て又袴の腰をゆふ次に行騰をはく次にこてをさす緒をは前後の緒に分て結ふへし次にえひらを負ふ次に笠を著る次に矢をえひらにさす次に柶をはきて馬に乗る其後弓を取て馬場へ打よせて矢をぬきはけて左にて手綱をとりて右にて捨むちの扇をぬきて笠の端をつくろひてきて右の手にて手綱を取て弓をとり直し馬場するをみ歸て馬をはかへすへし是は式の事也笠のはをもつろはす矢をもちかねてはけて打寄てやかてかへすも有へし或は射手の老若又馬など矢くるひする時の自然の義なり(中略)流鏑馬可仕由仰出されは三的を先可射也(中略)ゆかけの緒をは例式の様にまはして手の甲の方に

三所結ひてとむる也(中略)ゆかけを手帯といふは流鏑馬の時の事なり於關東八幡宮頼朝御代神事射手次第二月初卯十六騎四月十日十騎五月五日十六騎六月廿日十六騎八月十六日十六騎九月九日十六騎十月十騎十一月七騎

○笠懸

中右記云寛治六年二月八日辰時許於加波多河原暫留御馬前駟皆下自馬候左右是爲御覽射藝義綱朝臣也一々騎馬渡之仰可射笠懸之由武士中能射者一人爲射笠懸又渡南形容甚美顔色不變萬人感之次立的之後射之已中の中心傳養由藝見者如堵墻上下莫不感賀彼問武士名兼貞

今昔物語云平維茂頼朝餘吾ハ前ニ人ヲ走セラ澤勝カ有ラム所慥ニ見テ告ヨト云テヤリタレハ其ノ使走返テ其々ノ岳ノ南面ニ澤立タル原ニ物食酒飲ナトシテ或ハ臥シ或ハ病ム様ニテ有ト云ヘハ餘吾此レヲ聞テ喜テ疾ク打テト催シテ飛フカ如クニシテ行ヌ其ノ岳ノ北西ニ馬ヲ打上テ岳ノ上ヨリ南ノ添ヲ下様ニ趣ケタリ下様ナレハ馬場ノ様ナル野ヲ笠掛ヲ射ル様ニ音ヲ叫テ鞭ヲウツテ五六十人許押掛タリ

長門本平家物語云清水冠者鎌罷り歸ん程のかたみにせき

せ給んとてかさかけ七番いては、やめのとにみせられはは、もけにもこれかみはてにやあるらんとて涙をおさへてみ給ひけるこそかなしけれ

吾妻鏡云建久六年七月廿九日辛亥早旦渡御濱御所御遊興終日有御笠懸等又聞食管絃妙曲北條殿經營云々

太平記云四月三日島津安藝前司是ヲ聞テ子息二人手ノ者共ニ向テ云ケルハ日コロ聞及ヒシ西國一ノ大カトハ是也

(中略)縦令力コソ強クトモ身ニ矢ノ立ヌ事有ヘカラス縦ヒ走ル事早クトモ馬ニハヨモ追ツカシ多年稽古ノ大笠懸今ノ用ニ立テスハイツヲカ可ク期イテ々々不思議ノ一軍シテ人ニ見セント云儘ニ只三騎打ヌケテ四人ノ敵ニ相近付ク

蟻川親元記云文明十年七月七日丁卯笠掛島山藩小笠原備前守沼津同刑部少輔伊勢左京亮貞伊勢次郎貞伊勢七郎二郎貞並貞并和筑前守貞同興次郎貞御方御所様被ニ御覽ニ

高忠聞書云かさかけのらいれきの事昔は笠懸の馬場と云事なし或は濱又すなの有所にて馬を出し其跡をさくりにしていたる也かさかけとはあやむ笠をかけていたるによりて笠懸といふなり今もまつ十といふにまついすして一ととはすはむかしさくりにをつけていたるによつて今にか

やふ先一度通す也何時も十度ならば七八度はや過たりとも先とふしてのちいへき也但御主などの仰ならばとふさすともいへし

又云笠懸體拜射手の出立の事一まつ烏帽子かけすへし同指掛をさすへしすはう小袴をき同むかはきをはくへし紐を前の方に一結び其上を又結びて其れを後へまはしてすはうのゑりをまんかにむすひ候也其上を糸にて少とつへし一弓と引目をかいそへいたすを射手とりて脊を左よりはさかひそへ馬を牽直してのすへし同馬場本の下へ馬を打寄て貴人と禮を申て馬をまつ一騎つゝ通すへし馬をかへす次第は始と後とか賞褔の義なり一射やふの事扇をかたへうちいれ中ほとにひかへ矢を指はけて手綱を二重にかいくり馬のかくうちに手綱を一重に手の内にかけて同矢かまへを肩より少し高きいかにも臂をたて鏡をふつとけ馬を二足三足打出してくるりとかへし鞍立をしくらのま中に腰をすゑ尻をしつわへのり出し少つゝたちすかして馬のかせくにつれてはかみをまへ輪に當様にくら立をし三足かよせてつら中へんへ慕目とふ中をうち入めての耳をこすこさすにうち入へし同三足かよせてひらきいたしこうてつかひ出して少矢さしてはしらかすへし又

三足かよせて胸のとほりにておし合矢はすをとり少かよせてうちおこし引おろし少引てはしらかし的におしあて少ねちてはなすへし的にいつけ少こふしをもつておなし程に手綱をとりの方をみ送馬をゆるしかけてとめへし扱妻手へおりあけへしのこりの射手體拜いやう同前一打歸時馬次第にさくりにへうちいれへし馬手の方より矢とり矢を出すへし慕目の方をふり返して出すを射手とるへし矢取はかへ矢置所に有へく候矢とりは中間たるへく候但小者なども不苦候一十騎の射手悉いはて馬場するのかたにてをり同馬を次第にさくりにへ引入てひき手はさくりの上を牽てとほるへく候

又云一笠掛の手綱の長さ前輪にうちかけて一尺ばかり餘ほとにすへし

笠掛記云笠掛矢の沙汰事にあたる矢とひかへりてはす土にあたりて的より裏へこす矢いかに遠く行とも前に落たる矢也よき矢也的にあたりたふれて繩にかゝる矢やとりまへより取てよし同たふれて矢つゝとあかりてよこくしをまはりて前へ落る矢くしまはりとしてよき矢なり同こくとたふれて立串をまはるも矢前へ出て候はよき矢也的にあたりて筋折れ引目うしろへぬけいかに遠く行くと

もから細にかゝりまへにおち候はよき矢なり引目のそこぬけて篋中もとはきなとへゆくとも的にあたり候はよき矢也なほにあたる矢いかに前へ落たりともはつれなりのにあたりて下へたふれ候矢をうつ事馬より下りくつをぬき弓を右に弦を下へなし持てよりの前にて左の手にてにきりより五寸斗上を取右にて下を取うらはすうしろの串へなる様に前のくしより後のくしへわたしての上より弦をおしさけてみるにはす弦にかゝればよし加からねはすてへし又たふれたる矢のまされたるふしんなるをは引目しりを見て土つかはすてつかすはよき矢なり

按、笠掛に遠笠掛小笠掛の別あり馬場本より馬をはしらするを遠笠掛といふ馬場末より逆にはしらするを小笠掛といふ馬場并的のやうは各の部に馬場は居所部 詳なり 的は弓筋部り併せみるへし吾妻鏡に射笠掛遠笠掛の等を次の遠笠掛の處に引みえたれと後代は打まかせて笠掛といふは遠笠掛の事となりたり又高忠聞書に綾蘭笠を掛て射たるによりて笠掛といふと見えたる必承け傳へし所あるなるへしされと文字によりて附合せし事多かれは猶博く考ふへし(原書天追物圖文惟廿一圖ヲ存ス今其二圖ヲ掲ケ餘ハ省略ニ從フ)



紐留終前ヨリ
見タル射也
(射手具足シテ未タ小手ヲ
不指背袍之袖不納形ヲ
小手ヲ指紐ヲ留サスル袖
ヲ後ニテ納タル形)也

武家名目抄稿第三百三十五册

塙檢校保己一編

術藝部二

本册ハ千代田文庫本其他四卷ニ屬ス今舊目錄ニ依リ其目ヲ存ス卷首參看
スベシ舊稿遺損シテ收拾シ難キニ由リ圖册セシト云フ山田安榮訂記

(筋邊弓手鼻邊、四王手ノ物、弓手戴物、馬手切、弓手切、馬手能角、馬手先立
物、馬手檜物、弓手遺物月形、馬手遺物、籠下弓手袖返、射法ノ圖略ス)



武家名目抄稿第三百三十六册

塙檢校保己一編

術藝部三上

○射手

吾妻鏡云元暦元年三月十八日丁未武衛進發伊豆國給是
爲ノ覽ニ野出鹿一也下河邊庄司行平同四郎政義新田四郎忠
常愛甲三郎季隆戸崎右馬允國延等可ノ爲ニ御前之射手一由
被ノ定云々

又云仁治二年正月廿三日壬子將軍家渡ニ御馬場殿前武州
被ノ參遠江前司駿河守宮内少輔攝津前司上總權介出羽前
司以下數輩參上先令ニ若輩等射ニ遠笠懸ニ次於ニ弓場ニ相ニ加
宿老之類ニ有ニ射的之儀(中ニ次射手等分ニ賜積カ物ニ于ニ時
幸氏申云於ニ將軍家御前ニ射手之賜ニ懸物一之次第者右大將
家御時被ノ尋ニ聚諸家説々云々即付ニ御尋ニ悉申之云々
又云弘長三年正月十一日壬辰明日御弓始射手之中小嶋彌
次郎家範依ニ申ニ故障ニ彼合手小沼五郎兵衛尉孝幸同被ノ止
レ之所ノ被縮ニ五番一也而今日工藤一郎右衛門尉光泰計申
云就ニ家範之故障ニ被ノ止ニ孝幸爲ニ五番一者若臨ニ期於ニ故障

輩出來ニ者四手不可然若合ニ早河六郎祐賴於孝幸ニ如レ元
爲ニ六番一之條可ノ宜歟者仍有ニ沙汰一如然云々所ノ被ノ相ニ
催彼兩人一也

太平記云 笠置 檜ノ上サマノ陰ニハ射テト覺シキ者共弓
ノ弦クヒシメシ矢束解テ押クツロケ中差ニ鼻油引テ待懸
タリ

雖川親元記云寛正六年四月廿八日乙丑管領 御犬追物
始於 細川 二百疋在レ之初射手小手也

又云文明十年三月廿九日辛卯於ニ一色殿ニ犬追物貴殿御や
かたより御射手具足にて御出あり

又云文明十年四月十七日己酉赤松殿へ貴殿御出犬追物此
方より射手具足にて直に繩きはへ被ニ打寄ニ貴殿御檢見此
方より射手七郎殿左京亮殿次郎殿百疋過て御かけしもに
て御座敷へ御出此時貴殿御太刀千疋打かみ御禮七郎殿よ
り御太刀持御馬一疋 折番調レ之

武田射禮日記云御的射手ノ裝束ノ事定レル法有ヘカラス
右大將家ノ御時文治五年正月二日御弓場初ノ五番ノ五度
弓也其時射手出仕ノ裝束ヲ改メスシテ參勤ノ間嘉例トシ
テ今ニ至テ水干立烏帽子ヲ用フルナリ然者直垂立烏帽子
ニテ勤仕ノ先例モアリ又折烏帽子直垂ニテ仕リタル事モ

アリ此時ハ素足タルヘシ近年ハ皆水干立烏帽子ニテ勤仕
タル者ナリ時ノ弓太郎年齡宿老ナトハヌキ白以下老シキ
裝束相應スヘキカ射手紅緋桃ノ水干ヲ着スルコト常ノ義
ナリ何レモ縫物ヲ可付且ハ時代ニ隨ヒ且ハ人體ニヨツ
テ可着ナリ

又云射手ノ立時ノ事一番弓太郎二番セキノ前三番弓太郎
ノ後四番セキノ後ナリ是ヲ四ツノ角トイフ也立所ノ高下
ハ參次第ノ手次ニヨリテ被定ナリ然トイヘトモ時ニ當
リテ殊ニ上意ナトハ各別ノ義ナリ去ハ人體ニヨリ亦ハ器
用ニ付テ被仰出先例モ有リ是等ハ非制限

又云射手ヲ撰スルトイフハ五度弓ニテモ三度弓ニテモ兼
テ度數ヲ定メラル、ヲ其後ナニノ射手ハカリヲ撰シテ射
サセラル、ナリ

又云射手自然ト弓ヲ取落ス事モ有ヘシ三足マテハハタヌ
キヲ不レ入シテ取ヘシ三足過ハ肩入テ歩ヨリテ取ヘシ
又云同矢モ弓イマタ打上テ引ヌ前ニフリヨニ引ハナスコ
トモ有ヘシ其時ハ的場中程マテハ射手ハタヌキヲ入テ自
身歩ヨリテ矢ヲ取ヘシ早抄上テ引テ後ニ引ハナシタラハ
矢近ク落タリトモ矢トヨニトラスヘシ是ハ射手ノ不運タ
ルヘシ

タリケルニ入道ノ給ケルハ大方發スマシキハ弓トリノア
ヲ道心ニテ在リケリ永曆元年ニ切ルヘカリシ頼朝ヲ宥メ
オキ今カ、ル大事ヲ被仰下ニコソヤスカラネ云々

吾妻鏡云文治元年七月廿四日甲戌下河邊庄司行平發歸
參御免自鎮西去夜參着今日參營中獻盃酒二品出
御武州北條殿已下群參行平稱九國第一進弓一張云々
二品仰曰行平日本無双弓取也見知宜弓之條不レ可過
汝之眼然者可爲重寶者云々

異本伯耆之卷云長高大ニイカリ汝ハ不覺ノ申ヤウカナ弓
取ハ我カ館ヲ敵ニケテラサル、ヲ耻トス其上館ニ人一人
モナカランモ無念也云々

澁柿云泰時御消息故殿の御時むねと頼思召れたりし射て
とも中にも下河邊の庄司行平工藤庄司景光などの逸物達
の申しは弓取と云は必唯心の上手に有されは寝ても覺て
も此態を思はなすへからすせめては弓を張て置ても一日
に三度はすひきをもすへしそれも心のうちに少あてをす
ることなくてはすへからす

甲陽軍鑑云から澤口にをいて總一せはしきせりあひある
は城内のよき武者いひあはせついで出る其者ともは小原
源丞おなしく權右衛門井桁又左衛門井伊彌五郎檜原戸兵

的場入極意書云射手着座之次第ノコト秀清亭ノ弓場ニテ
稽古ノ時分ハ彼弓場期アリ此北ノ方ヲ座上ニシテ射手ニ
行ニ出テ貴人ノカインヘ北ノマン中ヲマケテ先ツ壬ノ方
ニ着座シテ其次ニ今一行ノカシラノ人同マンナカヲアケ
テ癸ノ方ニ着座シテ總ノ射手次第々々ニ着座シ的ノ方下
座ニナリ侍ラス數度ニヲヨヒテ如此是予カ見オヨヒタ
ル作法ニアラス其後當流ノ初ノ弓場ニテハ是モ期ハ南ニ
アレトモ此度ハ北ヲ座トセス前弓ノ立方西ヲ貴人ノ座ト
シテ後弓ノ立方東ヲ今一方ノカシラニテ次第々々北ヲ
下座トナシ中クホニ着座セリ是予カ親族等カ用來ル作法
ニテアレ但貴人何方ニテモ隨意ニ着座セラル、間カナラ
ス一偏ニハアルマシキト古キ聞書ニモ見エタレハサモア
リナンヤ萬松院殿御稽古ノ丸物小的ナトハ毎度梁ノ方ヲ
末座ニト高國御指圖申サレ候ナリ

○山射手
奥羽永慶軍記云奥州赤坂合戦條赤坂方ニハ山射手ト號シテ弓ノ
者千人アリシカ其中精兵ノ手垂二千餘人表ニス、ミ三百
人ツ、三手ニ分ケテ雨蔽ノ如ク箭ヲ放ツ云々

○弓取
源平盛衰記云熊野新宮條六波羅ニハ公卿殿上人ヒシト並居給
衛鬣なし瀧三郎左衛門と云大強の大弓取其外心かへる若
者共出る

○弓矢取
太平記云人見本間按懸條資忠馬ニ打騎リ城中へ懸入テ五十餘人
ノ敵ト火ヲ散シテ切合ケル遠ニ父カ討レシ跡ニテ太刀
ヲ口ニクハヘテ覆シニ倒レテ貫カレテコソ失ニケレ惜カ
ナ父ノ資貞ハ無雙ノ弓矢取ニテ國ノ爲ニ要須タリ又子息
資忠ハタメシナキ忠孝ノ勇士ニテ家ノ爲ニ榮名アリ

又云大内介降參條先弓矢取トナラハ死ヲ善道ニ守リ名ヲ義路ニ
不レ失コソ可レ被レ思僅ニ欲心ヲ合ヌレハ御方ニ成ルモ早
ク聊モ有レ恨敵ニナルモ易シサレハ今誰ヲカ始終ノ御方
ト可レ惡思

又云越後守仲時以下自害條越後守ハ前陣ニ軍有ト聞テ馬ヲ早メテ馳
來玉ヲ糟谷三郎越後守ニ向テ申ケルハ弓矢取ノ可レ死處
ニテ死セサレハ恥ヲ見ト申シ習ハシタルハ理ニテ候ケリ
云云

○弓矢柱
甲陽軍鑑云信州戸石にて村上義清と合戦ありけるに世間
には武田方勝様に申といへともよく内々の沙汰をきくに
大かた晴信の負と聞ゆる其子細は武田方討死千餘有て手

負へかけて三千ある中に弓矢柱の甘利備前大剛の横田備中討死する

○矢繼早

太平記云 山崎 赤松ノ一族ニ佐用左衛門三郎範家トテ強弓ノ矢繼早野伏戦ニ心キ、テ卓宜カカ秘セシ所ヲ我物ニ得タル兵アリ能ト物ノ具ヲ解テ歩立ノ射手ニ成呼ヲ傳ヒ

鼓ヲ潜テアル畔ノ陰ニヌレハ臥シ大將ニ近付テ一矢ネヲハントソ待タリケル

又云 四月三日 島津元ヨリ物馴タル馬上達者矢繼早ノ手キキナレハ少モ不_レ驕田中進テ懸_レハアイノ鞭ヲ打テ押モチリニハタト射田中妻手へ廻_レハ弓手ヲ越テ丁ト射ル

○弓修行

勝軍地蔵軍記云 當流弓 明應ノ頃四日置トテ四人ノ射手出來シテ名譽ノ射藝ヲ願シケル其中ニ伊賀國へ日置彈正忠豐秀ト云者出來テ當流ヲ射初メ故流ノ射形異ナリトテ日本ヲ弓修行シテ江州へ來リ佐々木高頼同定頼二代ニ仕へ弓ノ師ト成入道シテ瑠璃光坊ト號ス法名以德ト名付ケル

○弓矢修行

勝軍地蔵軍記云六月五日三好方ヨリ伏兵ヲ置キ城ヨリ出ルヨキ侍三人マテ打取ル(中略)一人ハ弓矢修行シケル體なり

佐竹宗三問書云たいはいするといふ義を他流に式體と申すなり

按、たいはいは歩射にも騎射にもいふ名目なりと進退周旋の事にて射藝にかきりていふにはあらず

○足踏

矢代記云九足七足五足の足ふみの事別紙にしるす
大的體拜記云關的次第出立の様如_レ常(中略)同足踏の次第總の前と總の後とは御的始の時同し中は皆始紐納る時よりの向但し少く前弓の方へむかふ様に畏へし足踏は左足より踏始て三足に寄へし歸る時も左の足引て又右の足を先一所にふみ寄て其まゝ左足より後へしさりて始の所に畏るへし但歸る時の足踏に一足口傳有_レ之是は御的始の時一人弓の祝の足踏と云々

武田射禮日記云足踏の事前モ後モ左ヨリフミハシメテ前弓ハ數塚ヲ廻リテ三足ニフミヨリテサテ小足ヲツカヒテ其後左ノ足ヲ的ニ向テ踏テサテ右ノ足ヲ踏定ムヘシ(中略)サテヨクヨク沓ヲ踏入ヘシ總シテ左ノ足ヲ初メニ踏事祝ノ時用フル義ナリ右ノ足ヨリ踏ハシムルコト魔障ヲ退クル時ノコトナリ

○弓立

小將ト云根來法師也

○矢數

吾妻鏡云建仁二年九月廿九日庚午今日渡_レ御新田四郎忠常宅_ニ終日有_レ小笠原忠常獻_レ懸物十物百而伴懸物十之九者幸氏重朝胤長能成行光等依_レ有_レ以_レ箭數_ニ給_レ之

嘉良喜隨筆云三十三間ノ矢數ノオコリハ東山今熊野觀音堂ノ別當何カシノ坊トヤランカ弓ヲコノミ八坂ノ青塚ヲイノヘヲ以テクリソノ歸ルサニ三十三間ニヤスミクリ矢ニテ射ソノシヨリコトオコレリ古ハタンヒヤウト云テカロキ矢ニテツキコシヲコシラヘ風ニマカセテ遠矢ヲ射タルナリコノ始ハ松平下野守殿御内川瀬權内ナリ遠矢ノ無雙ハ同内村田與介也

○體配

荏柄天神緣記云貞觀十二年青陽の春の頃都良香か家にて門生等か弓遊しけるに行逢給ひたりけり(中略)弓場についたちて弓に矢をさしはけてひきわたし給たる御すかた養由かかひなつきまのあたりみつるかなとおの々々目もおとろくほとに二度はなち給へはふたたびあたる百度はなちたまへはも、たひあたるむかしもきかす今もみすいさほひたいはいたとへんかたおはします

弓張記云射手大勢にて四弓立五弓立にたつ事本式になきことなり去ながら三弓立の心になつへし四十人ならば上矢とほり十人其下矢とほり十人又残りの射手如_レ斯立へし五十人之時もおなし但跡十人は上矢下矢々々々々と前の三弓のことく成へし

高忠問書云百手矢代ふる事なきよしおほせ分たり又重て不審申時仰分候一つ、ふり其次第々々に二ゆたちにも三弓たちにも射也前の射手と後の射手としやう翫なり但それをもひとつにふるへし心得て定まる射手をはまへにふりて置也

軍陣問書云弓立とたふみ立たるあひの事弓杖五杖斗也
文明十一年記云正月十七日御所は伊勢守宿所に御方御所様御座也弓たち北方仍東向の中門へ御出成て御見物其次に御すかゝりて大御所様上様れんちうより御見物也
佐竹宗三問書云御所同弓場へ射手の乗被_レ出様に一弓立ならして被_レ參なり是こふしかためと他流に申也

○弓太郎

佐竹宗三問書云御所的の相手の事前にも申ことく前より定事なし荒座になはりてある時御的奉行書立にて當座に被_レ定事もあり又參勤次第に定事もあり弓太郎の事は前

より定也

○關

弓張記云射手の立處高下の事一番弓太郎二せきのまへ三弓太郎のうしろ四せきのうしろ是なり

百手聞書云五度弓次第の事弓太郎の相手向て相手座する其次の射手二番目一組向合又三番次之四番目關の前關のうしろ如斯兩方に五人つゝ座して次第々々に出て射へき也

射禮私記云をと矢御免の事先蹤多し弓太郎せきのうしろにかきりたる事なり云々

○ヲテ

高忠聞書云三弓立にたつ時の矢代の事(中略)若おち二人あらは前にひとりふるへしふりやう前と後とのあひ矢代一組ほと引のけてふるへき也

○前弓

○中弓

○後弓

今川大雙紙云結きたるには近くならばとりてしるへし遠くならば其まゝかしこまるへし其時張かへの弓を持て肩を入へし後より末筈にて袖に當る時心得て袖をあく

のきはに立也弓をはゆひ三つにてとるへし我かたより少たかくみつかかな輪に立なりつるをは的の方へむけす又さきへもむけすしてすみかけて弓をたつへし扱はたぬきさまに的を一目みておしはたぬきすわうの袖のをりめをとりにて刀の小尻を引まはして前の腰にはさむ也扱矢をさしはけて弓をかまへて一目見るなりまつ定見所三つ是なりはやにはとむき乙矢にはうちむきを射る也矢をさしはけさまには先へひねりむけて矢をはくる也扱射果てすわうの袖をはさみたるをはつしてよくくつろけて先右のかたへ手を入れて扱ひちしり左へおし入てもこのことよく引なほして左のあしよりひきて扱右を引きそへてよくあもんをなほし左よりふみいたし三足あゆみ本の座にかしこまるなり うしろ弓のたいはいの事前弓のことく何をもしていはては右の足より引そへて左をひきそへて又右よりうしろへしさりてかしこまるへし又うしろ弓の足引事はいはては後引あし三足はかりなり 家中竹馬記云人前にて弓を射て見せん時は射様は的射ることく紐を納て中弓のたいはいにて可射前弓のたいはいも不苦後弓のたいはいにて射ましき也弓は白木そはしら木丸物の時の如し矢はしんとうたるへし

るに其まゝ入て本の弓を執てしる也其時前弓の人はつかひたる矢をはつして肩を入へし後弓はつかひたる矢をはなして肩を入れて禮をする也

武田射禮日記云射果テ肩ヲ入テ其後足ヲ引入ヘシ足ノ引様前弓ハ前ノ足ヨリ引後弓ハ後ノ足ヨリ引テ小足ヲ引合テモトカシコマリタル所ニナホルヘシ前弓ハ一足ヨリテ取ル足アリ

射禮私記云式の座につくへき次第敷皮をは前弓も後弓も白毛を的の方へ向てしきてくしかみをまはりて著座して廳て脊をぬくへし扱たう紙を取出して扇をぬきてたう紙の上に少すちかへてをくへし前も後も右の方に敷皮の下へをし入て少見ゆる様におくへし

高忠聞書云的射之事前弓の時はかすつかの方に弓のうらはつ一尺はかりおきて持せて兩手にてひほを解て右のひほを右の手に取てさて弓にとりそへて先左のひほを刀のこしりより引とはしまはして腰にはさむなり右のひほを左の手にてまきて小袖とすわうとの間へおしいれてかたの前おしこむなりさて身つくりろひ左の足よりはしめて三足あゆみより扱足を引きそへるへ的を一目見て又左よりふみ出してよくふみさためて右の手にて弓をとりかすつか

○獨弓

吾妻鏡云建長三年正月八日己由比濱御弓始被撰射手云云射手十七人一番武田五郎七郎早河次郎太郎(中略)九番東右近三郎獨弓

武田射禮日記云獨弓ニ敷サスコト是モ敷ハ五十ツ、ナルヘシ置様前弓ノ數ノ置所ヨリハ少後ヘヨルヘシ指様ハ同前

又云獨弓ノ禮敷塚二ノ内ニテ的ノ方ヘ向テ少シ御前ヘ對シテ畏ヘシ足踏ハ是モ左足ヨリ踏ヨリテ同左ヲ的ニ向テ後右ノ足ヲ踏定ムヘシ射果テ引足ノ事大形前弓ノ引テ歸ル足ハナクシテ畏ルヘシ

射禮私記云ひとり弓の禮の事敷つか二ツの中中的の方にむかひてすこし御前へ對して畏るへし又的の方へむかひて畏る事もあり足ふみは是も左の足よりふみより同左の足を的に向て後右の足を踏定むへし射はては引足の事大方前弓の様に引て歸る足はなくて畏る也着座のことは前の方の座に着へし

佐竹宗三聞書云ひとり弓のたいはいは本式にする事なし敷塚の二の中に畏紐をさむる事常のことくして中のたいはいをして射るなり御所的を一人して勤時の事なり三弓立

獨して仕義なり

〇二弓

高忠聞書云的にむかひ少めてをひらき少すちかひ様に畏
てまへ弓のことくひもをおさめて左よりふみ出し何事も
まへ弓のことくして射果て左の足より引よくふみそへ
又左よりふみ出し扱右を踏出し其あしよりうしろむきに
もとの座敷に畏なり大人の前にても是なり外には有へか
らすとなりくし的のおほくうちならひたる中のいては此
ひとり弓の心なるへし前後は二弓のたいはいなるへし
〇三度弓

花營三代記云應永廿九年正月十七日於殿中寢殿南向
有_三的始_三番三度弓也

長祿二年以來申次記云正月十七日御的始未剋事日記には
弓場始と書之射手の衆六人_{三番三}なり

弓張記云五度弓三度弓に弓持かすの事五度弓の時は十張
三度弓の時は六張持たすへしいつれもはりて持物なり

百手聞書云三度弓の事五度弓を三度につめて射る是も
一段の義なり此外相替義無_レ之五度弓三度弓いつれも身
を請入袂を心かけて射へし
〇五度弓

鎌倉年中行事云正月十七日御的アリ(中略)上代ハ五番五
度弓ニテ射手十人近代ハ三番三度弓ニテ六人也

尺素往來云御所的是五番五度弓可_レ爲_レ往古之例候射手
并弓太郎等從_レ兼日被_レ定其人然本間武田小笠原等應_レ
其撰之由承及候

弓張記云おと矢御免と云事これは御所的の時の事なり五
度弓のとき九ツ射あてたる時のころおとやを御免有をい
ふなり

百手聞書云五度弓次第之事射手十人たるへし弓太郎同弓
太郎の相手せきの前せきのうしろ是四のかとて賞瓶の
義なり第一は弓太郎なり弓太郎の心もち足ふみ已下一段
の祕事なり然る間別而の仁體の役なり
〇一五度

吾妻鏡云正嘉二年正月十五日乙丑於_二御弓場_一有_二御弓始_一
射手十人一五度射_レ之_二一番_一宮彌次郎時光十横路左衛門
次郎長重_{以下略}

又云文應元年正月十二日庚辰於_レ濱有_二御的御射手之試_一
被_レ撰_二定其射手十三人_一二五度射_レ之射手一番早河次郎太
郎_{以下略}九濫谷左衛門太郎_{以下略}八下

不審なけれとも今二の矢かすあまりぬれはいても用事な
しと左右ともにいひけるを賀須_次かいはく狩俣をゆるされ
給たらはおつけをつかうまつり持にし侍らんといふを主
人あしくいふものかなもしはつるゝ事も有にと思けれと
も諸人目をさまさんかためにゆるして狩俣をとらせてけ
り賀須_次よく引て放ちたるにいふかことく緒付を射切て的
土におちにけり緒付いつれは矢數三に用るならひなれば
三の數を矢一すちにて持に成にけりとなん
〇ツツ

吾妻鏡云正治二年正月七日甲午有_二御弓始_一二五度射_レ之
有_二矢數_一射手任_レ例預_レ祿

又云正嘉二年正月十一日辛酉被_レ撰_二定御的始射手已上十
三人_一二五度也而藤澤左近將監時親與_二岡本新兵衛尉重
方_一被_レ番之處重方運登之間以_二横澤七郎五郎忠光_一爲_二時
親合手_一重方自後之五度射_レ之

又云文應元年正月十四日壬午今日有_二御弓始_一二五度也射
手十二人一番早河次郎太郎祐泰_{以下略}九濫谷左衛門太
郎朝重_{以下略}七下

又云弘長三年正月十一日壬辰明日御弓始射手之中小島彌
次郎家範依_レ申_二故障_一彼合手小沼五郎兵衛尉孝幸同被_レ止
之_レ所_レ被_レ縮_二五番_一也而今日工藤一郎右衛門尉光泰計申
云就_二家範之故障_一被_レ止_二孝幸爲_二五番_一者若臨_レ期於_二故障
發出來_一者四手不_レ可_レ然若合_二早河六郎祐頼於孝幸_一如_レ元
爲_二六番_一之條可_レ宜歟者仍有_二沙汰如_レ然云云所_レ被_レ相_二催
彼兩人_一也十二日癸巳有_二御弓始_一射手十二人二五度射_レ之
〇九度ノ弓

古今著聞集云陸兵衛尉のもとに又賀須_次新太郎といふ弓の
上手ありける年の始に弓を射けるに九度の弓はつるたひ
今矢三あまりたりけり賀須_次か矢は一筋なりあたらん事は

長祿二年以來申次記云正月十七日御的始射手衆六人_{三番三}
御的はて、つゝの衆には銀劔被_レ下_レ之伊勢守役_レ之
射禮私記云射果て相手とむかひて後の禮の事つゝの射手
は左へまはり又はつしたる人は右へまはるなり
〇矢代

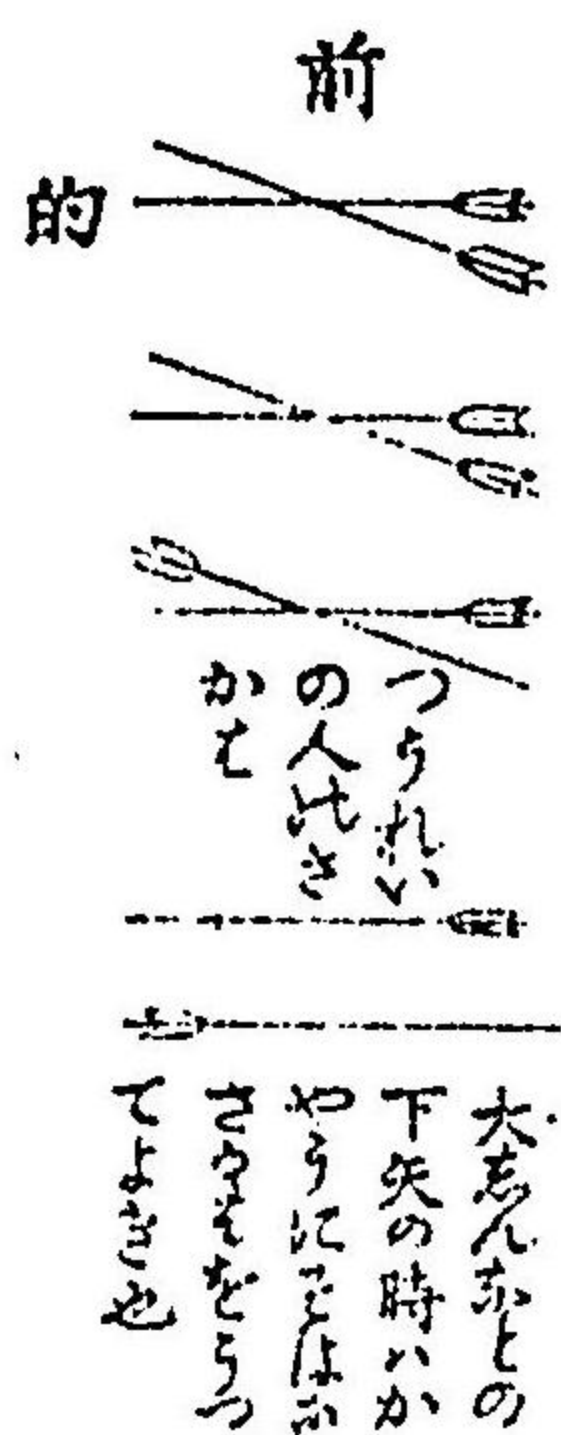
射御拾遺抄云矢代の事いつれも矢さきを的の方へ向て下
矢をすく上矢をすちかへてふりかへるなり上矢より立
へし又數塚のある時はまへのかすつかの前のかよりう
しろのかすつか前へふるなり十人までのことなり十人過
は數塚をくつすへし十人の時は五人つゝ立なりかすをさ
す事も十人の矢數なり

長祿二年以來申次記云正月十七日御的始射手衆六人_{三番三}
御的はて、つゝの衆には銀劔被_レ下_レ之伊勢守役_レ之
射禮私記云射果て相手とむかひて後の禮の事つゝの射手
は左へまはり又はつしたる人は右へまはるなり
〇矢代

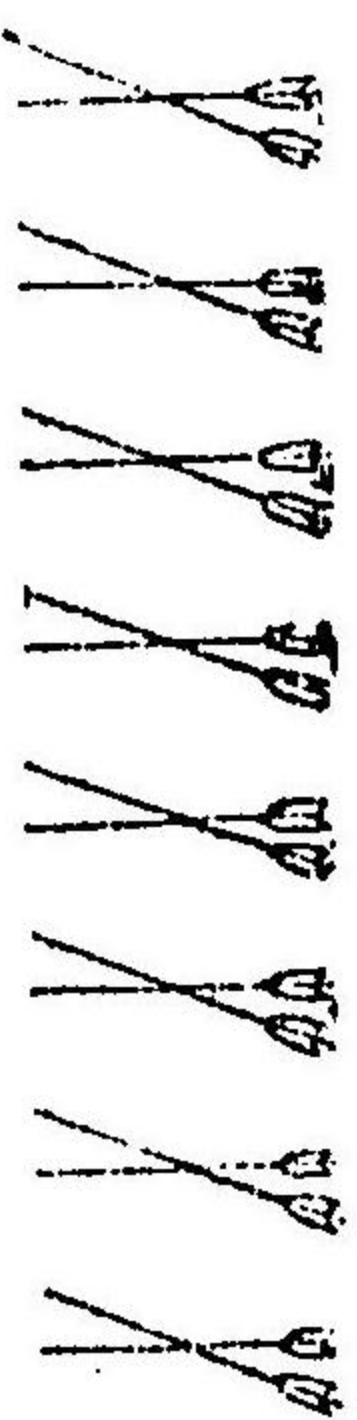
射御拾遺抄云矢代の事いつれも矢さきを的の方へ向て下
矢をすく上矢をすちかへてふりかへるなり上矢より立
へし又數塚のある時はまへのかすつかの前のかよりう
しろのかすつか前へふるなり十人までのことなり十人過
は數塚をくつすへし十人の時は五人つゝ立なりかすをさ
す事も十人の矢數なり

高忠聞書云三弓立にたつ時の矢代の事ふり様は先のこと
く矢代の數をよみて三に分て三二をまへに合てふり三一
をうしろに合てふるへし矢代のかす十五あらは五組前に
ふりて二組とおちを後にふるなり
又云百手矢代ふる事なきよしおほせられたり又重て不審
申時仰分候一つなり其次第々々に二ゆたちにも三弓た
ちにも射也前の射手後の射手としやう既なり但それをも
ひとつにふるへし心得てきたまる射手をはまへに一ふり
て置なり

又云闊的の矢代ふる事とりあはせよくつきそろへ的の方
を見て左へひねり右の手をさか手にとりて右よりうしろ
へまはし矢をおふたるやうに持て的の方へ矢さきをなし
て下の矢を一文字に置上の矢をはすちかへて少後へ引の
けてふるへし下の矢はしたひにまどのかたへよするやう
にしてふるなり乙矢を置さまに的のかたを見ておくなり

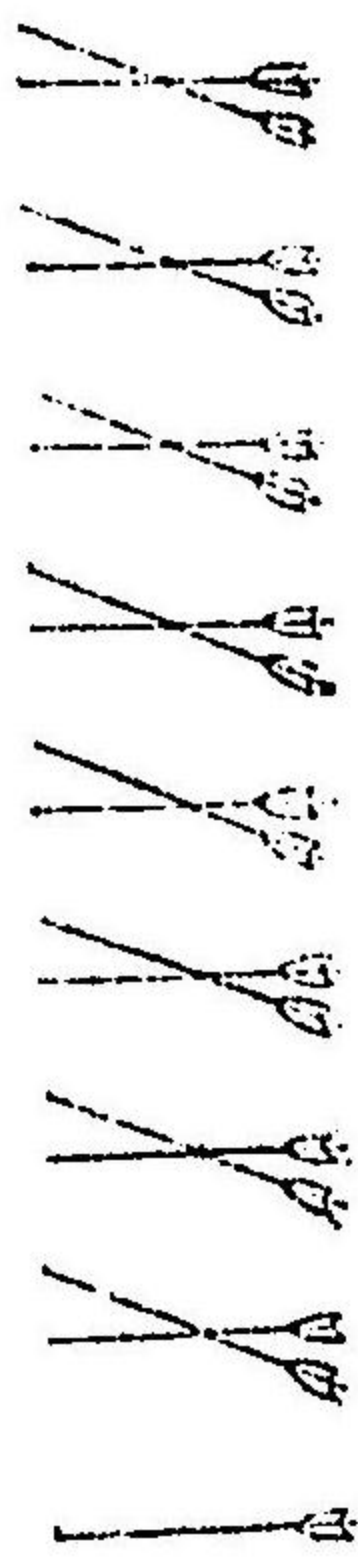


もにたつへしさが羽をはうたぬなり立やうは總て上や立
へし



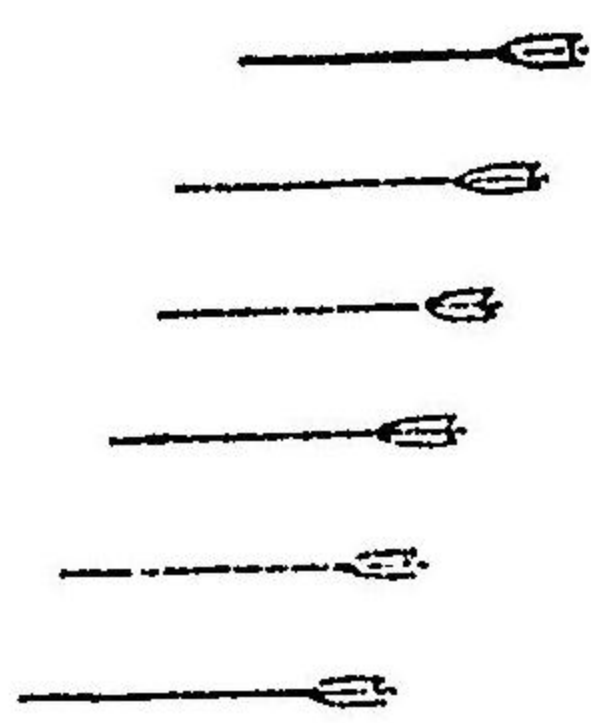
廿人の矢代のこゝろ也三ゆたちめのふり様也十人の矢代
の心也かやうにふるなりたし射手おほくは是をおふて
ふるへし

又云三弓にたつ時の矢代の事ふり様は先のことく矢代の
數をよみて三に分て三二をまへに合てふり三一をうしろ
に合てふるへし矢代のかす十五あらは五組前にふりて二
組とおちを後にふるなり若おち二人あらは前にひとりふ
るへしふりやう前と後とのあひ矢代一組ほと引のけてふ
るへきなり



かやうに引のけてふる也もしねふりあらは前にふるへし
ねふりふたりあらはひとり後にふるへし三人あらは前に
ふたりふるへしいくつもあれ此意得なるへし

か様に下の矢を一文字にうへの矢をはかやうに引のけ
て置なりさか羽も御主などのあかりたる人の下矢ならば
かやうにそはにのけてうつなりたし我もおなしやうなる
人にはかやうにうつなり又矢代ふりなほす時の事もとふ
りたる矢をとるにはまへよりも又うしろよりもとりてふ
りなほす也
又云かすつか置たる時矢代のふり所の事矢代を一つつ
つ置へし射果て後くしをとるへし



此とき立へて事やすつた
のきく弓と矢のさすつ
ふあたられ程ふつへ

又云さか羽うつやう一手矢をしたりとも人の矢代までう
つこと有へからす其故は三弓立の時は我あいても射あて
つればうつへきさきにうちて置ては又何矢をうつへきに
てもあらず今程人のあひてのまてうつ事いはれなき事也
又云三ゆたちの矢代ふる事まつ卅人の時の事なるへし十
人のをはすこしのけてふるへし三ゆたちのは上矢下矢と

又云射手十けんの時矢代ふる事射手は十二騎有へし慕目
を十二とりてふるに十人は十けんなり二騎は若し其より
うちしよしんの人なとをは後にふり置へし十きは次第次
第に十正つふにてかはるへしこしらゆる事矢とりの後に
てこしらゆるなり十正にてかはらは七八疋めにうちのけ
て拵なり矢代のみりやうはかちたちの様にひきめをよく
つきそろへて引目大きにて手にあまらば二にわけてふる
へしいつものことく右の手をさか手にとりて矢をおふた
るやうにして一つふるに機敷の左の妻よりふり始ひきめ
のかた細へむくへし我々か矢代をとるには弓をもて取て
よるへし弓にとり具せてふるへし細きはにて矢代ふる事
あり若十けんなどには如何にさしあひのあらん時の儼な
り射手の慕目を一とりて百疋ならば十人けんみを十疋つ
つにてかはりてするなり矢代ふる人はこしの矢をとりて
むかはきをはきてけつり際にてふるへきなり慕目の方を
座敷へむくやうにふるへし是を座敷むかひの左のつまの
心なるへしけつりきは芝のうへへ引目を少ばかりうち
かけてふるなり座敷のまへにてふるは慕目しり細へむく
へし細の際にて引目を座敷へむくと心得へし
笠掛記云矢代ふる事射手前後をしきたいの時引目を一つ

と取て射手ふるへし馬場のさしきうつて有所にふるへし引目手にあまらは二たひにもふるへしその次第に射るなり引目さくりの方へなるへし

弓張記云三弓矢代の事十くみまつふりて今のこり五くみをまろくして置を云也

百手聞書云自然矢代ふる事もあるへし二十人すくりて射る矢代はつるまで有へし

岡本記云矢代をくつかたにふるといふことはむかしは中をゆたちのかたへたわめいれてまるくふりたりいまはうしろをれんよよにまとのかたへよせてあつちのはむきのことくふるなり古今かやうにちかふことも有分別口傳肝要なり

又云矢代しんとうにさきのみをむかし人のつけていたしたる事ありこれわろしはやく見える所はつる事なれともしせん鳥なとい事あればたゝまとり羽をつけへし第一のかくこ猶口傳あり

大的體拜記云矢代の事先上矢より立と有しは備前守の説歟先代の御的初の時下矢より立と有之又大勢の時縦は三弓立なと立時も初中後上下々々と一度に立事も有之又小勢の時一人勝の射すりには立あかりに射る也其時は

矢代フル所ヨリの方ニイタツキヲ期ノ方ヘナシ矢直ニ置ト見エタリ子カ見及ヒヌルハ不レ然分テ殘ス矢代ヲハ矢代フル所ヨリモ弓立ノ方ニ置ヘシ遠キヲハ大形便宜ヨキホトニオクナリ

矢代記云下矢のさか羽打様上矢を上へのけて下矢を如常打て上矢を如前上へ直すへし同一手の時は如前上矢をのけて下矢にならへて打へし上矢も下矢も一手の時は言葉吉

又云さか羽うち様の事上矢は如常うつへし但一手矢の時は羽中をうつへし

又云犬の時矢代ふると申間敷也引目ふると云へし

又云矢代持て出て神頭を先へなし我が右の方の手にて引提て持て出矢代の所に神頭を的に向て置へし其所に矢代振る人あらは左右の手にて渡すなり

又云矢代に神頭なき時はひやしなとを出し候義も可有之

又云風吹の時矢代二組三組吹散したるは皆ふり渡し弓立の方へまはりてはすをとらへて其まゝ上矢に直すへし

又云矢代振る事先貴人の御前に参り御矢を取振る所に畏り餘の矢代を持也扱貴人の矢を能覚え後に上矢にふる也

總の前の射手次の時は總の後へ行て立也猶口傳

又云圖的次第(中略)扱各思ひ々々の矢代を出大略眞羽きしの打羽山鳥の引尾などにてはきたる神頭也寛は白寛或はこのひ寛なり矢頭も或は一所二所三所卷式の矢代は別に有之歟矢代振様總を取あつめてそろへて神頭の方を下へなして右の手にてうしろへ取まはして征矢負様に神頭は右の脇へ寄羽の方は左の上へ成也さて能ませ合て的に向合すして左の脇を的の方へ向様にそはみ立て神頭を

的の方へなして先一ツ下に置て其上に又筋違て置也間をは置て次第に如斯振へし前より後へは次第に的の方へよる様に振へし前へ矢代を取まはす時も右より取廻也先

一置て又一取廻して其上に置事も有或はうしろより上矢下矢を同じ様に二ながら右の手にて取廻して置事も有次に射あてたる人の矢代を取直して羽の方を的の方へなして能置たる様に角違て置也其相手の下矢の人又射あて、

さか羽打置也是をか様にかさねはせすして上も下もすくにならへて置と云説有之振置たるを取集て又振事後より次第にくつすなり

的場入極意書云矢代ノ振ヤツノ事異ナル義ナシ射手大勢ニテ矢代ヲ分テ振ル時ノコト彼門弟ハ分タル矢代トモヲ

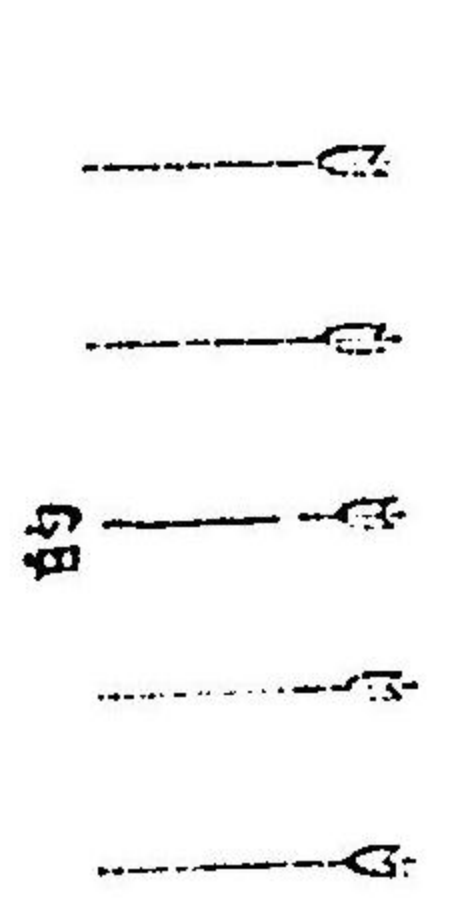
又云風吹の矢代は振る内に四くみより上は皆矢代を取て振直すへし

又云矢代振る時取落事此時は其儘右の手にて取後人まはし取添てふるなり

又云矢代の数は三つ嫌ふなり人に遣もきらふ事也

又云矢代と云時は打と云くしと云時はふるといふへきなり

又云矢代取さまに一度にうたれ候はすは右の手にて筈の本はきの邊を持左の手にて射付のふしの上を持羽先を少あけて持矢代のかみに筈の方を弓立の方になして直に置へし



代下に置筈を弓立の方へなして置常のことく取て下に置取上合候也

又云多人數の矢代あはせ申事左のうてに羽の下おつとり

の邊を持せしゆんにあはせ候なり

又云矢代神頭とは申間敷也祇神頭を矢代に出すと云也

又云落の矢代を畏なとして左右の手にて持的の方を見て

置人は大きにあやまりなり其儘置事なり

又云矢代ふる時我か矢は下矢におくへき也

又云一組つゝふる内にも後には次第に的の方へしさらか

して振るなり扱ふりなほす時は初ふりおさめたる方より

上矢下矢一組宛手に取て一番のことくに幾度ふるともつ

き揃ておしまはしてふるへし又的南にあらん時西に向て

出て矢代ふりに立時は一番に振たる方より取ても振へし

一組つゝふる内におきても上におく矢を大切に弓た

をして弓のうら弭にかゝらぬ程に間を置て振るへし矢

代いかほともあれ如斯ふるへしすちかへて上に置は一

番に立つ矢也大勢ならば上矢計立て下矢は又一度に後に

立へし人すくなくは一組々々ならひて立なり矢一ツあま

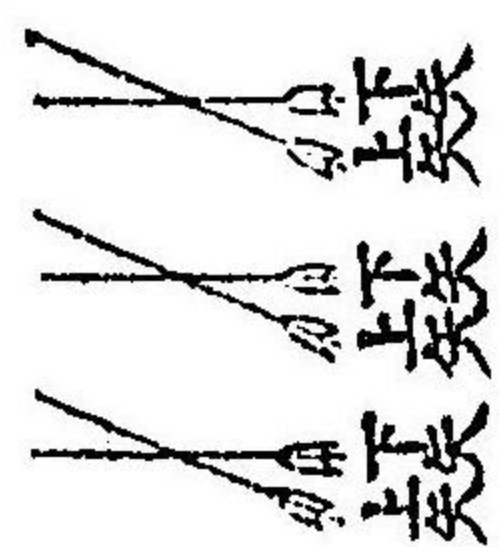
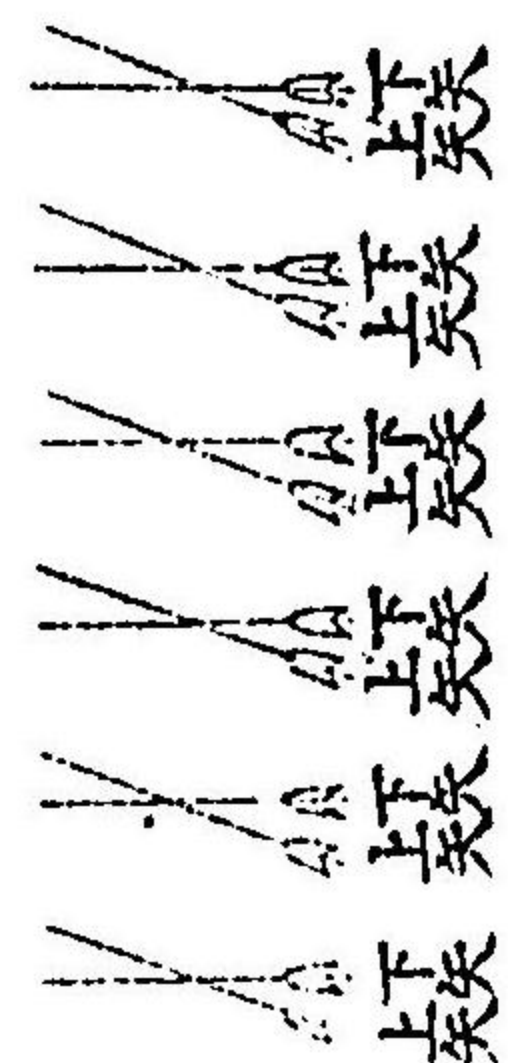
りたらはまつすくに置也

又云矢代多く候て一しゆんに餘り候は下より三分一計

殘して一番の矢代の前に振へし一番の矢代は上矢一度下

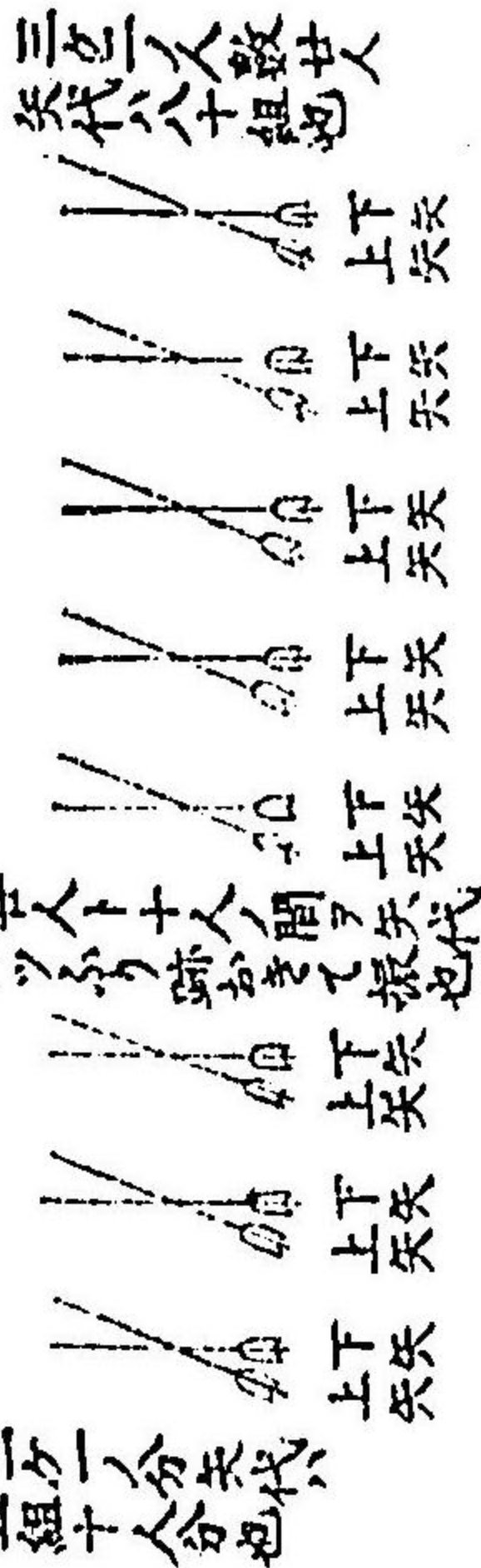
矢一度也後の矢代は上矢下矢一度に射る也是を三弓立と

いふなり



又云人多き時は三弓立
たちても射るなりさか
羽打機むつかしきもの
也人数三十人計あらは
矢代廿人はかりならへ
てふりて扱又一組矢代
置程間を置て十人の分
をならへてふる人数三
十人にはかきらす二弓

立にちとせはき様に有は如何程成とも三分二計を一番に
ならへてふりて後三分一をば兩人しては振へからす矢を
は一度に取て三分二計を振て扱この二ツ間をおきてふる
なり三弓立に立様は三度に立て射る也三番に三分一より
たる矢代も上矢下矢一度に立なり三十人計人数あらは一
度に十人計宛三度に立て射るなり



不言してさか羽うつ也初振て置たることくに程らいは

一手射當たらは人の間様に一手あたると云て打也片矢も

一手も打様は同一ことく人すくなくは一度に立時は上矢に

立て射當たる共まされさる間さか羽うたすとも也

又云此打様は我か下矢に御主にても

亦我よりも上手の人にてあれ一組

に成て上矢の時は相手たらはか様に

打へし上矢の事にて有間下矢の上に

矢にもたせす直にならへてさか羽に

打也

○杓形ノ矢代

岡本記云矢代をくつかたにふるといふ事はむかしは中を

ゆたちのかたへたわめいれてまるくふりたりいまはうし

ろをれんくにまとのかたへよせてあつちのはむきのこ

とくふる也古今かやうにちかふこともあり分別口傳肝要

也

○富士形ノ矢代

矢代記云富士なりの矢の事矢代百も二百も有時置様有是

は勝定院殿御代應永三年圖的射させらるゝ時に奉公衆こ

とことく仕らるゝ時小笠原か様に置れ候由無上祕事な

又云射手の面々一人宛持て來らん時ふる人の右の手にて
下手に取渡して矢代皆々濟候は、ひとつに取合つき端三
度計押ませ左の手の下を右にてさか手に取うしるに廻し
後にて左の手へ取渡し右の手にて二ツ宛取出して下矢は
すくに神頭の方を的の方へなして置也上矢少すちかへて
上にふる也

又云落の矢代候は、立なから片手にて置て矢代の總の矢

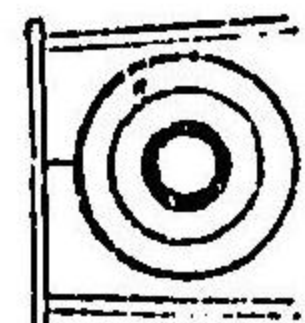
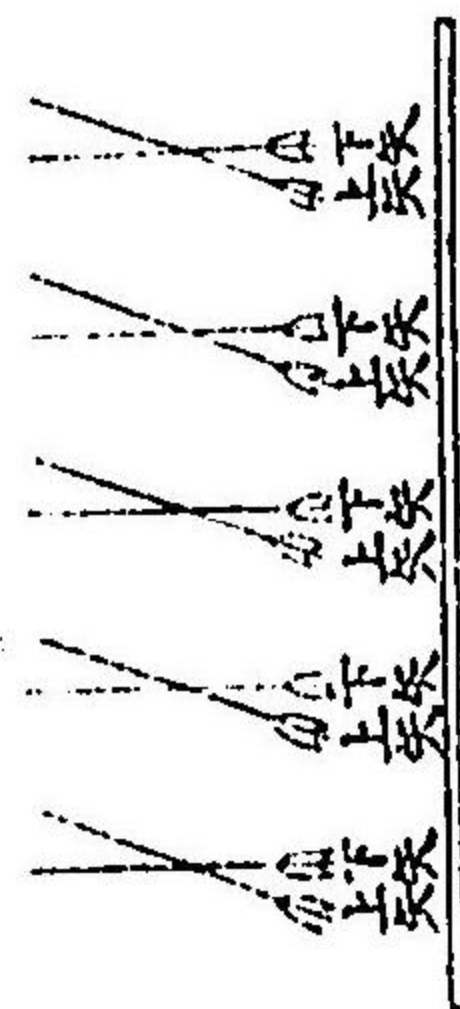
次を見るやうにして我か居る座に歸る也歸道に貴人など

御座候は、手を突罷通也貴人なくは其儘通るへし

又云矢代ちかへ様の事下矢のはき、はより六寸置て上矢

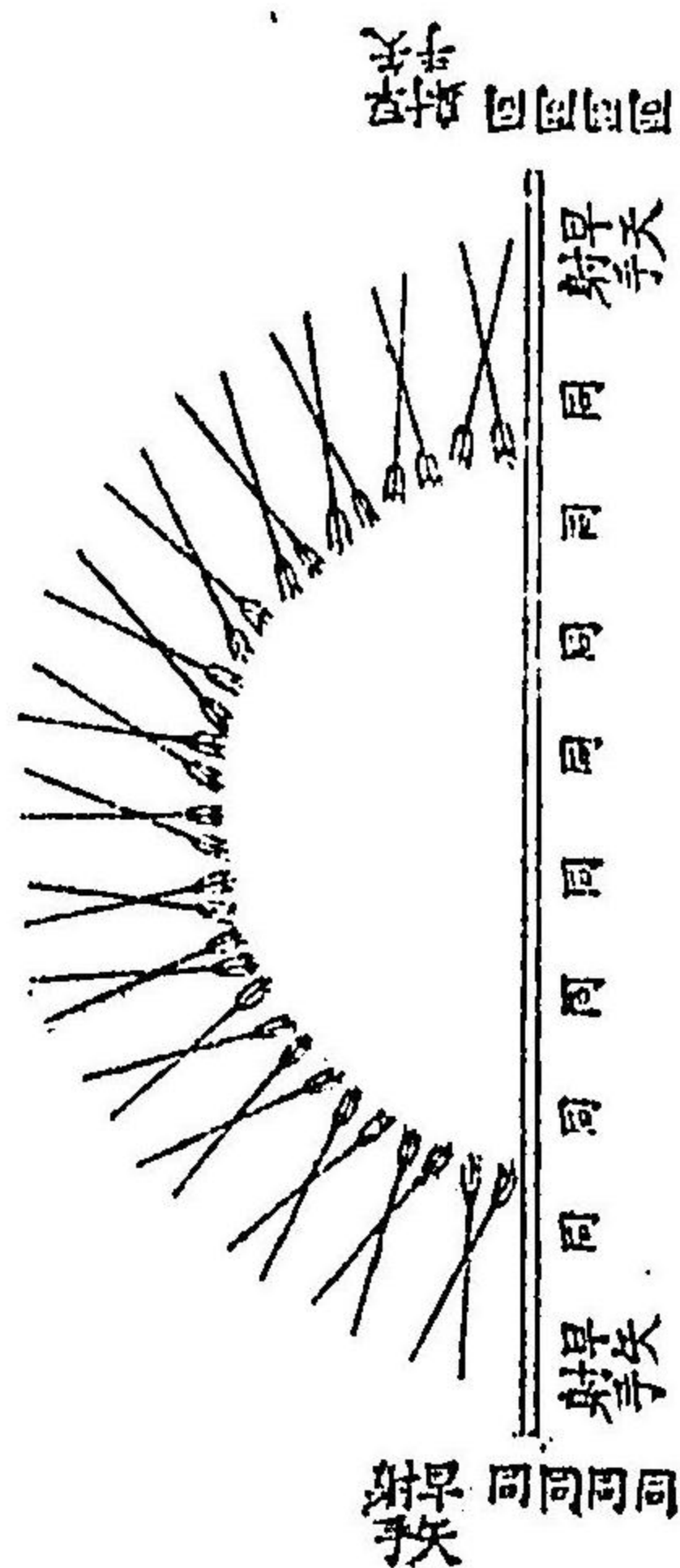
を置也上矢は神頭の方八寸置なり又下矢の神頭の間は八

寸也



又云射當てさか羽うつ
へき様は上矢に立時は
射當てあらは皆肩を入
式體をして射當さる人
はその儘座敷へ歸る時
當たる人は的の方へ向
て弓持ながら畏てかた
矢射當たらは何とも

り富士成と是をいふなり



是は多数の時如斯也縦は十人立動木に四十人有時如
此也扱兄矢の人は十人動木に付十人は動木の弓太郎より
體拜を始る時次第に脇に付たる人迄はらりとするなり弓
太郎矢をはめ候とき動木より脇まではらりと矢をはむる
なり動木に付たる人は兄矢も弟矢も如常射候射取候て
如常座敷になほる也其時脇に直る人立あかり弓に矢を
はめながら妻手にはおと矢を持我かむねに手を懸てはら
りとなほる也其時弓太郎よりいつものことく射候也弓太
郎の人初の動木に付時は此一人ははめたる矢をはつして
弓の外竹に取添て常に取渡時のことく持罷出候

○數塚ノ矢代
高忠聞書云かすつかの矢代ふる事

武家名目抄稿第三百三十七册

塙檢校保己一編

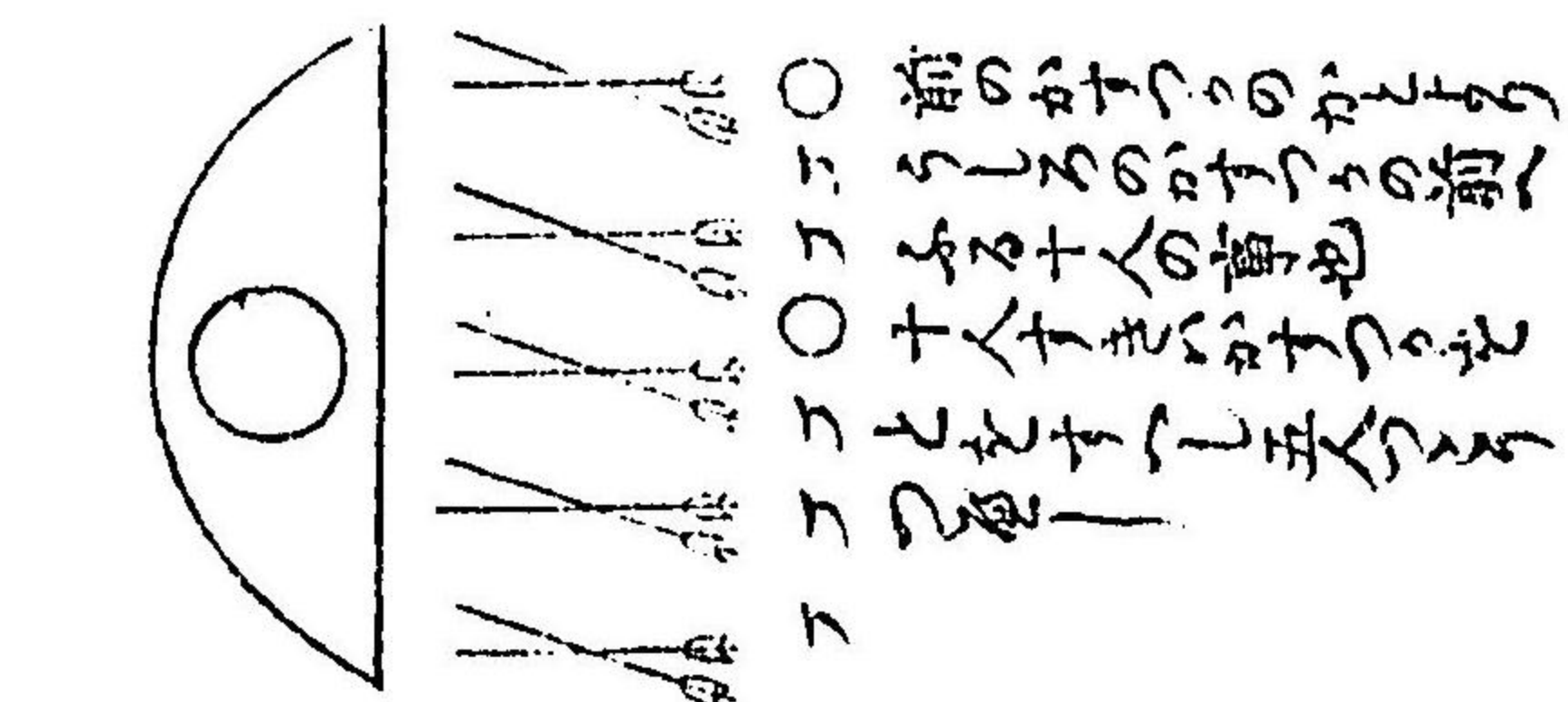
術藝部三下

○弦ツケ

長門本平家物語云 法皇御馬 伊勢氏人爲末とて北面に候け
るものなり七條京極を北へいそげとおほせありければお
のくあせ水になりてつかまつる爲末ちかき御幸かと思
たればとほき御幸にてありけるよとしてしりたる人をたつ
ぬるに一所まで空し二條京極にて征矢に黒ぬりの弓をか
りえて淨衣のそはたかくはさみてはしるこれをまぢつけ
んとやおほしめしけんいそかつともくるしきにとおほせ
あり一條京極にて弓のつるつけするおときこゆその聲い
かしくきこゆ院はたすの明神をふし拜せ給てひかしの
しらむほとになりければ法皇御うしろを御覽すれば爲
末矢おひなかしわきこしにまゐる

○索引

判官物語云 忠信殿 天しやうにひたくとほりさしのそ
きてみればみるときはかりの事なればひかしの山より日



○指矢代

矢代記云指矢代の事征矢を矢代にするなり武用專にする
なり又居ながら我矢を見知るなり指矢代を出事我身を卑
下する心なり根を出すはいんきんの義神頭を出せは理運
の義なり

かやうにかすつかのあひた
に二人立へし以上五人を後
の數つかの後に三人たては
五人也五人つゝ立へきなり
○ネフリ矢代
矢代記云立あかりねふり矢
代とて有別紙にしるす也
高忠聞書云ねふりの矢代を
は大まへにをきてそれにも
ちかへるなり但いつくにも
このことにしたかひて置へ
しきたまらす

のひかりさしたるすきまより入てかゝやきたるかふとの
ほしかな物のきかとして見えたりとりおろして草すりな
かにきくたしてやかておひゆみおしはりすひきうちして
かねをつくやうにつるうちしほうてう殿の二百よきおそ
しとまつ

太平記云 山門 百矢ニ腰取寄テ張カヘノ弓ノ寸引弓テ相
模國ノ住人本間孫四郎資氏下總國住人相馬四郎左衛門尉
忠重二人此陣ヲ堅テ候ノ矢少々ウケテ物具ノ眞ノ程御覽
候ヘト高ラカニ名乗

大友與廢記云 山梅時遠志賀 肥前守かくみに若雁又之助と
いふ大の男あり弓勢人にすくれ四人はりを曳三尺五寸の
矢束なり(中略)此ものうつほより矢一筋とり出し四人は
りにうちつかひ射よげにやおほえけんこの矢先にては薩
州ものをいかほとか射ころさんあつはれ中書の胸板もと
ほしつへうおほえたるなど荒々いひて二三度すひきする
にとりはつし矢はなれて中書先の先を乗馬の沙手のはつれ
にしたゝかにたつ

○弓倒

宇治拾遺物語云 門部府生海 うはやかかたへ出てあるへき
やうにゆたちして弓をさしかさしてしはし有てうちあけ

たれはかいそくかむねとのものくろはみたるものきてあ
かき扇を開きつかいてとくくこきよせて乗りつりてう
つしとれといへともこの府生さわかすして引かためてと
ろとろとはなちて弓たをして見やればこの矢目にもみ
えすして宗徒の海賊かいたる所へはやく左の目にこのい
たつきたちをけり

佐竹宗三聞書云同的の時弓たをしをするとてうつ所を見
るは悪し的を見つめて打へし

岡本記云まとのとき弓たをしをする時にせんと草のはな
とをうらはつにうちはさむ事あるへし弓をたて、かたを
入ゆんでへ弓をとりわたくして扱弓をくり入草のはをとり
てめてのかたすて、さてあしひきあはせのあしにのきて
扱てやかて惣のいてとおなしくつれたちて可歸た、し
おとやあらはくさのはをとりてすて、やかておとやをつ
かふへし

百手聞書云三五度弓次第の事前弓は前の敷つかの元にう
らはつを四五寸ほどさきへいたし弓をゆるるそへすにて
扱る弓は敷つか角のかたなるへしうしろはうらはつを敷
つかに付ほとにして扱へし何れも敷つかを前にして的を
射るたいはいはまたしち以下五度弓とてかはる事なし常

レハ案内ハ知タル覽ト問給ヘハ云ク
太平記云 其遙ナル谷ヲ阻テ二丁餘カ外ニ控ヘタル
荒尾九郎カ鎧ノ千檀ノ板ヲ右ノ小脇マテ籠深ニクサト射
込ム一箭ナリトイヘトモ究竟ノ矢坪ナレハ荒尾馬ヨリ倒
ニ落テ起モ直ラテ死ケリ舍弟ノ彌五郎是ヲ敵ニミセシト
矢面ニ立隠シテ楯ノハツレヨリ進出テ云ケルハ足助殿ノ
御弓勢日來承候シ程ニハ無リケリ此ヲ遊ハシ候ヘ御矢一
筋受テ物ノ具ノ實ノ程試候ハント欺テ走テ敵テ立タ
リケル

○一ノ矢
○二ノ矢
○三ノ矢

源平盛衰記云 公藤介 八月廿四日辰刻ニハ兵衛佐殿上ノ楯
山ヘ引キ給フ萩野五郎末重兄弟子息五騎ニテ追係奉リ申
ケルハ此先ニ落給フハ大將軍トコソミエ給ヘマサナクモ
後ヲハミセ給フ者哉無益ノ謀叛起シテ源氏ノ名折給ヒヌ
返給ヘ々々トテ馳來ル佐殿ヤスカラス思ヒケレハ只一
人留テ一ノ矢番テ射給ヘハ萩野カ弓手ノ草摺リ様ニ射
コマレタリ二ノ矢ニ鞍ノ前ツハマ馬ノ背懸テ射渡シ給ヘ
リ馬シキリニ睥ケレハ萩野馬ヨリ落ツ三ノ矢ニ彦太郎カ

のことくなり打上弓たをしすへし

○弓返

今川大雙紙云引目をしらへるにはひほをもとかすはたぬ
かす弓返しせずして射へきなり

高忠聞書云弓返しをば大事の物いるにはせぬなりそのゆ
ゑは射はつさはやかて二の矢をつかいたためなり弓返し
をしてはをそくつかはるゝなり

又云船中にて弓返しをばせぬ事なりはしめ一番いる時の
義なり舟にてかへるといふことを斟酌の義なり

家中竹馬記云弓返しと云詞はわろし弓を射返して杯と云
へし

常照愚草云常に人物かたりに弓返と云事いはれぬ事なり
弓をいかへしてといふへし

○弓勢

扶桑略記云 康平五年十一月 後日武則語 義家 曰僕欲 試 君
弓勢 如何 爰武則重 疊 堅 甲 三 領 懸 於 樹 枝 恣 令 射 之
義家 一 發 貫 甲 三 領 武則 大 驚 曰 是 神 明 之 變 化 也 豈 凡 夫 之
所 堪 乎

源平盛衰記云 權亮少將維盛ハ齋藤別當ヲ召テ抑頼
朝カ勢ノ中ニ己程ノ弓勢ノ者イクラ程カ在ル東園ノ者ナ
馬ノ胸帶盡射サセテ是モ馬睥ケレハ足ヲ越テソ立タリケ
ル

高忠聞書云二の矢と云事ははさみたる矢をいる事申に及
すゑひらにさしたる矢とてもあれうつほにさしたる矢に
てもあれ矢一射てやかている矢を二乃矢と云なり少も返
留あらは二の矢にてあるまじきなり

又云しんとうなみにて物を射る時も二の矢と云へし三四
にならば又矢をつかひてとりたるへし總て物語に二の矢
をつかひてと語るへし三の矢とはかたるまじきなり

岡本記云かりに一の矢二の矢と申事ろんあるへしまつ弓
の張革をくらへて見るにはかたき弓まつ矢をつくなり

小笠原入道宗賢記云おつとり、射たる共二の矢の外は
また射てまた射てといふへし三の矢四五のやなど、はい
ふへからす

又云二の矢とは一つ射てやかてあいたもなくまた射るを
二の矢といふ也是も一人しての事なり射手兩人ならば二
の矢にあらず

義殘後覺云 今ハ早間近ト存スレハ爰ヲ前途ト振
リタリケル有無之丞是レヲ見テ矢頃ニ成リシカハ引設ケ
テツハト射ル七九郎心得タリト云カト思ヘハ矢ハ二ツニ

成テ二方ヘツ飛タリケル見物ノ人々ハツト見ケレハ有無之丞カニノ矢ニテ弓手ノ腕ヲ筈本セメテ射込ケレハ長刀カラリト捨タリケリ

○矢壺

保元物語云 爲朝射 義朝傳 よしともほととのきをばかうはたれか

いさするこゝにて入りうにうらかせん事はよもかなはしとうちわらへはためともさん候一のやにをひてはかたかた存るむね候てわさとしきたい申又御よろひをは入りうとは見て候何にても候へ二のやにおいて申うけんする候やつほをさしてうけたまはらんまつかうくひのほねはたれも候つるきりつるはしりしやうしのいたわきたてのうへこゝをいよとむちのさきにてうちたゝきて御まへのさうにんをのけられ候へとそてくすねひきそゝろいてそむかふたる

たかたち雙紙云鈴木聞てあふよくいふたりかめ井たゝし重家はなかつにはらまきにかたひかせ矢つかも矢つほも覺えねともさらは射て見んかめ井とておなしくやくらにあかる

太平記云 久我頼 合戦傳 尾張守ハ三方ノ敵ヲ追マクリ鬼丸ニ著タル血ヲ笠符ニテ推拭ヒ扇開仕テ思フ事モナケニ扣ヘタ

ヒケレハ二ノ矢ヲ番テ一分モ不違態ト前ノ矢所ヲ射タリケル

又云 山門 攻傳 本間小松ノ陰ヨリ願レ件ノ弓ニ十五東三臥忘ルル計引シホリヒヤウト射渡ス志ス所ノ矢所ヲ少シモ不違鏡ノ弦走ヨリ總角付ノ板マテ裏面五重ヲ懸ス射徹シテ矢サキ三寸計チシホニ染テ出タリケレハ云々

○矢目

保元物語云 山田小三郎爲朝 傳 これゆきちからをよはすしてたた一きすこゝとそひかへたる(中略)こゝろのはやままになましひなる事はいひちらしつともものは一人もなしされはとて又とつてかへすへきにもあらず明日はきすのしつけんいくさのひやうちやうあらんするに山たか八郎殿にいられたりけるやめはいつくそよるひはこらへたりけるかくちにはにさりけりなんといはれんとき何しかとこたうへき

平家物語云 はしかつ せんの傳 しやうめうはうはいたてあまたおひはうゝかへりてびやうとう院の門のまへなるしはのうへに物のくぬきおき矢めをかそへたりければ六十三うらかく矢五所

曾我物語云 源太としげやす がしゐんの傳 うへのしげみよりしか一かしら

ル處ヲ範家近々トテラヒ寄テ引ツメテ丁ト射ル其矢思フ矢坪ヲ不違尾張守カ宵ノ眞甲ノハツレ肩間ノ眞中ニ當テ腦ヲ碎キ骨ヲ破テ頸ノハツレヘ矢サキ白ク射出タリケル間サシモノ猛將ナレトモ此矢一筋ニ弱テ馬ヨリ眞倒ニトウト落ツ

○矢所

長門本平家物語云 木曾合 戰傳 よしなかは二さいになりけるをはなくゝあひくしてしなのに越て木曾仲三兼遠といふ者みてこれをやしなひておとこになしたりたかをしへたる事なけれとも弓矢をとりたるすかたのよきにちからもころの人にはすきたり馬にもしたゝかにのり空とふ鳥地をはしるけた物矢とこに參るものゐはず事なし

源平盛衰記云 宇治合 戰傳 上總太郎判官弓ヲ引儲テ矢所ノシツマルヲ待ツ處ニ忠綱ニ組ント志サシテ馳テカ、リケルヲヨツヒキ放ツ矢ニ源大夫判官カ内甲ヲイタリケレハ矢尻ハウナシヘツト通り血ハ眼ヘン流レ入ル

太平記云 後醍醐 傳 アハレ是ハ百足蛇ノ化ケタルヨト心得テ矢頭近ク成ケレハ件ノ五人張ニ十五東三伏忘ル、計引シホリテ肩間ノ眞中ヲ射タリケル其手筈鐵ヲ射ル様ニ聞エテ筈ヲ返シテソ不立ケル秀郷一ノ矢ヲ射損テ不安心

いてきたりかちはらけんたひかへたるゆんでをとほりてそくたりけるかけすゑさいはいにやとよろこひてししやをうちつかひよつひきはなつをつさますちかひにくひをかけつゝとそいぬきたるされともしかはものともせずおもふしげみにとひくたる二の矢をとつつかひむちうちくたすところにおしきに馬をのりかけてあしなみみたるところにおりたつてむまひつたつるそのひまにはたけ山の六郎しげやすはせならへてよつひてはなつれんたかやめをはきはまてそいけるけんたにはしたゝかにいられぬしゝはすこしもはたらかす二つの矢にてそとゝまりける

挾物記云主人など鳥を遊され候時鳥と矢を取參事矢のはつをさきへなしの中へのんを右に持矢のかしらのかたをさきへなし矢めを上になし左の手にすゑもちて參るへし矢目なくは鳥のむねを上になしもち參るへし矢目なきとて矢目なとつけ候事有へからす鳥いまたしなぬ事あらはおしころして矢にそへて參へく候也主人直に取らはもちてまわりたるまゝにて兩方もちながらさけ申へし

○矢頃

平家物語云 忠信 傳 能登殿の矢先に廻る者の射落されすと

いふ事なし中にも源氏の大将軍九郎義経を只一矢にとね
らはれけれとも源氏の方にも先に心得て奥州の佐藤三郎
兵衛嗣信四郎同四郎兵衛忠信江田源三熊井太郎武藏坊辨
慶など云一人當千の矢ころによせてひかへたり

曾我物語云 おくのいかに たきくちはくまぐらのきたのわき
をすくるにらちのそとにくまの大なるを見つけてもとの

しけみにいれしとひら野におひくたすところたきくち
大なるふし木にむまをのりかけまつさかさまにはせたを
すむまをかへりみすゆみのもとをさうのあふみにのりか
かりくさ葉かくれに矢ころすこしのひたりけるを三人は
りに十三そくの大かふら矢につかひこふしうへにひきか
けひやうとはなつ

太平記云 四月三日 合戦條 鳥津モ馬ヲ静々ト歩マセ寄セテ矢頃ニ
成ケレハ先安藝前司三人張ニ十二束三伏且シ堅メテドト

放ツ
岡本記云矢ころといふ事は其人々にあるへしわか心にも
物をはいつすまじきと存ほとのを矢ころと申なり然は
こひやうつよ弓にもこの矢ころかはるへし云々

弓張記云矢ころ矢たけといふ事むさと云まじき事なり我
ふんさいによるもの成間人の矢ころ矢たけをなにと知て

さすへきやわか矢たけわか矢頃といふへきなり

○矢丈

會津四家合考云 須賀川 城條條 已ニ兩陣ノ間五町ニハ過キスト覺
タル時互ニ鐵炮打違ヘ次第ニ進寄テ矢長許ニモ成レハ竹
貫中務少輔カ手ノ強弓ノ精兵六百餘人中ニモ水野勘解由
ナト云者大狩俣ヲ差詰散々ニ射懸ケレハ矢ニ當リ鐵炮ニ
討レテ矢庭ニ手負死人大勢ニ及フ

○遠矢丈

小笠原入道宗賢記云遠矢たけといふ事猶しれぬ事也

○矢筋

夫木抄云箭光俊朝臣いまのよや弓の心もあらはれてはな
つ矢すちのちかはさるらん

○矢音

高忠聞書云矢音乃事引目の犬にあたりたるはときといふ
はつれたる矢音はいすんと云小笠原の矢音ひはたといて
と云やふさめの矢音はたひつといてと云そやの矢音ひや
うつはといこうたと云かりまたの矢音ひやうふつといき
つてと云

又云ひやうしといてと云是は圓物の矢音なりしんとう
の矢音ひはたといてと云是は御意をうけたるにて候わろ

く覺候やへいしといふ是は物にかきてをきて候

又云一手しんとうにてしきのはさみものを射てはひやう
はたと射てと云也はつしたるときはひやうすつとはつし
てと云なり四目にてしきのはさみものを射てはひひはた
と射てと云なりはつれたる時はひすつとはつしてと云也
しんとうにて草鹿丸物鳥菟狸本草の葉はなみふせいの
物をいてはひやうすつとはつしてと云なりかふらにて
物をいてはひふつといてと云なりやふさめの的に射あて
たる時はひはたと云なりはつしたる時はひすつとはつし
てといふなり四目にて草鹿丸物鳥菟狸ふせいの物をいて
はひし〜と射てと云なりはつしたる時は是もひすつと
はつしてといふなりかりまたにて物を射てはひやうふつ
といてといふなりはつしてはひやうすつとはつしてと云
也そやけんしりにて物をいてはひやうつとは射てと云な
りはつしたる時はひやうすつとはつしてと云ふ何も々々
物々によりて言葉かはるへき也

笠掛記云引目はつれて海河へ入矢音はたんへいと語へし
あたる矢音はへしとしつと射つけてと云

大友與廣記云 盤運矢音 指南條 夫矢音の事はそやけんさきにても
のを射て中たるときひやうつとは射てといふいふきてと

もいふはつれたるときはひやうするとはつしてといふな
りかりまたにてものを射て中をはひやうふつといふいき
りてとも云はつれたるはひやうするといふかふら矢にても
のを射て中たるときひやうふつと云はつれたるときはひ
すつといはすしてと云しんとうにて中たるときはひやう
しと射てといふはつしてはひやうすといふ矢頃にては
さみものを射てはひやうはたと射てと云はつれたるはひ
つと云四目にて物をいてあたるをひしといてといふはつ
れをはひすつとはつしてといふひき目にて物を射てやし
をはとき射てと云笠かけの矢音へしと射てと云小的の矢
音はふしといてといふみつの同前大まとの矢をととはは
たと射てといふなりかやうのことも侍の知へきことなり
よく〜おほえよとのしなんなり

○矢風

保元物語云 爲朝射 箭羽條 はけたるやをさしはつし又うはやのか
ふらをはけかへてすとうこれを見よいゑするなかさしに
てしもつけ殿をいおとしたてまつらんと思へともかたか
た存するむねあれはきすはつけ申さしやかせはかりをひ
かせたてまつりきもをつさせ申さんとてこふしたかに
さしあけてかふらのうへ迄からりとひきあけてはなされ

たり御しよちんのうちひきむたりてよしものか
ふとのほし七八いけつてはるかうしろなるほうしや
うこんいんのものといひらあつさ五六寸ばかりなるか
なものでみにのなかすきてそ立たりけるかふらさつと
われてはらりとあつつはものともははつとさわきてあき
れたり

○矢筈

吾妻鏡云文治五年十一月十七日癸酉二品爲_レ歴_二覽鷹場_一
出_二大庭_一給及_二昏黒_一狐一匹過_二御馬前_一數十騎相_二逢於左
右_二二品_一令_レ挿_二鑷給愛千葉四郎胤信_一從_二篠山丹_一二者
弓箭違者也引_レ弓合_レ燈進_二寄於御親右_一此間與_二御矢同時
發之_レ處御矢不_レ中丹_二之箭中_一狐之腰_二二品乍_一知_レ食_二被_レ
發_二御聲_一于_レ時篠山一瞬之程下_レ馬取_二替御箭於已矢_一立
了俊大草紙云矢筈は馬すふる所にて只一聲ひきて答て檢
見の方を見へし矢筈の高は田舎射てといふなり

高忠聞書云鹿を射て矢こたへするにはかはをあふのけて
ああと矢こたへするなり馬の足をもいたすへし如_レ此被_レ
仰時いとりの物を二の矢をもつかひて射へき所に矢こ
たへして馬の足を出す事いかかと不審申處に矢射つけて

發_二矢聲_一太微音也

やる上はそのためのせこなりその鹿をはせこととむへき
なりと被_レ仰候なりあと矢こたへをする事鹿に限りたる
ことなりこと物にあと矢こたへする事はなきなりしかき
にたちても矢こたへすへししかきとはかちたちにいる
時のことなり前おきの物を射ても矢こたへをして馬足を
出すへし矢こたへをするには犬追物の時のこととたへく
ひをつくりておおとなくするなりこれはあまた射あて
たる時論する事あらははやく矢こたへしたる射てはやく
いつけたるにてあるへし
又云ししをいるをはかちたちのときはしかきに立と云馬
にている時はうつにひかへてと云なり弓手にても妻手に
てもいる也矢所さたまらず矢こたへは少しうしろへそり
てひらきてああと云なり
岡本記云ししをいて矢こたへの事あといふへしこれは
いぬおふ物の時にはかはるなり口傳條々あり
○矢聲
吾妻鏡云建久四年五月十六日辛巳可_レ然射手三人被_レ召_二
出之_レ賜_二矢口餅_一先景光依_レ召_二參進_一躰居取_二白餅_一置_レ中取
赤置_二右方_一其_二後_一三色各一取重_レ之_二中_一置_二子座_一左臥木之
上是供_二山神_一云々次又如_二元_一三色重_レ之_二三口食_一之_二始_一中_二次_一左_二鹿_一

武家名目抄稿第三百三十八册

稿檢校保己一編

術藝部 四

○馬藝

續日本紀云承和二年五月庚戌亦御_二同殿_一覽_二種々馬藝_一
源平盛衰記云_二輪_一白旗五拾疏計_レ木末ニ打立テノ給ヒ
ケルハ守テ時ヲ移スヘキニアラス礎ヲ落スニハ手細アマ
タアリ馬ニ乗ニハ一ツコロニツ手細ニニ鞭四ニ籠ト云
フテ四ノ義アレトモ所詮心ヲ持テ乗モノソ若キ殿原ハ見
モ習ヘ乗モ習ヘ義經カ馬ノ立様ヲ本ニセヨトテ直逆ニ引
向續ケ々々ト下知シツ、馬ノ尻足シ引キ敷セテ流シ落シ
ニ下シタリ

○馬乘

古今著聞集云武藏國住人すすきの平太經家は高名の馬乘
馬飼なりけり平家の邸等なりければ鎌倉右大將めしとり
て景時にあつけられにけり
徒然草云城陸奥守泰盛はさうなき馬のりなりけり馬を引
出させけるに足を揃へてしきみをゆらりとこゆるを見て

は是はいさめる馬なりとて鞍をおさかへさせけり又足をのへてしきみに蹴あてぬれば是はにふくしてあやまちあるへしとのらさりけり

里見義安分限帳云五千六百拾俵馬乘七拾二人是ハ大方百姓也

安土日記云天正七年四月八日御小姓衆ニハ馬ヲノセサセテ御弓衆御側ニ被_レ置_二手ニ分テ馬乘衆御責子乘ノ中へ掛入候

○荒馬乘

平家物語云木曾殿木曾は信濃より巴歎冬として二人の美女を具せられたり歎冬はいたり有て都に止り中にも巴は色白う髪長く容顔誠に美麗なりけるか究竟のあら馬乗の悪所落し弓矢打物取つてはいかなる鬼にても神にてもあはうといふ一人當千の兵也

宮樞記云宮樞次郎政親ハ容儀骨柄諸藝人ニ勝_レ剛弓精兵大力究竟ノ荒馬乘誠ニ千兵得_レ易一將ハ求難キ者也云々

○乘尻

長門本平家物語云浮島原馬は早はしりのきよくしんたいの逸物なるに究竟の乗しりともかのりおおせてむまのいなをならへておやもしね主もしね子もしね従者もしねそれをも見あつかはんする事もゆめく候はず如何なる郎

又云同年五月戊辰有_レ敕公卿於_二武德殿馬場一令_二角走_一左右馬寮御馬各十疋令_二左右近衛各十六人左右兵衛各三人春宮坊帶刀舍人三人而騎射_一

○競馬

百練抄云寛和二年丙戌六月六日法皇仁和寺覽_二競馬打毬_一扶桑略記云萬壽元年九月十九日甲辰行_二幸賀陽院_一有_二競馬事_一

吾妻鏡云文治五年四月三日乙亥御岳祭二品御參宮馬場儀馬長_{十五}流_{十五}鑄_{十五}馬_{十五}競_{十五}馬_{十五}番

又云康元元年八月十二日庚午來十六日競馬役事仰_二相州已下諸方_一被_レ召_二強方_一此程令_レ習_二彼藝_一亦御隨身格勤等之中被_レ撰_二能者_一云々

又云正嘉二年六月十三日辛卯今日於_二最明寺_一有_二競馬_一是ほし折云さらはつくしへ使者を立よとて長者の門にさか木をたつるをりふし長者出あひ給ひてこれは何と申子細そやさん候こうするは八月十五日に宇佐八幡の御まへにて放生會と申事をとりおこなはせ給へそれはさていかの物の入事にて候そさむ候しきしやうこくしやうしんくわん宮人八人のやをとめ五人の神樂おのこ参りていとうのつつみをうちさつくのすすをふりあけけい馬あ

等も一人してつよき馬四五疋つつのりかへにもたぬものは候はず

○十列

吾妻鏡云嘉禎三年八月十六日甲午將軍家御參宮河津八郎左衛門尉尙景佐々木七郎左衛門尉氏綱以下衛府爲_二十列_一競馬_番役行_二粧各極_一花美_一

關東評定傳云寛元二年癸卯今年放生會依_二御宿願_一結_二構十列_一六位所_レ設也流鑄馬射手信濃大夫判官片綱小笠原六郎時長等射_レ之的立能登前司光村以下勤_レ之

○走馬

續日本紀云大寶元年五月丁丑令_二群臣五位已上_一出_二走馬_一文德實錄云天安二年五月乙丑停_二騎射走馬之觀_一不幸_二武德殿_一云々

百練抄云天延三年六月十五日公家始自_二今年_一被_レ獻_二東遊走馬等祇園社_一依_二去年_一飽瘡時御願_一也

○角走
文德實錄云天安元年三月丁卯有_レ敕遣_二使神泉苑馬場_一角御馬之走足也

又云同年五月庚子有_レ敕遣_二使武德殿馬場_一令_二角走_一左右寮御馬各十疋

けむまみこのむらししてんかくとをつてのちやふさめ候
太平記云龍馬鳳關之西二條高倉ニ馬場殿トテ俄ニ離宮ヲ被_レ立タリ天子常ニ幸成テ歌舞蹴鞠ノ隙ニハ弓馬ノ達者ヲ被_レ召_二競馬_一番ハセ笠掛ヲ射サセ御遊ノ興ヲハ被_レ添ケル

○百番競馬
平家物語云くはんたははうへ大殿の北のまん所なのめならす御なけきあつて御さまやつしつゝいやしき下らうのまねをして日よしのやしろに御さんろうあつて七日七夜

かあいたいのり申させ給ひけりあらはれての御いのりに
は百はんのひとつ物百はんのしはてんかくけいはやふさめすまふおのく百はん百座のこんわうかう百座のやくしかう一しやくしはんのやくし百たいとふしんのやくし一たいならひにしやかあみたのそうおのくさうりうくやうし給へり

源平盛衰記云白山神輿日吉社ニテ可_レ被_二啓白_一之由仰テ天台座主江被_二送進_一其願書ニ云日吉社ニテ臨時ノ祭ヲ居百番ノ御子ノ渡物百番ノ一物百番ノ流鑄馬百番ノ競馬百番ノ相撲廊ノ御神樂三千人ノ衆徒ニ毎年ノ冬衣食ノ二事

十ヶ年連テ可送ト也

○打毬

類聚國史云承和元年五月戊午御武徳殿令四衛府馳盡種々馬藝及打毬之態

日本紀略云天曆三年五月二十一日甲子於二條院有打毬事

○獨馬

左經記云寛治二年十月廿二日辛亥天晴卯刻臨幸土御門院母后令同刻宮行啓同院余爲留守上不不知其由

但傳聞先御馬場殿東宮有獨馬事次歸御之後有作文事召文人云々

○賣馬

奉公覺悟記云せむる馬はよき程は下馬におよはず但仁體によるべきなり

督眞雜々記云せむる馬には禮義無之せめ申候共いふへきなり其時あしたはき候ははぬくへき也

家中竹馬記云馬をせむる時は必鞭をさすへし用あらはぬきて持へしゆかけは暫時の程には心に任へし

岡本記云小笠原宗信申されしは公方様の御馬をせむるときもわかくなればくつをはきてせむるなりたとへわか

馬なりともぬしのくらをおきてはすあしにて乗也

信長記云織田備後守 殿前死候信長御御コロハ其歳十六ニナラセ玉

フ惣ノ幼少ノ時ヨリ朝夕馬ヲ賣メラレ或ハ市川大助ト云フ者ヲ召寄テ弓ヲナラハセ玉ヒ云々

松隣夜話云永祿十年六月太田三樂子息ヲ召連テ越府へ被參中略越後ニ二十日餘太田父子ヲ御留メ座シ叮嚀ニ

御馳走中不レ及ニ言語ニ毎日ノ遊興ニハ若侍ニ被ニ仰付ニ鐵炮的弓的賣馬鎧合打合等ナリ

○下乗

小笠原入道宗賢記云下乗といふ事人の馬を賣るを下のりといふなり惣別人の馬をまつ乗候を下乗といふ也

大坪流馬書云下乗事過物をは明日餘所へのらんとをもふけふ其馬をよく口を引てをくへき事也其ことくあるへしすきさる馬なりともをなしかるへく候

○素乗

小笠原入道宗賢記云すのりと云ふことけみちの心に乘てありききをいふ也

岡本記云惣してしたのりと云ふは其したのりくになりすのりと云ふ事は何の用もなきにのることなり

○輪乘

大友興廣記云合殿口さるほとに豊後勢も四千餘をうち出し三段に備へ是もときををつとあくるはしめは足輕を十人二十人宛互に鐵炮軍して次第々々に五騎三騎つつ雙方よりかけ出ししけれともあるひは輪を乗りあるひはしつくとひかへて鎧をは未た合せす

○流鼓乘

弓張記云りうこにのる事口を引をりくのりたき馬にはか様にのりたるかよきなりすみのをり所にて乗心もち肝要なり

甲陽軍鑑云馬上にて俄に足輕をはくるはりうこのりの事

○庭乘

古今著聞集云播磨府生貞弘か家ちかく陰陽師ありけり馬をまうけたりけるを貞弘を支ひて乗心みるへきよしひければ貞弘奇怪にと思ひなから行てのりてけりうちまはして嘔て乗りながら家へかへりにけり陰陽師こはいかにとて馬をこひければさもあらず汝ほと物のか貞弘を呼て庭乗させて見るへき事は馬をとらせんと思へはこそそのせつらめとてやかて領してければちからをよはてをありける

源平盛衰記云木下 馬傳大將ヤカテ人ヲ遣テ誠ヤ面白馬ノ出

來テ侍ルナル少見タク候ト云レタリ仲綱コレヲ聞テシハモノモイハス良久アツテ御目ニカカルヘキ馬ニハ侍ラサリシカトモケシカル馬ノ遠國ヨリ上テ爪ヲカキテ見若ケニ候シ間相勞ハラントテ田舎ヘ下シテ候ト返事シケルソノ人申ケルハ一昨日ハ湯洗昨日ハ庭ノリ今朝モ盡ノ内ニ引出テアツツルナリト申ス

了俊大草紙云鞠の懸の有庭にて乗事懸より外を乗なり内に馬を入へからすまして四本かかりを打廻事あるへからす

又云主人の馬に庭乗させられ候事あらは立寄て鎧に手をかけなになきやうにすはうの袖にて鎧をそとなて候やうにして乗也主人の御前にてのしつけなり

高忠聞書云何權にてもあれ取束あるへき本也庭のりの時のむちも又うつほの上杯にさすもとつかをすへし

岡本記云主のまへにて庭乗する時ぬしの馬にてもわたくしの馬にても鞭もわたくしのなりともくつをはくへからすすあしにて乗なり

小笠原入道宗賢記云庭乗といふは常に平庭にても又は鞠の庭にても乗り候事也

家中竹馬記云庭乗の事乗様種々おほしといへとも先へ束

折をして扱馬を打出して左へ先折始事はいつれもおなじ座敷南向ならば馬を北頭にて引立馬より左のとをりに居たならば馬の後よりまはりて寄て乗りへき馬の前を通るへからす馬より左の通りに居たらは其儘寄て乗へし手綱を鞍に打ちかけさせて右の手にて手綱を取其手を鞍のさせい手形にかけ左の手にて尻つ輪を押へて乗て則袴のまちへ手をやりて前へ取て乗居て懸手綱を取定て一束折をして馬をしつめて静に打出たすへし乗はてては最初乗たる處へ打よせて二足三足しさらかしてをるる也をるるときも手綱を左の手形に取るも云々庭乗のしやう多けれ共先左へ打よめて同様に三度うち廻してをく事ひとつの儀也殊に此乗様祝言なり其後はいか様にも乗様數多あり

手綱秘書云庭乗に見せむちすて鞭かくし鞭といふことありかくし鞭といふは御前の右ならば弓手のくひをうてすて鞭といふは手綱をこす馬ある時もろ口にあたりて上くひをうつなり

○式ノ庭乗

岡本記云式の庭乗といふ事はくつかたのりやうなり然は右へ三へん左へ四返也いつれも二へんめにくつわをい

て馳習たれば乗とは知れとも落事なし

○遠走

手綱秘書云とははせといふ事はき庭にて乗様あり又ひろき處にて乗るとははせもあるへし

○馬打

異本太平記云應和宗十一番ニ諸大名ノ郎從三千餘騎弓箭兵仗ヲ帶シテ十餘町カ間袖ヲ連テ支ヘタリ馬打ノ次第事ノ體前代未聞ノ見物ナリ

義貞記云馬打事指タル合戦ノ場ニモアラサルニ先ヲ諍事ナカレ人ノ進シ時打圍ニモ無ニ所存ニ似タリ少引下ルヘシ但急事ニハ千騎カ中ヲモ進出ヘシ不可有ニ斟酌但又夫モ指モナキ事ニ餘ニ事々シキモ田舎メキタリ

太閤西園發向記云上波峯晦日遠在陣一七日ノ間霖雨流ニ車軸ニ陣中馬打雨如ニ濕風ニ涉泥其苦不可勝計

家中竹馬記云馬打の次第御太刀の役は一番也つねの御出仕などは二騎たる間異議なし邊鄙などの御供にあまた参るにも當月の御供番はつねの様に可參候左様の時は異議なし打込なり宿老などは一のうしろに参る可然也又事に依て一段としたるは兼日より馬打の次第を覺悟すへし

れさすへし條々口傳あり

○地道

弓張記云ちちみと今人のよくいふ言葉也けみちといふへしちかんとといふ事なか〜いはぬ言葉也なき事也

○早道

大友興廢記云或時九國の大名菊池か館に會合す武行に大馬あり人を食す故に多年恐れて乗るもの一人もなし此馬を惟基にあたふ惟基馬に向て睨らる馬おそれて汗をうなかつ其後惟基この馬に乗てまつ手綱を調へ五方の口を引例式の場乗繩廻し序より次第々々に早道に移し手綱の秘術を盡し乗しつめ剩後に曲乗なとし畢

○早走

長門本平家物語云細朝令旨ある人いつのかみかひさうの本の下丸是にまあり候よしうけ給はり候早はしりのきよくしんたいのいちもつにて候ものをあはれみ候はやと申されければ云々

源平盛衰記云實盛上馬は牧の内より心に任せて選ひ取り

立伺たれば早馬の曲進退の一物を一人して五疋十疋引せたり彼の馬に乗負せて朝夕鹿狩狐狩して山林を家と思ふ

○道打

家中竹馬記云道打の時馬のむすふ事ありほときても乗出すへしほとかぬもくるしからす

○一騎打

普廣院殿御元服記云永享二年七月二十五日甲子中朝大將御拜賀(中路)次一騎打被著狩衣

室町殿物語云柴田玄蕃軍破れてのかん事を思ひけれ共地面はせはし餘湖の海の汀なる細道を一騎打に遙々出張したる勢なれば落へき道もせまり腹を切へき隙もなくしてをめ〜と爰にて生とられけり

磯後覺云宇留山の城へ小早川隆景の人數早朝に一萬計討死仕り候片時も早く當城へはせつけらるへき遅參においては落城たるへきの由申遣し給ふほとに聞懸に所々の城より留守居を五百七百殘して一騎打のことくに於て宇留山のうしろへを馳付けける

○曲乘
甲陽軍鑑云甲州に關口と申馬乘の上手にて曲乘は本の事にてなくと申せ共是は一入重寶なり一丈二丈あるかけを飛おろし横壹尺五寸ある土居の上をも早道いつさんのをりせきの木へりいたやのうへをはやみちにやり其外荒馬

強馬のり候て馬の樂かひまで上手なれば關東奥にも此關口程なるは終に見ぬとある義を東國の博勢共大誓文にて申なれば凡日本國中にも三人と有間敷との沙汰なり

大友興廢記云信長公身月毛といふ名馬大かく兵衛尉白き小袖にかちんの上下を著し四尺二寸の大かたなに貳尺五寸の脇差を指(中略)秘術をつくして乘鎮め畢ぬそうりんこ

う馬をも乗手をも御かん淺からず諸大名とつとかんせられぬのちには曲乘の秘術をつくしあるひははしこをふませあるひは碁盤に四蹄を縮め又は鞭を落してかけのうちにとりなほし五丈あまりの堀をこゑさせ切岸一足もため

す弛上くらのうへに立ちなからかけさせしゆくさままにのられければ馬も乗手もおにとそ申ける
多賀家訓云アラ馬ハ曲乗タテハ無用ナリタツナヲ知リテ足ナシヲ乗レ

○尻馬
保元物語云いへひろみつひろ御まへに參りて馬のりながら庭上にうち立御しよにひかかり候ぬいくさすてにやふれて候しゆつきよあるへしと申しければしんぬんとうさ

〇一三

弓張記云一さんといふ事當世人のかけ足をいふなり一かういふましき事也一さん三ひうしといふ也とむるときのこと事也まへに注すことと鞍とあふみと手の内と三つを一つにするといふにて一三といふ也

手綱秘書云一さん口の事馬よりて乗るべきなり一へんにあるへからす馬ことに口傳あるへし
大坪流馬書云一三の事三拍子そろふ事口を引は一三の口乗ためなり口傳あり

小松軍記云淺井頼朝小松勢ノ中ヨリ森次郎右衛門松林孫三郎ト云母衣之者ヲソフシ武者押ノ使トシテ此職ニ居サリシカ(中略)一足モ先立テ乗入タク思ヒシカ松村カ乗タリシハ御ツヨナル馬ナルニ濱堀ヲ越トテ態ト聲セシカハ一サンニカケ出ケル

○オロシ足

鹿足の次第云おろし足の次第おろし足といふは鞠などのはつむごとく前股を落しかけて歩を云也總しておろし足といふは上足のいかにもはかを取足なり是を能足と申は縦は拍子にて後の足木すゝにして上も中成もおろし足に乘ぬれば上後に成事とし時は能足とは申也然れともまへ

かりたすけまゐらせよとをほせくたされけるこそあさましけれ四のせうなこんなりすみをめて御けんを給はるすなはちこれをはきてけりやかて御馬にめすくらんと

のふさね御馬の尻にのつていたきかかへたてまつるさふの御馬の尻にはなりすみあつそのり給ふさていつかたへ行へきそとおほせありければ三井てらのかたへおもむかせおはしますへきよし申しけるあひた東門を出させ給ひて北へむかつておちさせ給ふ

長門本平家物語云土佐房をりふし昌俊かよりふしたるやせなかの上にもんすとのりけりぬきもふけたる打かたなをのとなさしめていかに和僧ほとんやつかはう官殿のめしにはまゐらぬそたしかにまゐれとせめたりければ是程のおほせにおよひ候はん上はいそぎくして參り給へと

降りをおひければ辨慶なほ刀をさしあてなからひたれきてむまにのせてわかみはしり馬にのりてすこしもはたらかはしやくひかゝんとかたなをうちあてゝそ參りたる

○地走
小笠原入道宗賢記云ちあしとは地のりなりあしなみそろへ行あしなり

○颯足
股廣き馬などは彌以廣く成事多かるへし其時は躑足はおろし足に乘前足は運足に乘時は廣前も狭くなるもの也後足はおろさせて前足は運足に乘ると云ふ事傳受なくして

難及事なり爲秘事二間此書に不載有三口傳一
○タク足
鹿足次第云かく足と云は鹿の野原を走如く成を鹿足と名付鹿の山野を走ることくに駒を乗立るといふは口にも足にも手綱にも構はず頭を高く上はめさせ下はささせむら足を出さば出させ駒の心にまかすへしとも角も馬に乗られて乗手よりかく足を乗るへからす駒に足を出させ手綱を長くくれ其内に強口の方をは手をさけ弱口の方天に取手綱をくれ立く鹿足をいかにもいかに大きに四足の爪のあぐとを地に踏付様にはなれ馬の飛びかける如く

成を角足と可心得又かく足と云事を不_レ知して諸足と名付る事は九つの足並を不_レ知七並の足と計心得るゆゑなり諸足といふ時はうなつくと云心成へし左もあらは馬請合て納得の心あるゆゑに則うなつと依_レ之駒のいまた轡も不_レ知かく足に乘と云は邪氣もなく心からすなほにいかにも角足を大きに乘付其後鞍手綱の理詰を乘へし駒は理詰をいやかり皆邪氣と成事勿論也

○乗口

○諸口

平家物語云の條 梶原源太景季たかき所に打あかりしはしひかへてをほくの馬共を見けるにおもいふふの鞍おかせいろくの尻かひかけあるひはのり口にひかせあるひはもろくちにひかせいく千萬といふかすをしらす引とほしくしける中にも景季か給はつたりけるするすみにまさる馬こそなかりけれ

長門本平家物語云の條 梶原源太の條 鎌倉を打出て浮島原に人々おりて馬かひける所にて多くの馬とも見るに景季か摺墨にまさる馬社なけれさもあれなほも見んとてたかき所に打ちあかりてこれを見る引馬とも何千疋と云ふ事をしらすおもひふふの鞍にいろくのしりかひかけてあるひはもろ口にひくもありあるひはかた口にひかせ乗口にひかせて引とほしくしける中に池すきとおほしき馬にきんふくりんの鞍おきてこふさのしりかひかけてしらあわかませて舍人二人して引て出来る
手綱秘書云庭乗に見せむちすて鞭かくし鞭と云事あり(中略)すて鞭といふは手綱をこす馬ある時もろ口にあたりて上くひをうつ也

○片口

長門本平家物語云の條 梶原源太の條 おのくかまくらを打出て浮島原に人々おりて馬かひける所にておほくの馬共みるに景季か摺墨にまさる馬社なけれさもあれなほもみんとてたかき所にうちあかりてこれを見るに引馬ともなん千疋と云事をしらすおもひふふの鞍にいろくのしりかひかけてあるひはもろくちにひくもありあるひはかたくちにひかせ乗口にひかせて引とほしくしける中に池すきとおほしき馬にきんふくりんの鞍おきて小總の鞍かけしらあわかませて舍人二人して引て出来る
大坪流馬書云片口の馬の事はき方を乗へし折やう有又口のうちやうありかにも足を乗へし口のうちやうとは弱き方へ口をやる也

○シサリ口

今川大雙紙云軍陣にて馬乗へき次第努々しさり口に乗へからす乗様はいつれも同前なり

○トマリ口

弓張記云とまり口共すはり口共いつれをいふてもくるしからす古よりこれは云傳たり

○五方ノ口

大友與廢記云 信長公貞月毛といふ名馬 大かく兵衛尉しろき小袖にかちんの上下を著し四尺二寸の大かたなに二尺五寸の脇差をさしもう腰ながら金のしつけにして六尺あまりの大的男ゆらりとうちのつて手綱を調へ五方のくちを引くらの敷所鏡のふみところ例式のことくにて序より早道にうつし浮掻足長短の遠走踏鎖足そのはか手綱の秘術を盡し乗り鎮畢ぬ

家中竹馬記云馬を遠く馳て行くには二町三町つゝの内にて繕返しの手綱を乗へしいきあひさるゝ事あるまじきなり口傳有之

○上下ノ手綱

手綱秘書云上下の手綱といふは口のうちに九品の手綱ありうは口に三つ中の口に三つ(さけめ)の下の口に三つ是を九はんといふ

○片手綱

又云むかふ口のつよき馬には下の手綱を乗へしてむかふ口よはくはつねに上の手綱をのれこれら口傳あるへし
家中竹馬記云馬に乗て川ををよかするにつねのように鞍にのつては馬をよくへからす尻つわをこして後へのりうつるなり片手綱なるへし口傳有之

○御前ノ手綱

北條早雲廿一條云奉公のすきには馬を乗ならふへしした地を達者ならひて用の手綱已下は稽古すへき也
今川大雙紙云別當乗人にむかひて一の馬屋の馬にて候と申候は、御前の手綱を乗へし御前の手綱の取様はうつらまはしの事なり一の厩とは二間もあれ三間もあれ其馬屋のつと入口の厩のこと也努々人にかたる事あるへからす一厩といふは秘事なり

○繕返ノ手綱

甲陽軍鑑云安房上總兩國の府君里見義弘公一家の正木大膳と云ひしもの十二三の歳より馬を習に片手綱にてのらむ事を好む馬訓るもの怒て云片手綱といふは能々馬を乗覺功者に成ての事片手綱にてめすへきに未鍛錬もまみらすして左様にめせは其身なりも悪くをはします程に必片手綱無用と制す大膳申やう侍の將たらん者馬よりをりて鑄を合せ高名する事多くは有まし馬上にて下知をし其儘

勝負を決せんならば片手綱を遠者に覺てこそとおさな心に申せしごとく度々馬上にて勝負を決す就中こふの臺にて里見義弘子息義高北條氏康と合戦して義高負給ふ此をくれ口の時件の正木大膳よき侍を一所にて八人又一所にて九人また一所にて四人日中に以上廿一人馬上にて伐ちおとして退きたるかや

○小指掛

家中竹馬記云馬の口つよくけみちはりて遠道などに手もたゆげれば手綱を右の鞍へより通して取義もあり此手綱をは小指掛と云ふ也

○一束折

岡本記云鞍おく馬に乗時(中畧)鞍なほらは手綱かいくりてはかまのまちをまへへ引いたし手綱をとり定て一束折をして馬の心しつめよといへり一束折とはあふみをつよくふみ左右の手綱をしつかととりて手のうちをつよくもつなり云々

○鏡の鞭

曾我物語云かしのいかさの六郎きよしけ日のくれかたにいたるまでしかへかしらもとめすして勢こにもるしかもやとしけみくぬめをかけてまはりけるをりふし

○梢の鞭

家中竹馬記云河臥する馬をは鞭にて耳の先を打はらふ様に打也梢の鞭と云ふ

○間ノ鞭

太平記云四月三日島津元ヨリ物馴タル馬上遠者矢繼早ノ手キナレハ少モ不騒田中進テ懸レハアイノ鞭ヲ打テ押モチリニハタト射田中妻子へ廻レハ弓手ヲ越テ丁ト射ル

○捨鞭

保元物語云為朝道かまたとつてかへしてむちあふみをあはせてにければおのれはとこまでもあますなもらすなとかひつかんでひつつけ首ねちきり八さきにさいてすてんとかさにかゝりてせめければ鎌田今をさいことおもひ鞍のまへわにおせみかゝりて馬のいきのあらんかきりとひかしのかはらをまつくたりにすてふちをうつてそにける

太平記云笠置其勢三千餘騎木津川ノ邊ニオリ合テ高橋カ勢ヲ取圍ミテ一人モ餘サシト責メ戦フ高橋始ノ勢ヒニモ似ヌ敵ノ大勢ヲ見テ一返モ不返捨鞭ヲ打テ引ケル間木津川ノ逆巻水ニ被ニ追侵ニ被ニ討者其數若干也

ゆん手のしげみよりしか一かしらいてきたるねかふところと見わたせはやくろにすこしのひたりあふみにむちをうちそへてくたりさまにそおとしけるすてに二三たんきりちかへてゆみうちあけて引んとするにおもはすかんせきに馬をのりかけて四あし一にたてかねてわなゝきてこそ立たりけれおろすへきようもなくしんたいこにきはまれり上下萬民これを見て只あれはくんとそ申ける今は馬人もろともにみしんになると見えたりけるきよしけ手綱をしつかにとりねりなしをむすひおきかゝみのむちをうちそへて二つ一つのすてたつなむしんりうにをちかかりはなせは後になりうつたり馬は手綱をすてられてまさこにつれておちて行ぬしかつきたるゆみのもといわかとにゑり立てしはしこらへてたちなる諸人目をこそすましけれ

○蹴揚鞭

志太草子云むかふかたきをさる時はけあけのむちをちやうとうつてをもて通しの手綱をすくひをかみきりに切すてよ弓手へかゝるかたきをすみのたつなをきつと引さらからのむちをうちてきれてへかゝるかたきを太刀のつかをかへしてさはらのむちをうつてきれと云々

又云禁裏仙洞狐川に扣たる五百餘騎六波羅勢の跡を切んと細手を傳ひ道を要て打廻るを見て京勢叶はしと思ひけんすて鞭を打て引返す

又云藤井寺敵は小勢也御方は大勢なり縦進て懸合するまてはなく共引退く兵たになかりせば此軍に京勢總して負ましかりけるを四國中國より駈集たる葉武者前に支へて戦へは後には捨鞭を打引ける間方なく大將も猛卒も同様にそ落行ける

明徳記云纒に落残りたる奥州の兵共すはや御所の御旗こそ近付たれ逆色めき立てを見へししも軍の内談には御所の御旗の目に懸て一騎なり共馳入て討死すへしとのしりし金野高山宇屋逆池も大宮を南へなひき別れて四條細手を西へ向て捨鞭を打てそ逃たりける

○四面鞍

文正記云甲斐總領千菊丸其齡十有二蓋髮結雲蛾眉掃山寶曆如華肌膚球玉粉粧帷複襟宇靜蕭無好戲謔天生麗質清而不凡龍生龍子鳳生鳳兒者也(中畧)其勢欲飛突尾編木龍毛拂場四面鞍五方口手心手事盡鞭鞭踏走于于走應手從心容易乘矣觀者取喻王良化身邪寔武士苗裔也與無不令人焉

○鞍ノ四節
弓張記云鞍の四せつといふ事上口を引はしりわにかゝれ下口をひかは前輪にかゝれ角を引けば鞍中に乗居てひく方の身をひらきてひけきの口を引は鞍つほに乘のよ云々手綱祕書云鞍にしせつといふは口をひかはしりわにかゝれ下口をひかはまへわにかゝれすみの口をひかはくら中にのれきの口をひかはくらつほにのりるよ口傳有之

○鞍タマ
東下り云うしわかとの御らんしていつまできやつをなふるへきさらはやとをほしめし弓手にきれてあひちかひ與一かむまのさんすをひらきうちちやうと打馬はうたれてはねければ鞍たまにとられてまつさかさまにとつとおちをさんくとする所をはしりかゝつてむね打にちやうちやうとうち給ふ

○尻引
大坪流馬書云さゝ波にてすりて先あらけつりをする也さて口やうやくたわやき候時尻引をのるしり引とはしさらかす事をいふ也しさらかせは馬以前のさゝ波のあらけつりの後かんなをかけてすへらかになすかことしさて君しらすを乗なり君しらすとは片手綱をいふなりもろ手綱

にて乗れば左右の手綱何としても同しようなし又貫たはやくに随ひては片手綱口にあはせてよきなり壁はかななをかけたなりといへ共むらあるをみかくかことし此君しらすの手綱の取様は手の内に手綱を十文字にちかへて兩の手綱を又一ちかひて片手にてもては手のうちかけつしてよしもちひきとは手綱わなにして渡し手綱のことし左右へもはりもとより手綱をもひきはる心して馬の口をゆるさすして口をよくかゝゆるをいふなり總して馬の口をなふる事わろし(中略)又さゝ波をば初はよりひきと名付しそ君しらすも初はゆる引と名付まよふらんを始はまといひ引と名付たり

武家名目抄稿第三百二十九册

塙檢校保己一編

術藝部 五

○劍術

吾妻鏡云建久四年八月十日甲辰參州家人當麻太郎臥御殿所之下云々當麻者參州殊被憑之勇士弓劍已得其名之者也

武具要説云原美濃申分長き刀は指主の腕次第に利可有之候三尺餘の刀を自由に振廻候者は度々手に合物馴たる人は各別初ての者なとか少し劍術を習たる分にては輒仕留る事は成間敷候我人戰場は申に及はず殺害人切籠者などを仕にも二度三度までは氣せき候て平生の心とは替る物にて御座候一度も手に合ぬ者は敵合を仕れば氣上りて目見えす候ゆるひた打に打て勝負を旨打に仕候最劍術能つかひ度々手に合たるは山本勘介なとか如くは鬼に金棒たるへし

織田信長謂云信長自幼嗜武事馳馬揮劍問弓法習劍術學鐵炮或放鷹或游河水不務國政

勢州軍記云法傳兵夫兵法劍術者近來常陸國住人飯篠入道長感受天眞之傳立一派彼傳者繼長威四傳尤兼輕捷新復立一派鳴其時

○兵法

太平記云阿保秋山是ハ清和源氏ノ後胤ニ秋山新藏人光政ト申者ニテ候(中略)幼稚ノ昔ヨリ年長ノ今ニ至ルマテ兵法ヲ弄ヒ嗜ム事隙ナシ但黃石公子房ニ授シ所ハ天下ノ勇ニシテ匹夫ノ勇ニ非サレハ吾未レ學鞍馬ノ奧僧正カ谷ニテ愛岩高雄ノ天狗共カ九郎判官義經ニ授シ所ノ兵法ニ於テハ光政是ヲ不殘傳得タル所ナリ人々名乗テ是御出候ヘ花ヤカナル打物シテ見物ノ衆ノ睡醒サント呼ハツテ勢ヒ當リヲ撥テ西頭ニ馬ヲソ扣ヘタル○按、兵法といふは武道晋書鏡などに見えたる皆しかりざるを後世刀劍の二術をさして兵法といふはこの本文などをあしう心得ていひなれ來れるにや

武具要説云ト傳は兵法の家なれとも所により長刀をも鎗をも持て勝負を仕候

志太草紙云はうをつこう兵法にしはなきいしつゝはらひうちこのはかへしみつくるまむま人えらはすうちふする長刀つかふ兵法になみのこしきりいなつまきり車返しやりかたなねうはううちとをれば大夫跡より切めくる里見代々記云念流兵法ト云モ里見代々ノ兵法也

大友與廢記云 五郎御曹司御 大友義鑑公の御長男五郎義鎮公御幼少の時は御行儀あらく手習にも御心を入られず朝夕兵法のみはやわさにすかせ給ひて御近邊にめし仕はるる若侍をみなそのころはやる體捨流の弟子になし常々仕相をさせ御らんせらるる

甲陽軍鑑云山本勘介兵法の儀も新當流にてあらさるとて識るは勿體なし新當流にも皆上手はかりは有まし京流にも皆下手はかりも有まし此勘介は白刃にても木にても數度手柄あるにおいては上手なり何の道にも上手をこそほむるものなれそれを辨へすして山本勘介をそしり給ふは今川殿家運盡て無穿鑿の故也

惟任征伐記云信忠御兄弟被_レ召_レ御腹巻_ニ御傍在_レ之面々百人計著_ニ其足_ニ信忠一番切出面進兵十七八人切_レ伏_レ之御傍之人々我不_レ劣散_ニ火花_ニ相四方颯追散其時明智孫十郎松生三右衛門加成清次其外究竟之兵數百人名乗取返切懸信忠御覽真中切入頃稽古仕給兵法之古流當流秘傳之術英傑一太刀盡_ニ與儀_ニ切廻_レ蕪伏

義殘後覺云 信忠御兄弟於北條時義 備中國ノ住人ニ檜崎十兵衛信定ト云人アリ勢力健ニシテ其骨柄尋常ナラス兵法ハ諸流ヲ極メ馬ノ上歩立世ニ類ヒナカリシカハ云々

○兵法修行

甲陽軍鑑云上泉伊勢と申者も武士ほまれおほき侍なるか此者信玄公へ御暇申上候子細はあひすかけの流と申兵法を習得て候間此中よりそれかし仕出し新陰流とたて兵法修行を仕り度候云々

○強擊

奥州後三年記云武術かもとに龜次并次と云二人の打手ありならひなきつはものなり是をこはうちと名付たり武衛使を將軍の陣へつかはして消息していはいはくたかひやめられて徒然かきりなし龜次といふこはうちなん侍るめして御覽すへしそなたよりもしかるへき擊手一人出してめしあはせたかひに徒然をなくさめられ侍るへきかといひおくれり將軍出すへき討手をもとむるに次任か舍人鬼武といふものあり心たけく身のちからゆゆしかりけりこれをえらひていたす龜次城中よりおくりたる二人闘の庭に

羽尾記云海野能登守強弓ヲヒキアラ馬ヲヨク乘新當流ノ兵法ヲヨク志シ力百人ニタイシ勇マウノ侍ナリ

○兵法術

室町殿物語云冷泉民部少輔最期のいくさを心よくして敵に目をさたさせんとて今度は三尺二寸の太刀五郎入道正宗かうつたるみたれ刀のぬけは玉ちるはかりなるをからかると引さけて多勢の中へうつて入活人劍殺人刀向上極意の妙劍十字手裏劍沓はう身なといふ兵法の術をつくしきつて廻り給へは云々

○兵法手

應永記云大内今ヲ最期ノ軍ナレハ不_レ惜_ニ身命_ニ自_レ北南ニ切テ出自_ニ西東ニ破テ入自好_ニノ大太刀ニテ四方切八方拂ナト云兵法ノ手ヲ盡シテ切リ回ル向_レ敵一人モ無シ

○早業兵法

異本伯耆之卷云當座主尊雲法親王ハ佛法ニハ御心ヲ寄セス只武藝ヲ好マセ玉ヒ早業ノ兵法荒馬乘リ日夜朝暮ニ盡サセ玉ヒケル

○兵法道

大友與廢記云 豐後と中國 武藝によく達してさへそのもの作法により兵法道體つかひ弓いなと名をつけらるる

○太刀打

伯耆之卷云甚長宜ひけるは矢軍は長々し打出太刀打して勝負を決せんと被_レ申ける義行聞て今迄延引思外に候とて義行義興皆々打出つ云々

嘉吉物語云左馬助殿高氏將軍よりたまはつたる龍よろいを著し同じ毛の五枚甲の緒をしめ打て出下知し給ふやう只今さいこの太刀打なればめんく敵にうしろを見せずここをせんとあひたかふへし

義殘後覺云 下瀬九大夫 角テ一年餘リ相過テツレツレナル折節人々打寄テ様々ノ物語スル程ニ茨木兵太ト云人申ケルハ九大夫殿ハ遠國ヨリ遙々ト上方ヘ登リ給_レ御志ハ誠ニ大切ナリ去_レハ弓箭ノ道ニハ定メテ長シ給_レヘシト云ヒケレハ下瀬云ヒケルハ太刀打ノ勝負ヲ法ノ上ハ侍ノ所作ナレハ珍シカラス

○撫切

松隣夜話云長筑前守兄弟ヲ初トシテ上下男女二千六百餘人撫切ニシテ後即大聖寺後詰ノ侍へ謙信使ヲ立明日卯ノ剋其方へ謙信參リ候テ可_レ途ニ一戰_ニ由言越サル云々
天正記云 肥州御 羽柴孫四郎をはしめ兩方の附城のあはひおはりこみからめてへ人数をまはして四方となしに責入

(中略)はし城是をみて一度に明のきにくる者は追付々々撫切ことくうちはたす

謙信家記云 仁田山 輝虎公悪口ヲ悦給テ則其夜ニモリ返シ即時ニ城ヲ攻落ナテ切ニシ給フナリ

甲陽軍鑑末書云輝虎是迄泰タルシルニ山ノ根ノ要害ヲ攻申也無用ト思召サハ兩家ヲ以テサマタケラレ候へ明日卯剋ニ罷立トアリテ二本木ヲ打渡リ兩陣ノ向ヲ通リ山ノ根へ推ヨセ一日一夜ニ攻崩シ籠タル女盃迄三千ハカリナテ伐ニシテ次日越後路ニカカリ引トル也

小松軍記云 利長政大 長重猶モ覺束ナクヤ有ケン自身五六町カケ出能々見レ之敵ニ縁コソナカラシメトテ怒ヲ押ヘテ引返シ其足ニテ金澤領へ亂入海邊ノ在家本吉ト云所迄燒働キ老若ヲ不レ撰數百人ヲ撫切ス附城ニ殘サレタル雜兵等無念ニ思ケレトモ墓々數兵士ハナシ無ニ爲方味方ノ地ヲ踏亂サレ徒ニ見物シテ居タリケル

○拂切

太平記云 神南合 中ニモ山名カ郎等因幡國住人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀ヲヒラ廣ニ作リタルヲ鏢本三尺許置テ蛤及ニ撮合セ伏細目ノ鏢ニ三鍔形打タル兜ヲ猪頸ニ著ナシ小跳シテ片手打ノケ入候へ共遠ニ不ニ近付得(中略)猶モ奴原ヲ濱面へ出シテ弓手馬手ニ相付車切胴切ニ仕棄度存候云々

○片手打

吾妻鏡云元暦元年二月二日辛酉樋口次郎兼光鼻首澁谷庄司重國奉レ之仰ニ郎從平太男ニ而斬損之間子息澁谷次郎高重斬レ之但去月廿日合戦之時依レ被レ疵爲ニ片手打ニ云々

太平記云 唐時演 岡本坊ノ播磨堅者快實遙ニ是ヲ見テ前ニツキ雙タル持楯一帖岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ回シテ躍懸ル海東是ヲ弓手ニウケ宵ノ鉢ヲ眞ニニ打破ント隻手打ニ打ケルカ打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ片筋カイニ懸ス切テ落ス

又云 神南合 山名カ郎等因幡國ノ住人ニ福間三郎トテ世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルカ七尺三寸ノ太刀ダビラ廣ニ作リタルヲ鏢元三尺計オイテ蛤バニ撮合セ伏細目ノ鏢ニ三鍔形打タル甲ヲ猪頸ニ著ナシ小跳シテ片手打ノ拂切ニ切テ上リケルニ太刀ノ及ニアタル敵ハトウ中諸膝カケズ切テ落サレ太刀ノ峯ニアタル兵ハ或ハ中ニツント打上ラレ或ハ尻居ニトウト打倒サレテ血ヲ吐ヒテコソ死ニケレ

拂切ニ切テ上リケルニ太刀ノ及ニアタル敵ハ中諸膝カケス切テ落サレ太刀ノミネニアタル兵ハ或ハ中ニツント打上ラレ或尻居ニトウト打倒サレテ血ヲ吐テコソ死ニケレ

難太平記云其頃大御所は東寺の御陣也先皇は山門に御座也(中略)相坂手より伊勢の國のあいそと云ふ大力の者只一騎うしろより來けるを前の戦ひの隙なきに是を知給はす故殿の御跡に扣られたる安藝入道殿の甲のしころを切落しければ落馬也ならひてひかへたる範氏の卅六さしたる大征矢を拂切にしてけり

江濃記云蜂屋甚八郎横鎧ヲヨコタヘ取テ返シ渡シ合戦ケルカ美作カ打太刀ヲ請ハツンテ弓手ノ肩サキヨリ妻手ノ脇マテ拂ヒ切ニ切落テ犬居ニソ伏ケル

○下ケ切

矢島十二頭記云二郎殿御子息二人御座候を五郎殿御直に下ケ切被レ成候て遊目木に獄門に上る

○車切

太平記云 長時次郎高重 祖父入道待時テ何トテ今マテ遅カリツルソ今ハ是マテカト問ケレハ高重畏テ若シ大將義貞ニ寄合セハ組テ勝負ヲセハヤト存候テ二十餘度マテカ

數多取指南仕候(中略)其後太田和身延へ參詣仕候道にて殺害人に行合刀は不レ抜脇差にて切合候是も相手は三尺程の刀にて御座候相手に仕太田和腕を切れ候太田和脇指は相手の刀に當リ申候太田和被ニ切倒ニ候處にもろ角豊後守參り合相手を仕留申候太田和兵法は能もつかひ候ひしか手にあはぬ故不穿鑿なることを申候ゆゑ三尺の刀と一尺五寸の脇差と一尺五寸おくれ候へ共片手打に仕候故三尺の刀と同寸になる也手をそへて三尺になる道理なれば三尺の刀と相打にしては先の刀手に當ると云合點不レ仕候云々

松隣夜話云深淵金大夫ト云尾州浪人十年以來御家中ニアリ此者御座所次ノ間ニテ仙可ト云若年ノ童坊ト不ニ差立ニ口論ヲ仕リ仙可ヲ捕ヘテ臥セ乘リカカリオサヘテ居候ヲ謙信克付玉ヒ御腰ヲ不レ被レ放貞宗ノ脇差ヲ以テ片手討ニ二人ヲ重テ一刀ニ四ツニ切放シ玉ヒケル

○峯打

甲陽軍鑑云謙信あさらへわらふて被レ仰信玄と氏康計子共かつれば義信も民政も謙信か刀のむねうちに一打つゝにもたらぬ事也

○胴切

太平記云 山徒寄 京都條 丹波國ノ住人佐治ノ孫五郎ト云ケル兵西門前ニ馬ヲ横タヘ其コロ會テナカリシ五尺三寸ノ太刀ヲ以テ敵三人不懸筒切テ太刀ノ少仰タルヲ門ノ扇ニ當テ押直シ猶モ敵ヲ相待テ西頭ニ馬ヲン扣タル

○立ワリ

○瓜切
太平記云 京軍 條 氏範小牧五郎左衛門ヲカヒ廻テ城戸ノ内ヘ投入五尺七寸ノ太刀ノ鐔本取延テ只一騎返合々々馳並馳並切ケルニ或ハ甲ノ鉢ヲ立破ニ胸板マテ破付ラレ或ハ胸中ヲ瓜切ニ斬テ落サレケル

○雷切

ゑはし折云源御覽してきやつはくせものかなきはやと思召はしりかかつていかつち切と名付てちやうときつて御らんすればむさんやな太郎はあへなくくひをうち落されて首はうちへころひければとうはそとへそたをれたる

○茶臼切

室町殿物語云 好喧嘩 徒條 取付より早く取て伏引あをのけて眉間をくたけよと打程にまなくらみ鼻よりも血なかれいて絶入りけり扱備前兼光の三尺一寸ぬけは玉ちるはかりなるをもつてひらひてちやうと打くさり著能をきたる大の

をそこを茶臼きりといふ物かこしのつかひを一文字にきつてふせたり

○袈裟懸

太平記云 長崎父子 武勇條 爲基カ佩タル太刀ハ面影ト名付テ來太郎國行カ百日精進シテ百貫ニテ三尺三寸ニ打タル太刀ナレハ此録ニ當ル者或ハ甲ノ鉢ヲ立破被破或ハ胸板ヲ袈裟カケニ切テ被落ケル程ニ敵皆是ニ被ニ追立ニテ敢テ近付者モ無リケリ

賀越園諍記云 一發等攻漢江 大炊元帥條 其時土田鬼一郎聞之附附賢ノ和談ノ扱ヤ奴原カ嫩テ云モノヲト云テ持タル銚子ノ酒ヲ林次兵衛ニ投カケテ三尺二寸ノ刀ヲ扱テ袈裟カケニ丁ト切テ打臥大庭ヘ飛テ出ル云々

○坂本様ノ袈裟切

太平記云 箱根竹ノ 下合戰條 道場坊助註記祐覺ハ兒十人同宿三十餘人紅下濃ノ鎧ヲ一様ニ著テ兒ハ紅ノ作り花ヲ一枝ツ、甲ノ真額ニサンタリ(中略)道場坊カ同宿共兒ヲ討セテ何カ可ハ懐三十餘人太刀長刀ノ鋒ヲ雙ヘテ手負ノ上ヲ飛越々々坂本様ノ袈裟切ニ成佛セヨト云ママニ追攻々々切テ廻リケル

○坂本様ノ拜切

太平記云 合戰條 海東カ郎等是ヲ見テ二人ノ主ヲ目ノ前ニ討セ給剩ヘ首ヲ敵ニ取セテ生テ歸ル者ヤ可有トテ三十六騎ノ者トモ轡ヲ雙テカケ入主ノ死骸ヲ枕ニシテ討死セント相爭快實是ヲ見テカラカラト打笑テ心得ヲ物哉御邊達ハ敵ノ首ヲコン取ランスルニ御方ノ首ヲホシカルハ武家自滅ノ瑞相顯レタリホシカラハスハ取セント云儘ニ持タル海東カ首ヲ敵ノ中ヘカハト投掛坂本様ノ拜切八方ヲ拂テ火ヲ散ス三十六騎ノ者トモ快實一人ニ被ニ切立テ馬ノ足ヲソ立カネケル

○天狗倒ノ笑切

東下リ云牛若殿は御らんしてそうしやうか谷にてならはせ給ひし天狗のほうはいてあふところと思召御はかせするりとぬきみけんにさしかさしむかふものをおかみきりゆんでにうけてひたりたちよせてかへせはさしなみきり天狗たふしの笑ひきりこはと思ふひしの手をのこさすこそはつかはれけれ

○仕合

武器要説云塚原ト傳と下總より出たる梶原長門と申す長刀の名人武州川越に仕合ひ仕たるに(中略)互に床机を立ですらすらとかゝるとみる中に長門が長刀鐔本より一尺

計おいて二つに切落され唯一太刀に切られ候

甲陽軍鑑末書云一條兼淺美清大夫城主ヲ討取高天神小笠原樂五人ノ内林平六手柄ナル討死スル吉原又兵衛ハヨキ頭ヲ取其上城内ニテ互ニ刀ヲ以テ仕アイ吉原方ヨリ無事ヲ入命ヲ助ケント申テツレテ出候ヘトモ勝頼公先例ナシト仰ラレ御成敗也

大友興廢記云 矢野刑部丞 御助氣條 諸國兵法修行のもの鐵巖と名の

り肥前國に來りて刑部丞に仕合をのそむ心得たり此方ものそみなりさて白刃か木刀かとへは木刀にてせんといふ刑部は有無に白刃にてといふ終に白刃にさため千くり八幡宮のまへに埒をいはせたかひに太刀をあはせなにしさいなくすつといり刑部丞かの鐵巖を一太刀にきりふす也

又云 内野主殿介 仕相の條 兵法人曰爰にえ不知案内故遲參の無禮お

それ入候殊に我に手筋御所望のうへはとてもの義に仕合を仕らんといふ主殿介きゝてもつとも可然といへはいかゝおもひけん此仕合にて鍔をかまへて主殿介か打太刀を待むたり主殿介は上にきる物をはおりたるか刀を抜ひやうしあひにしてさやともぬきてうつ曳と云て鍔をもつてくるりと巻おさへたり主殿介くさりにておさへられ

なからかたなを抜てみけんうち付る鍔碎手者なれば又鍔にてさやとみを一つに巻て勝負ははや付たるといふその時主殿介刀を抜てちからはありとつておさへ脇差を抜てのとふえにおしあて勝負はいかにといへは下より比類なき御手柄とこたふ

○斬合

甲陽軍鑑云陣なき時武士かけむかひの勝負をは斬合或しあひと申此勝負に疑なく勝を能習畢て是をよく手に熟してしかうして後勝負を決して度々の勝利を得て我名をとつて人にも是を訓ゆるを能兵法と名付

○打合

武具要説云小幡山城守申分右之衆申處何も尤にて候先年小田原より眞景の兵法者太田和源内と申者参り弟子數多取指南仕候太田和申候者一尺五寸の脇差と三尺の刀と打合候に相打に成と申候

○相打

甲陽軍鑑云合戦せり合にあひうちは非儀なりつよき武士大形の人にしるしをくれにてよき武士は驗とらすとも不苦あひうちは必無用也子細は鎧をあはするにあひ鎧と云事なく候

刀ニ喉フエ指切テ心閉ニ後ノ竹原ノ中ヘソカクレケル

又云 店崎濱合戦 岡本房ノ播磨堅者快實造ニ是ヲ見テ前ニツキ

雙タル持楯一帖岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ廻シテ躍リカ、ル海東是ヲ弓手ニウケ胃ノ鉢ヲ眞ニニ打破

ント隻手打ニ打ケルカ打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ片筋カイニ懸ス切テ落ス二ノ太刀ヲ餘リニ強ク切ント

テ弓手ノ鎧ヲ踏オリ已ニ馬ヨリ落ントシケルカ乘直リケル處ヲ快實長刀ノ柄ヲ取延内甲へ録キ上ニ二ツ三ツスキ

ヨリ眞倒ニ落ニケリ

○當ノ太刀

武具要説云油断したる所などはしらす目と目を見合候ては切事はいかにも仕れとも中々短刀にてはつかるゝ物にては無之候たとへ突たりとも鎗にてさへつかれなから働もの有之候況や手と手を取りかはす程にて突たらんには當の刀をうたぬ者は御座有ましく候

○ウケ太刀

源年盛衰記云 堂衆 城内ヨリ義寛四郎先陣ニ進テ六人打テ出ツ互ニ進ミ退キ一時戦ヒタリ堂衆八人請刀ニナツテ引ケケルヲ義寛打暎テ長逐ス

初井日記云 粟田口合戦 平田源左衛門ヲ雲五鬼藏相討ニ致シ候續撰清正記云清正庄林森本敗軍の者ともりかへさんと敵の中へわりこみ鎧を入あひ戦ふ此とき清正の十文字かたかま折てかた鎌になるしかる處に阿波の鳴戸といふもの武者執行して小西をたのみ有けるか主計彈正をつきたはしはねられける首を給れと名乗かけて清正そはに來る清正返答に鳴門ともおほへぬものかな主計相うち也と云ものなれよてつとれといかり給へは鳴門彈正か首をとり立あからんとせしところに流矢にあたりて討死す

○相タメ

松原自休手録云其後從三上和田大久保一族トモ伊田ノ郷

ヘサカリテ針崎寺内ノ際ニテ有ニ懸合ニ大久保七郎右衛門

ト本多三彌相タメニシタルニ七郎右衛門早ク放テ打倒ス

○一太刀

○二太刀

太平記云 阿蘇 本間三郎カ枕ニ立寄テ探ルニ太刀モ刀モ枕ニ有テ主ハイタク疑入タリ先刀ヲ取テ腰ニサシ太刀ヲ

抜テ心モトニ指當テ疑タル者ヲ殺ハ死人ニ同シケレハ驚

サント思テ先足ニテ枕ヲハタトソ蹴タリケルケラレテ驚

ク處ヲ一ノ太刀ニ斷ノ上ツ懸マテツトツキトホシ返ス太

東下り云牛若殿は御らんしてきやつは日本一番のをこの

ものにて有けるそやちきに切すては思ひてのあらはこ

そなふりきりにきやつをしてあそは、やと思召うけたち

に成て御まはりあり與一このよしみるよりもされはこそ

あのわつはいづく迄にかさんとなけかけなけかけきつた

りけり

太平記云 山門 備後國住人江田源八泰氏ト名乗テ洗革ノ

大鎧五枚甲ノ緒ヲ縮四尺餘ノ太刀所々サヒタルニ血ヲ付

テマシクラニソ上タリケル是ヲ見テ杉本ノ山神大夫定範

ト云ケル惡僧黒絲ノ鎧ニ龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮大立舉ノ臈當

ニ三尺八寸ノ長刀莖短ニ取テ亂足ヲ踏ミ人交モセス只二

人火ヲ散シテソ斬合ケル源八遙ノ坂ヲ上テ數箇度ノ戦ニ

腕緩ク機疲レケルニヤ助モスレハウケ太刀ニ成ケルヲ定

範得タリ賢シト長刀ノ柄ヲ取延源八カ甲ノ鉢ヲ破ヨ碎ヨ

ト重打ニソ打タリケル

○太刀風

大友與廢記云 妙林一城持 多勢の強敵なればすゑまでつゝ

かなき事よも候はし一たんの御忠節はこれまで此上は降

參候てもくるしからす候といふ妙林きゝてなんちらはお

くひやうもの也といかつて國光のかたなをするりとぬき

二三人の耳に太刀風をあてられければ御尤といひて還出

す
蜂須賀文書云 秀吉小早川左衛門佐助書狀 廿四日加州へ令出馬一の處に

諸城雖相抱候一筑前守太刀風に驚き草木も靡隨射に作る

加州能登越中迄平均に相治候事

○スヘ物

○タメシ物

甲陽軍鑑云甲州武田の譜代衆隨分の侍に今福淨閑若き時

分よりためし物をよくきる人にてしかも上手なれば既に

すへものを切て其頭のおつるに脇差をもつて切口へつき

つらぬきてしたへおとさぬやうに中にてあくるほとに手

をからしたるためし物の上手にて侍衆大身小身共に淨閑

に憑まぬはなし

○鐵遣

○鐵合

松隣夜話云永祿十年六月太田三樂子息ヲ召連テ越府へ被

レ參(中畧)越後ニ廿日餘太田父子ヲ御留メ坐シ叮嚀ニ御

馳走中不及三言語一毎日ノ遊興ニハ若侍ニ被レ仰付鐵

炮的弓的賣馬鐵合打合等ナリ

小松軍記云 淺井殿敵モ味方モ恥ヲ思ヒコネ突ニスル程ニ

仕留申候(中畧)其時ト傳を切らんと仕たる者は落合虎右

衛門と申兵法つかひト傳と京都にて木刀の仕合に負蒲生

家中に居たるか其遺恨にて仕たると聞え候

○扇切

甲陽軍鑑云太郎信勝公十一歳の時小性衆多中にて近習友

野刑部むすこ又一郎と日向源藤齋むすこ傳二と扇切いた

せと太郎殿御意の時友野又一郎腰に指たる扇をぬく日向

傳二は手に持たる扇を腰にさしてゆひをたてにむかふ時

信勝はや見えたとおほせぬ扇切に傳次はかちたる事心

の逸物なるを讀給ひ日向傳次に褒美あそはす

○武者修行

甲陽軍鑑云宗雲公などは定て一佛一社の化身にて候へし

子細は伊勢より七人云合あらし山中ためめ河ありたけ

大道寺宗雲共に七人武者修業と談合あり駿河の今川義元

公祖父子の御代に窄人分にて今川殿に堪忍あり云々

義殘後覺云 半号長刀仕合條 備後ノ住ニ今枝有無之丞親重ト云士

アリ其譽度々ニ及フ事近國ニ知レリ去レハ幼少ヨリ半弓

ヲ好テ稽古スルコト尋常ナラス年ヲ追テ修練セシカハク

ツキヤウノ上手トナレリ生年廿七歳武者修行ニ出テ勢州

ニ至リヌユカリヲ尋テ申入ル、程ニ國司許容シ給ヒケル

不破寺澤沛艾ハソコニテ終ニ討レニケリ金澤勢ハ討レネ
トモ何レモ痛手ヲ蒙リ叶フヘクモ有サレハ首取隙モナク
手負ヲ引立退ントス誠ニ烈シキ鐵合也

○本鐵

續武家閑談云小豆坂と申所にて本鐵と申高名仕候よし永

井左近との酒井作左衛門殿拙者若輩の時分其方親左近を

小豆坂にての鐵の事比類なき手柄のよし御咄候に付其時

親左近に其場の様子相尋候へは何共様子は語り不レ申候

笑候て罷在候其後申候は本鐵と申事は一心の覺悟の及事

にて無レ之候能々天道に叶はねはならぬにて候是非とも

鐵仕度と存し候ても敵方に相手無レ之候へは成不レ申候尋

常の鐵と申とは相違仕たる事にて候敵味方相すゝみに進

み兩方魚鱗に懸り申とき敵味方のこわきもの眞先の劔先

へすゝみ候て合候鐵を本鐵と申是れを敵味方一同に手柄

と申事にて候此外の鐵は本鐵とは申されす候よし物語り

仕候

○木刀仕合

武具要説云ト傳近江の蒲生家へ參候時三尺程の刀を指て

屏風の脇を通り候に陰より拔身の刀を以てつと出て打

掛候男有レ之候其時ト傳は飛しさりて脇差を抜其相手を

續武家閑談云佐渡守弟三彌正重と云自身左衛門尉と稱す

度々の武功あり天正四年のころ御家を去て武者修行をな

し瀧川左近に隨ひ信忠卿播州神吉の城攻に隊長と成て功

を勵し城を落す

○鐵炮打

甲陽軍鑑云惣して侍か武藝を習に弓鐵炮馬兵法此四をは

何より以て然るへし成ほと藝にいたし工夫思案して鍛鍊

するに極りたり雖レ然上手になれば必弟子をとる弟子を

とれば武道のたしなみとはいはす弓いる人鐵炮打馬のり

兵法つかひなど、名をつけて如レ形覺有人をも傍輩るみ

かたきとて人は人を偏執する物にてわきの事へかゝり武

邊者とはいはざる物なれば何と上手に成ても弟子とる事

はさらにせんなき事なり

○膝臺

見聞雜錄云備後守三町程引上しと思ふと勢は十五六間廿

間近く追追詰馬は白漣はみ人も片息に成て疲れしを考へ

退ながら兼て相圖の如く最前の先手は今の後陣也しかは

はらくと居敷先鐵炮を膝臺にて六十挺打出せば弓の者

百人五十人つゝ左右へ開き雁行に立て向ふ

又云堀尾茂助才覺者にて秀吉秘藏の士程有急度山上より

見下し下知しけるはやれ少し共弓鐵炮の者共射出せ打出せと云ければ弓の者も鐵炮足輕もあれ御覽被成よ味方と敵と押合てとり候物をめつた打に打申候は、味方可被打と申を茂助はたと睨て足の廻は己れ々々か因果もそれを拾し控る内に山へ取上被取敢己等も首かない敵身方不構目を塞いて拳を定て射下せなかし膝蓋にて鐵炮打と呵立て打せしは離れ切たる了簡也如案採合て登る敵味方なれば雙方共に被_レ打落_レ者無_レ限已に敵も進兼候處へ麓より堀久太郎追ひ々々切て掛り上下より被_レ採立し故松田太郎左衛門不叶して引取ける

○二重込

増補家忠日記云慶長五年八月一日伏見之城兵長原ノ族敵ニ内應シテ城ニ火ヲ放テ寄手之多勢ヲ城中ニ引入(中略)佐野肥後守ハ二重込ノ鐵炮ヲ放テ其筒サケテ横死ス

○ツルヘウチ

大友興廢記云落原目 後藤美作守足輕鐵炮五百人をもつて大手口におしよせつるへ放にうちかくる

見聞雜錄云稻葉伊豫守聞て物合の岡半最早打次の間廻らは兵氣挽へしつるへ打にせよと下知せしかは三人衆の備々弓鐵炮立并て打出しかは幸川しはしつかへた振して居

拔_二平壤城_一來_二歸國家_一居_二武藏_一焉福信即福徳之孫也小年隨_二伯父背奈行文_一入都時與_二同輩_一晚頭往_二石上衛_一遊_二賊相撲_一巧用_二其力_一能勝_二其敵_一遂聞_二内裏_一召_レ令_レ侍_二内暨所_一自_レ是著_レ名

源平盛衰記云白山神典 登山録日吉社ニテ可_レ被_レ啓白_一之由仰テ天台座主へ被_レ送進_一其願書ニ云日吉社ニテ臨時ノ祭ヲ居百番ノ御子ノ渡物百番ノ一物百番ノ流鏑馬百番ノ競馬百番ノ相撲廊ノ御神樂三千人ノ衆徒ニ毎年ノ冬衣食ノ二事十箇年連テ可_レ送ト也

又云小坪合 戦録武藏國住人綴黨ノ大将ニ六郎五郎トテ兄弟二人アリ共ニ大力ナリケルカ大郎ハ八十人カカアリ東國無雙ノ相撲ノ上手四十八ノ取手ニ暗ラカラストキコユ

吾妻鏡云文治五年三月三日乙巳鶴岡法會被_レ始_一行之_二已剋_一二品御參宮別當法眼圓曉并供僧等着座舞樂馬場流鏑馬十五 相撲十等同被_レ始_一之

又云建久二年閏十二月七日辛亥幕下入_二御子三浦介義澄宅_一此間依_レ令_二新造_一所_二申_一案内_一也終日御興遊平六兵衛尉義村太郎景連佐貫四郎大井兵衛二郎等被_レ召_二決相撲勝負_一云々

又云三年八月十四日甲寅於_二鶴岡廻廊外庭_一放生會相撲内

る故美濃三人衆の内にも若武者なれば氏家左京亮采配振て敵はしらけて見えたり鎧を入よと自身真先へ進む
駿府記云慶長十九年甲寅十二月九日召_二越前少將殿家老山本藏助_一着_レ鎧出_二御前_一攻口之陣場被_レ仰付_二今夕諸方揚_一閑聲_二鐵炮連放_一一時餘恰如_二疾雷_一云々ツルヘハナシ打様惡由甚多不可_レ然旨被_レ仰云々

○連貫打

關八州古戦録云藤原勢上總 萬壽城實録梶華人佐カ嫡子新五郎廿二歳ナリシカ敵寄セ來ルヲ見ルヤ否城中ヲ走出野伏二三十人并ニ郷人ノ健ナル奴曹馳集メテ駈戻シケルカ華人戰終テ敵引去ルト見テケレハ道筋ノ節所エカケリ弓鐵炮連貫打ニ放サセケル儘愛ニテモ長南勢多ク討レ或ハ深田ヘ_二江ヒ落或ハ水流ニ溺入テ太刀刀マテ捨タル者幾等ト云數ヲ知ラス

○相撲

日本書紀云皇極天 皇紀元年秋七月甲寅朔壬戌客星入_レ月乙亥癸_二百濟使人大佐平智積等於朝_一乃命_二健兒_一相_二撲於翹岐前_一智積等宴畢而退拜_二翹岐門_一云々

續日本紀云延暦八年十月乙酉散位從三位高倉望臣福信薨福信武藏國高麗郡人也本姓背奈其祖福徳屬_二唐將李勣_一取手被_レ召_二決_一云々藤判官代爲_二奉行_一云々

又云正治二年九月二日乙卯羽林令_レ歷_二覽小盛海邊_一給小坂太郎長江四郎等儲_二御駄餉_一云々海上粧_レ船獻_二盃酒_一而朝夷名三郎有_二水練之聞_一以此次_二可_レ願_二其藝_一之由有_二御命_一(中略)羽林以_二今日御騎用之龍蹄_一名馬踏人 給_二義秀_一之

處義秀兄常盛申云水練者雖_レ不_レ單_二義秀_一於_二相撲_一者可負_レ可_レ被_レ下_レ之云々羽林入與着_二御船於岸_一於_二小坂太郎前庭_一被_レ召_二決_一之二人共解_二衣裳_一立向其聲色不_レ異_二力士無_レ勝_二負于對揚_一各取合及_二數反_一此間所_レ立之地頗如_二震動_一一人以爲_二壯觀_一義秀頻好_二勝負_一常盛聊有_二雌伏之氣_一

爰江馬殿感興餘起_レ座被_レ隔_二立于兩人之中_一于_レ時常盛不_レ及_レ着_二衣裸分乘_一件馬_二揚_レ鞭逐電義秀後悔千萬觀者皆解_レ願彼馬與州一名馬也

又云嘉禎三年四月十九日庚子大倉新御堂上棟也將軍家和御 車令_二監臨_一給(中略)以_二還御之次_一入_二御子左馬頭義氏朝臣之家_一御遊非_一一結句御酒宴之間駿河二郎泰村壹岐守光村兄弟召_二決相撲_一御入與第一也諸人又令_レ悅_レ目左京兆被_レ申云左金吾將軍御時和田新左衛門尉朝夷名三郎等雖_レ被_レ召_二合_一無_レ勝負之儀_二云々

又云三年八月十四日甲寅於_二鶴岡廻廊外庭_一放生會相撲内

又云建長六年閏五月一日壬寅相州隨身下若等參御所給將軍家出御廣御所御酒宴及數獻近習人々被召出之各乘醉于時相州被申云近年武藝廢而自他門共好非職才藝事已忘吾家之禮訖可謂此與然者弓馬藝者追可試會先於當座被召決相撲勝負可口感否御沙汰之由云々將軍家殊有御入與愛或逐電或令固辭爲陸奥掃部助奉行於逃避之輩者永不可被召仕之旨再三依仰合十餘輩怒及手合不撤衣裝長田兵衛太郎被召出候砌判申勝負是御劔御衣等雲客取之負者不論權否以大器各給酒三度御一門諸大夫等候酌凡有與有感時壯觀也

異制庭訓往來云相撲者四十八之取手所謂入相撲懸相撲賜相撲内給外給等也手足不聞者不可臨其庭梅松論云文德天皇の御子惟高惟仁御氣色何もわきかたき依之御即位の事天氣更に御計ひかたき間相撲競馬雌雄決して其勝にまかせて清和の御門御禪を受給ひける大友與廢記云大隅今まてすまふはとりたる事候はすといへともせひ手相をせんとそのむせひそのきならばとり候はん教へ候へとして出てたつをこしらゆるうちの者にいひつけ大竹を一本庭へ出すいかつちこれを見て何の

用にかと不審をなす所にいかつちといふ手者と大隅すまふをとる聞えありて門前に市をなす事急なりさて大隅出てわれらはこれかすまふのはしめなりかたやとやらんをつくり候はんといふまゝに右に出しおきたる大竹を末より一ふしつゝつまみひしき曳わりて本末をひとつにねしあはせおほきなる輪をつくりて此輪よりほかへあしをふみいたしたらん者すまふのまけなりと勝負されたればいかつちも辻風も目をおとろかしはやわれくまけ申候多賀家訓云小スマフハ若侍ノ能ナレハツネニ身サンク手ヲナラフヘシセイホソク年ワカキトテ我心ユルサハマケン物スマフナリ何ヨリモ習ノアルハスマフナリチカラタノムナカネテタシナメ

伊勢貞親教訓云能藝の事若き時すへき事老してすへき事あるなり若者のさのみくすみて相撲力醜鷹など道嫌ふは悪き也人の目にたぬ程にすへき也長曾我部元親式目云侍共相撲致見物事令停止事
○組打 太平記云 隅田高橋打廻テ何様赤松カ勢トモ尙御方ニ紛テ此中ニ有ト覺ルソ河ヲ渡シツル敵ナレハ馬物具ノヌレヌハ不可有其ヲ驗ニ組討ニ打テト呼リケリ

又云 勢賢兵衛 岡本信濃守富高聞モ敢ス莞爾トウチ笑テ子細候ハシ敵ノ大將ヲ見知ヌ程コソ葉武者逢テ組テ勝負ハセシト軍ハシニクカリシ今ハ見知タリ先ニ白絲ノ鎧着テ下リ立タリツル若武者ハ鎧ニ鎌倉殿ト見澄シタリ鎧ノ毛ヲシルシニシテ組打ニ討奉ラントスルコト何ヨリモ可ク安トテ敵ニ心安ク紛レント笠符ヲ取テ投捨時衆ニ最期ノ十念ヲ受テ思切タル機ヲ顯シタル

細井日記云 美濃石見カ三百餘キ手ヒトク切込テ敵方ノ諸手ノ本陣ヘトカケ入テ大將トモヲ組打ニセヨト下知ス

増補家忠日記云永祿十一年ノ秋八月三州小豆坂ノ合戦ニ小倉與助尾州ノ豪士鎧三位ノ組撃ニシテ首級ヲ得タリ奥羽永慶軍記云 秋田山北 坂合戦 扱モ今度ノ合戦ニ秋田ノ大勢ヲ追テラスノミナラス敵方ニテ大剛ノ兵トキコエシ吉成右兵衛ヲ組打ニセラレシ事ケニヤ度々ノ合戦ニ戸澤不覺ヲトリシコトナケレハ皆人戸澤トハイハヌ鬼九郎トコソ恐レケル

○柔 嘉良喜隨筆云關白柔心ト云モノヤハラヲ遣出ス初ハ本多中奮ニイテ後ニハ紀州大納言殿ニ出ツ柔心カ仕出スユエ

ニヤハラト云フ ○手取 結城戰場物語云京都田舎の兵共互に打つうたれつおつかへさるゝ處もあり切たてらるゝ時も有陽にひらき陰にとち愛をせんとと責戦ふ少々かたきのうちものゝ身にあらるとは申せともしにくるひの事なればあへて物の敷にせすわたり合かけあはせ兵法手取力わさいろくの秘曲をつくして天地をうこかしたゝかふたり

○飛越 ○早走 平治物語云こゝに鎌田か下人八町次郎とて大方のかうの者はやはしりの手きゝ有馬にてこそくすへけれとも中々

かち立よかるへしかうめやうせよと云ければ一年もはら巻に小さくそくさしかためまつさきにすゝみたりけるかかたきの馬武者のはるかにさき立て落けるを八町か内にておひつめて首を取りければそれよりして八町次郎と云けるされは又此者三河守聞ゆるはやはせのめい馬に兩あふみを合てかけられるに少もおとらすおつ付てかふとのてへんにくまでを打かけん打かけんとつゝひてはしりければ頼盛も甲をかたふけあひしらはれけれ云々

異制庭訓往來云又早能カ持水練飛越早走者力弱身重中々不三思寄一

○早業

太平記云南部北嶺大塔ノ一品親王ハ時ノ貫首ニテ御坐セシカ共今ハ行學共ニ拾ハテサセ給テ朝暮只武勇ノ御嗜ノ外ハ他事ナシ御好有故ニヤ依ケン早業ハ江都カ勤捷ニモ超タレハ七尺ノ屏風未必シモ高シトセス打物ハ子房カ兵法ヲ得給ヘハ一卷ノ秘書盡サレヌト云事ナシ

又云赤坂合戰事付人去程ニ阿曾彈正少弼八萬餘騎ノ勢ヲ率シテ赤坂ヘ押寄セ城ノ四方二十餘町雲籠ノ如クニ取巻テ先時ノ聲ヲソ揚タリケル其香山ヲ劬シ地ヲ震フニ蒼海モ忽ニ可レ裂此城三方ハ岸高シテ屏風ヲ立タルカ如シ南ノ方針コソ平地ニ繼ヒテ堀ヲ廣深ク堀切テ岸ノ額ニ屏ヲ塗其上ニ櫓ヲ擡雙ヘタレハ如何ナル大力早能ナリトモ輒ク可レ責様ソナキ云々

又云將軍御遊大渡山崎等合戰武藏守師直カ内ニ野木與一兵衛入道頼立トテ大力ノ早業打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルカ朋丸ノ上ニフシナハメノ大體スママモナク着ナシ云々

○輕業

會津四家合考云氏郷被攻落名生城氏郷郎等志賀與三右衛門尉ト云者ハ輕業ノ男ナレハ堀ヲ乘越ントシテ甲ノ手返ヲ傾ケ内甲ヲ差俯ケハ鍛ハクハツト透タル所ヲ堀裏ニ控ヘタル敵待受テ斬リタリケレハ云々

○棒

官地論云政親御年積卅四長高六尺八寸如三丈六仁王ノ荒作也宜面々可レ禦搦手一夫可レ任政親一人一三尺劍光氷在レ手打振破入猛勢ノ中散火攻戰今度有ニ棒手一宜追取件棒指搦三方追向一方不レ振面打懸芝蘆石突木葉返水車徳山ノ手段秋山ノ秘密之手不レ殘一手一散々打回不レ牽一足二百餘人被ニ打伏

大友興廢記云原大隅力大隅土佐國を出テ上洛の時十六たんの船にのりてその帆柱をとりてかたにのせともへをこなたかなたありきつねのものかほうをつかふことくなり

○水練

天正記云明智日向守身上明智はしやうりうしの城へ入(中略)坂もとの居城を心かけまかりのき候をたいこ山科邊の百姓共落人と見およひはううちのうちおとし候

時の際もなきはやわさ兵法弓馬のひつふのわさをまなひつゝ新坐本坐のさるかくをひとりかくしてなくさみて云云

江濃記云道三ハ弘治二年四月十八日鶴山へ上リ陣ヲ取ル新九郎ハ乾ニ向テ人數ヲ出シケレハ父入道モ山下ニ下リ馳向ケル(中略)新九郎方ニ熊澤ト云大力ノ強兵カケ出タレハ道三衆野村越中守馳向ヒテ組テ落ツ熊澤ハ大力ナレハ上ニ成ル野村ハ早業ナレハ下ニ成ナカラ二刀サシテハ

ネ返シテ熊澤カ首ヲカイテ指上タリ
頼井日記云攝州野宗長公ノ御本備ノ宗トノ人々穂田刑部孝繁(中略)荒木八郎ヲ何レモ諸國ノ名ヲ取タル大剛ノ侍共ナレハ一人モ餘スナ太刀打ハ無用タ、組テ落セトテ互ニ名乗カケ名乗カケ引組テ勝負ヲスル所ニ民部ハ力量モ早業モ近國ニ名ヲ得タル大剛者ナレハ切ハラヒ切ステ云々

小松軍記云大聖寺攻小松野長重ノ曰面々ハ老功軍練之事ナレハ善カラシ様ニ計ヘシ吾按提ノ昔ヨリ傳立タリシ江口ナレハ死生一所トコソ思ヘト云捨テ諸證ヲ合セテ駆付ラル江口屹ト見今ニ初兵殿ノ早能哉ト感シケレハ汝心強モ出抜ツル者哉ト打笑テ敵軍ヲ見渡シ云々

とに宗盛は水練をする者にてうきあかりうきあかりしていきんと思ふ心つきにけるさていけとりにせられぬ
源平盛衰記云高瀬渡宇治川佐々木カ郎等ニ常陸國鹿島ノ與一トテ無雙ノ水練アリ胃脱置キ揮ヲカキ腰ニハ鎌ヲサシ手ニハ熊手ヲ以テ河ノ底ニ入り良久ク沈ミク、ソテ亂株逆木引落シ大細小細切捨テケリ實ノ器量ト見エタリケリ

吾妻鏡云文治四年六月五日己巳刻洪水勝長壽院前橋落畢而飯田次郎相當御堂宿直依爲水練者一相具即從一浮浪水面ニ町餘取留之而景時爲見御堂邊一欲參入之處橋已流之間控認之間見飯田所爲令歸參一申其由一則召飯田賜御馬云々

又云正治二年九月二日乙卯羽林令歴覽小壺海邊給云々海上粧船獻盃酒ニ而朝夷名三郎義秀有ニ水練之間以此次可レ顯其藝之由有御命義秀不能辭申則自船下浮海上往還數千結句入波底暫不見諸人成惟之處提生鮫三喉浮上手御船之前滿坐莫不感羽林以今日御騎用之龍蹄名馬諸人給義秀云々

太平記云大渡山崎等合戰但馬國ノ住人長九郎左衛門同意ノ兵三百餘騎旗ヲ卷テ降人ニ出ツ是ヲ見テ洞院按察使大納言殿ノ御勢文觀僧正ノ手ノ者ナレト云テ此間島水練シツル者

共弓ヲ弛シ胃ヲ脱テ我先ニト降人ニ出ケル
里見九代記云弘治二年の軍は敵は北條父子味方は義堯公
義弘公也三浦の沖にて矢軍はしまり程なく亂合て戦ける
中に東條六郎木曾又五郎水れんの達者にて大力也敵にて
能武者と見えたるを引組海中にしつみて兩方死かと思
れは六郎も又五郎も浮ひ出る事三度に及けり

播州佐用軍記云熊見川渡ニテ
寄手ヲ防條吉晴長候ト御請ヲ申テ吾陣
ニ歸リ侍ニ足輕人夫ヲ附テ近郷へ遣シ小船ヲ二艘求得テ
宵間ノ闇ヲ幸ト成ノ下剋計ニ件ノ船ニ水練ノ足輕二人侍
一人宛取乗テ上瀬ヨリ二町上ヨリ舟ヲ下シ潛ニ上瀬流カ
ケテ張綱有ヤト尋ケレハ云々

○山取

天正記云北國御
發向條大將秀長同秀次ふな子にちからをそへろ
くをあたへそくしにあたり土佐とまりにおし付(中略)其
夜近邊山取して敵のかうをうかこふ

かりなと其名をあらはすなり

岡本記云かりことばにしむしめに鹿にやめのあると申事
はけきりのあはすやめのおさき事也又矢さきのしむし目
なる事もあるへし一段とせい兵などにてはなし何れも一
の矢のろんの時此ことは有へし第一のかくこなり

又云かりことばにうつにむかゆるといふことは馬上の事
也うつにひかへたる時身とをりよりはおしもちりやうに
矢を放すことありそれをひらきてといふ也又馬の頭の通
りなるさきなる物を射るをはつほみてといふなり射様は
みすみたちたる様なりひらきてにて射て候つほみて射て
候など物語にはかたるかりには弓を射かへさぬなりいち
ひきの物をは射ぬなりとをすへし其謂は一疋の物を射れ
は残りの鹿必なけ返す也さるによりておつよりいる也一
ひきとは一番に通る鹿のこと也おつれとは二番目より通
るをいふ也ことばにめかといふめかといへはとておか
とはいふまじき也大お鹿と云へし只又しかといふまじき
也ししを谷よりおこしてなといふなり

又云かりことばの事大むれか谷よりかいてあかる所を何
と射てかさからせこか巻おとして一ひきの物をとをして
おつれよりいてなとと詞につかふへし假初にもあた詞つ

武家名目抄稿第三百四十册

塙檢校保己一編

術藝部六

○狩

舊事本記云本
紀天皇恨穴穗天皇曾欲以市邊押盤皇子
傳國而遙付屬後事乃使人於市邊押盤皇子陽期校
獨勸遊郊野田近江狹々城山君韓信言今於近江來田綿
蚊屋野猪鹿多有其載角類枯樹末其聚脚如弱木株呼
吸氣息似朝露願與皇子孟冬作陰之月寒風肅然之晨
將道遙於郊野聊娛情以射市邊押盤皇子乃隨獵
吾妻鏡云建久四年三月九日丙子那須太郎光助拜領下野
國北條内一村是來月於那須野可有御野遊之間爲
其經營被充行之云々十五日壬午近日依可有那須
野御狩所被構藍澤之屋形等以宿次人夫壞渡下野
國云々五月十六日辛巳富士野御狩之間將軍家督若君始
令射鹿給愛甲三郎季隆本自存物逢故實之上折節候
近射追分之間忽有此飲羽云々
高忠聞書云かりといふは鹿かりの事なり其外あるひは鹿

かふまじき也されはかりのことなと物語に申出すへから

す能々可存知也しかきにうちてといふ事あり是は歩立
の人をいふなりさかない馬に乗ておとしかけてなとい
ふ事さかない馬とは駒馬を云なり里おつる物といふは谷
をくたりにはしる事なりはしり立て行とも來るともいふ
は谷より山へ走りあかる物の事也こかされてと云は白毛
又はしる跡を射るをいふなりあたりもせよ又はつれもせ
よいふなり嶺こす物といふは山をはしりこゆる物也山に
そふ物とは山の腰に横さまに走る物をいふなり尾をこす
物とは山の尾をこす物のことをいふなり落かかりてくる
物とは山より谷へ走り下る物をいふなり巻めの鹿とはい
また巻おとさす山の嶺などにせの中にまじりてあるをい
ふなりまきめの鹿を嶺よりまきおとしてなといふなり朝
はみより本山へ歸る所をいちひきををしておつれより
射てなといふなりおほつれともいふおほむれともいふ
へし同事なり五かしら六かしらの時いふなり十頭の時不
及申候二かしら三かしらの時は云まじきなりししをは
幾かしらといふなり行ききとは鹿のかしらを申也又云狩
場の祿は昔はかふら箭をも給たる例ありまた太刀かたな
も給ひたることもあり惣て何とは定らす給候やうも不

元寛日記云元寛十一年甲戌十月將軍板橋ニ御狩アリ數千人ノ勢子林ヲ卷手々ニ竹ヲ以テ如シ狩廻ル其中ノ狸兎ノ類數ヲ不知御旗本ノ諸番頭綱テ立一組々々備ヲ段々猪鹿ヲ押詰テ將軍家ノ御前ニ備フ其衣裳皆絳綾羅錦鍔花鹿目ヲ懸ス松平伊豆守信綱阿部豊後守忠秋等御預ノ唐犬トモヲ於掛猪是ヲ留シメ其勝負逸物犬ノ手際不可傳云猪鹿其御前ヲ指テ走リ行將軍家御前ニ召サレ御長刀ヲ以テ切セラル爲御早業見奉ル者皆舌鳴ス御近習ノ輩或ハ弓或鎗太刀ヲ以テ鹿ヲ留希代ノ見物也



○狩鏡
吾妻鏡云建久四年三月廿一日戊子將軍家爲覽下野國那須野信濃國三原等狩倉今日進發給自去頃所被召聚馴狩獵之輩也其中令達弓馬又無御隔心之族被撰二十二八各令帶弓矢其外縱雖及萬騎不帶弓箭不可爲踏馬乘之由被定云々五月二日丁卯北條殿下向駿河國給是爲覽狩倉可令越彼國給御旅館已下作事伊豆駿河兩州御家人等狩野介相共可令沙汰給之由合御旨先以首途給云々



高忠聞書云かりくらといふは鹿かりに限りたること也されはけふのかりくら昨日のかりくらなるといふなりかりくらは狩の總名なり

聚樂物語云若君御慰めの爲に八瀬小原の奥にて狩くらを初め御遊をなし奉るへしとそ仰上られける

大友與廣記云 御曹司御 天文十五年十月上旬のころ五郎御曹司義鎮公御鷹野なるへきとの御降下る逸物の大鷹十二居小鷹十二居仰付らるる御供は御近邊若手の衆はかりにて府内わさ田邊へ御出なされいつより御機嫌色々御難談仰出され御近邊衆を二手にわけられ御獵くらへなされんとこの御きにて大鷹六居は御手廻り殘る六居御近邊衆へ仰付らるる

○山狩
大友與廣記云道釋のちやくし志賀太郎親次そのとき十六歳なるか申さるは(中略)我遊山のとさまかり川狩のついでにてきをうつ行をおもんはかるに山川の獵に相いたり

○河狩
蟻川親俊記云天文十一年六月六日乙酉貴殿八瀬へ河狩御出也

當代記云慶長十五年七月朔日大御所爲川狩瀨名ノ谷へ出給六日將軍從江戶武藏府中爲川狩出給

江城年錄云元寛四年丁卯六月廿六日淺草川へ御成御川狩あり御馬共數多川を遊せ御覽

○卷狩
吾妻鏡云建久四年五月廿七日甲午未明催立勢子等終日有御狩一射手等而々願藝莫不風毛雨血爰無雙大鹿一頭走來子御御前工藤庄司景光若作與英水千賀鹿毛馬兼有御馬左方此鹿者景光分也可射取之由申請之被仰可然之旨一本自究竟之射手也人皆扣觀見之景光聊相開而通懸于弓手發射一矢不令中鹿被一段許之前景光押懸打鞭二三矢又以同前鹿入本山畢景光弄弓安忽云景光十一歲以來以狩獵爲業而已七旬餘莫未獲弓手物而今心神惘然太迷惑是則爲山神觀之條無疑歟運命縮畢後日諸人可思合云々各又成奇異思之處曉鐘之程景光發病云々仰云此事尤怪異也止狩可有還御歎云々宿老等申不可然之由仍自明日可有卷狩云々

○燒狩
源平盛衰記云軍國東下向條廿三日ハ伊豆ノ國府ニソ著給フ兵衛佐殿折節伊豆ノ奥野ノ燒狩トテ狩庭ニオハシケリ此

由カクト申タリケレハ北條へ具シ奉ル

吾妻鏡云文治四年六月十九日癸未二季彼岸放生會之間於東國可被禁斷殺生其上如燒狩毒流之類向後可停止之由被定訖可被宣下諸國之旨可經奏聞云々

○夜狩

和名類聚抄云照射トモレハカリ續搜神記云番支少時家貧常照射見一白鹿射中トモレハカリ之明晨尋蹤血今按格云照射止毛之蹤血波加利金葉集神祇伯願仲鹿たたぬは山か裾に照射して幾夜かひなきよを明すらむ

○照射

和名類聚抄云照射トモレハカリ續搜神記云番支少時家貧常照射見一白鹿射中トモレハカリ之明晨尋蹤血今按格云照射止毛之蹤血波加利金葉集神祇伯願仲鹿たたぬは山か裾に照射して幾夜かひなきよを明すらむ

甲陽軍鑑云則政公家眷に古より鹿狩を制して法度にし給ひ兩出頭のすかの大膳上原兵庫奉行に仰付られ候

岡本記云鹿かりに一の矢二の矢と申事あるへしまつ弓のはりかへをくらへて見るにはたかき弓まつ矢をつくなりこれ大法なり猶口傳これあり

播州佐用軍記云十二月十四日合戦宇喜多早瀬カ敵ヲ追立テ(中略)正繼カ歩行ノ兵トモ走著敵ノ可然者ト見ユルヲハ撰打シテ追テ行去レハ城兵ハ常ニ鹿狩狐狼ヲ狩ルニ馬ヲ以テセリ此故ニ今山上ニテ敵ヲ追立云々

義殘後覺云下瀬丸大夫口論打果常願鷹野ニ出テ終日獵リ暮シ給其アケクニ鹿狩アルヘシトテ侍衆三百餘人郷人原ヲ列卒ニ追立早朝ヨリ狩廻ル

當代記云慶長十五年閏三月十日將軍爲鹿狩今日駿府御立三河國田原へ被趣今夜田中城止宿也

駿府記云慶長十七年壬子二月三日於遠江國堺川二川山有御鹿狩凡列卒五六千人以弓銃驅之又唐犬六七七十匹縱橫追之大御所相具鐵炮之上手數十輩令擊之給猪二三獲之給時大雨降來故令止御狩給

又云慶長廿年乙卯霜月十六日大御所下總國千葉藩御將軍家舟橋渡御土井大炊頭所領下總佐倉御鹿狩可有之旨也

○鹿狩

大友與廢記云岩屋重氏者豊後國野津之院岩屋の地主岩屋五郎三郎重氏といふ者常に射獵をこのみけるかあるときねらぬいたた一人行て鹿に目をかけ岩壁のうへをおひゆきし時踏はつし岩尾よりおつるされともいはほの半服の壇石におちる

○夏狩

吾妻鏡云建久四年五月八日癸酉將軍家爲覽富士野藍澤夏狩令赴駿河國給

○鹿狩

源平盛衰記云實盛上京馬ハ牧ノ内ヨリ心ニ任テ還ヒ取り立伺タレハ早走り曲進退ノ逸物ヲ一人シテ五疋ヒカセタリ

○狐狩

彼馬ニ乘リ負セテ朝夕鹿狩狐狩シテ山林ヲ家ト思テ馳習タルハ乗トハ知レトモ落ル事ナシ

吾妻鏡云文治三年四月廿三日周防國在廳官人等言上二箇條爲得善末武地頭筑前太郎家令横行都乃一郡打開官庫押取所納米狩獵爲宗驅寄公民掘城郭任自由押妨勸農(中略)農業之最中驅集人民而令掘營城郭以鹿狩鷹狩爲業更不恐院宣云々

江城年錄云寬永五年戊辰二月大樹河越渡御二十日許御返留鹿狩御遊美尾屋梅花上覽云々

又云寬永十一年四月十九日牟禮野へ御鷹野還御石神井鹿被成云々

○猿狩

元寬日記云寬永八年辛未十一月五日駿河大納言忠長卿駿州淺間山ニ於テ猿狩有ヘキノ由兼日觸ラル家臣等諫テ曰彼山ハ殺生禁斷ノ所ナリ御遠慮アツテ然ルヘキ由申ス忠長卿是我領地奚ソ咎メアルヘキトテ承引ナシ巳ニ當月彼山ニ入御猿狩アリ

○兎狩

江城年錄云寬永三年丙寅二月十八日鴻の巢御鷹野鷹鴨百五十羽御物數候其後兎狩有御機嫌御こふしの雁鴨大御所様へ御進上

○追鳥狩

吾妻鏡云建久四年三月廿五日壬辰於武藏國入間野有追鳥狩藤澤二郎清親施百發百中之藝揚獲雉五獲鴉廿之名

曾我物語云あさまの御あけくれはいるまのくめにておひとりかりそありけるこの人々せこの物共にうちまははり

かりつゑふりたてて心もおこらぬとりをたてて云々
安土日記云北條氏政武藏野ニ而追鳥狩仕候云々

義光物語云義光公十六歳の時御父義守公御同道にて高楡
と申所へ湯治被成敷日御滞留の内鹿狩鳥狩など色々御
遊興有

○翔鳥

平家物語云あふきはんくはん後藤兵衛さねともをめてして
あれはいかにとの給へはいよとにこそ候めれあふきをば
いさせらるへうもや候はんと申ければはんくはんみかた
にいっへきしんはたれかあるとの給へは上すともおほく
候中にも下つけのくにのちう人なすの太郎すけたかか子
與一むねたかこそこひやうては候へとも手きゝて候せう
こはいかにとの給へはかけ鳥なんとをあらこふて三に二
はかならずいとおとし候と申ければさらはよへとてめされ
けり

源平盛衰記云與一射ヲラハ十郎ト被召タリ(中略)判
官アノ扇仕レト仰ヌ御定ノ上ハ子細ヲ申スニオヨハネト
モ一谷ノ岩石ヲ落シ、時馬弱シテ弓手ノ臂ヲ沙ニツカセ
侍シカ灸治テモイマタイエス小振シテ定ノ矢仕ヌトモ不
存第ニテ候與一冠者ハ小兵ニテ侍レトモ懸鳥的ナトハ

○伏鳥

高忠聞書云ふせ鳥かけ鳥をいる時はかふらかりまたにて
射へきなり本儀なりそやけんしりにてゐることはりんし
の儀なりくるしからず

挾物記云臥鳥射る弓箭の事弓はさたまらず矢は雉子をば
うつほのみかりまたにてもそやにても射へしうつらなら
は四目かしようにて射へし射やうの事きしならはかたぬ
きをして鳥を弓手に見たまはりふせて可射なりうつら
ならはかたぬきはすまじきなり鳥をまわす時は矢をつか
ゐて廻なりをとりめとり二ながらふせたる時は春夏の間
めんとりより射へし秋冬ならはをんとりを可射となり
然ともはやたち出候へは先いつれにても立出しを射へき
なり臥鳥矢ところ事しを射さけ又は尾を射さくへしと
いへともはや飛立なんとせはそれは不及なり

伊勢貞助雜記云雁又は鶴など鷹のとりにて無之候はは
かけ候はて臺にすゑ進上仕候を臺のとめにすゑられ候て
可被懸御目又はふせ鳥又はかけ鳥などを射て當座に
懸御目一時はかけて臺にすゑ候はすとも可有進上候
私宅より進上候はは臺にすへて進上あるへく候又ふせと
りは雉と鶉と此二にかかりたる詞なり何鳥にてもふした

弛ルルハ希ナリ定ノ矢仕リヌヘシト存ヌ可被仰付ト
弟ニ讓テヒカヘタリ

太平記云本間孫四郎新田足利相挑テ未戰處ニ本間孫四郎
重氏黃毛ナル馬ノ太ク逞キニ紅下濃ノ鎧著テ只一騎和
田ノ御崎ノ波打際ニ馬打寄セテ(中略)遙ニ高飛擧リタル
船浪ノ上ニ落サカリテ二尺計ナル魚ヲ主人ノヒレヲ翹テ
澳ノ方ヘ飛行ケル處ヲ本間小松原ノ中ヨリ馬ヲ懸出シ追
様ニ成テカケ鳥ニツ射タリケル

高忠聞書云水鳥をいる事水にある鳥を其ま射へきとも
又をひたててかけ鳥に可射とも射手のままなりそれも
ひもをおさめてはたぬきて袖をおさめてかふらにてもか
りまたにても可射なり船中にてゐる時は弓のもと船に
つかへて弓引にくし弓手の方のひさをよく船はたに押あ
てて弓を引へし又馬上にてもかちにても可射なり射様
にことなる儀あるへからす水へ入ところにて弓をひきて
出るところをいるといへり故實なり

岡本記云かけ鳥いやうの事鳥にむかふてもいかか又おの
かたからもいかかにて候間鳥をさきたててすこしあとい
りひとたんなすかふていへしかくのことくあれは矢みち
おほき心なりいつれもちとすちかふ心なり口傳有

るをふせ取とは申まじき事なりかやうの鳥御目にかくる
事矢所の心持も有へし能々可分別事也

○追出物

吾妻鏡云仁治二年十一月廿九日壬子未尅若宮大路下々馬
橋邊騒動是三浦一族與小山之輩有喧嘩兩方緣者馳集
成群之故也(中略)事起爲若狹前司泰村能登守光村四郎
式部大夫家村以下兄弟親類於下馬橋西類好色家有三酒
宴亂舞會一結城大藏權少輔朝廣小山五郎左衛門尉長村長
沼左衛門尉時宗以下一門於東類又催此與遊于時上
野十郎朝村朝廣會弟起彼座催遠笠懸向由比浦之處先於
門前射追出犬其箭誤而入于三浦會所籠中朝村令雜
色男乞此箭家村不可出與之骨張依之及過言云々

○前起物

高忠聞書云前おきの物を射ても矢こたへをして馬足を出
すへし矢こたへをするには犬追物の時のことく左へくひ
をつくりておおとなかくするなりこれはあまた射あてた
る時論する事あらははやく矢こたへしたる射手はやくい
つけたるにてあるへし馬をいたして打かへる事ありかた
し但時宜によりうち歸ることあらはは犬追物ことく弓手を
射ては馬手へ折馬手を射ては弓手へ馬を出すへしすかひ

弓手馬手きれにいたらは何と馬をおりてもくるしからす

又云前おきの物と云事たぬきうさきつねしか成とも云也矢所は定まらぬと仰候おこしてゐると也

挾物記云前起の物といふ事人を見て驚ておきてぬるもの也いづれも四足の物たるへきなり猪鹿狸狐等なり狼は丈夫といふによりて前おきの物のうちにいらすと也

又云前起の物射やうの事弓はさたまらず矢はかふらかりまたなにて射へし矢所なし弓は射かへすまじき也二の矢をやかていへき爲也かりの時ははたぬかす其外ははたぬきても射るへし

○目當物

今川大雙紙云野原にて物を射るをは目當の物を射るなとかたるへし

小笠原入道宗賢記云目あての物と申候事たとへははう地むかふかたのいつれのなにとある所を射へきとおもふ所それを目あてと云也

高忠聞書云しんとうをいるといふ事不謂事也はさみ物とも草鹿を仕りたりともいへはしんとういると心得へし野などの事ならば目あての物いたるなへといふへしされ

了俊大草紙云將軍家には御矢口開の事第一の秘事也故御所の御時は亡父の蒙仰奉行仕き此事大御所寶篋院殿御時は御さたなかりしなり故御所の御矢口開の時は興行有しなり

高忠聞書云矢開にせざる鳥の事鶴鶯此二つ也殊人無存知一事也此謂尋申處昔より矢開にもちひさるよし申來と也語は不存知由仰られ訖矢開に用る物の事取分一鹿二雀也ししをは身をとりにまな板にすゆるやうにししをすゆるなり

岡本記云矢ひらきに鴉をはすまじき事也射る鳥の内にてはあれとも矢開にはすまじきと也一段の口傳也弓張記云矢ひらきにせぬもの事鞆うくひすうさきなとをすまじき也鹿すすめなとを本に用へき事なり

甲陽軍鑑云矢ひらきにならざる物の事猫庭鳥にて候其外の物をする物也其鳥を上につりおきて肴に主人被遣候時矢こたへと申物をしてくふなり

○矢口餅

吾妻鏡云建久四年九月十一日甲戌江間殿嫡男童形此間在江間昨日參著去十七日卯剋於伊豆國射獲小鹿一

は犬をいたると申せはほをい笠かけといへは笠をかけてむかしはいたる也的を射と申せは的矢にて射たるとして同事也

○射取物

小笠原入道宗賢記云射取の物とは何にても射て取る物の事也

弓張記云射とりの物といふは烏兔狸狐なり

○射騷 和名類聚抄云射騷文選射雉賦注云騷於計反騷也障也師說未布之所以隱射者也

曾我物語云河津うたされはこのかへりあしとねらひて見む然るへしとて道をかへてさきにたちおく野の口あかさ

は山のももとやはた山のさかひにあるせつしよを尋ねて椎の木三本こたてにとり一のまふしには大見の小藤太二のまふしにはやはたの三郎てたれなればあまさしものをとてたつたりけり

○弋射

和名類聚抄云弋射唐韻云弋與矰反射也四聲字苑云矰音弋射矢也繳之若矰繳所以加飛鳥也

○矢開 矢口開

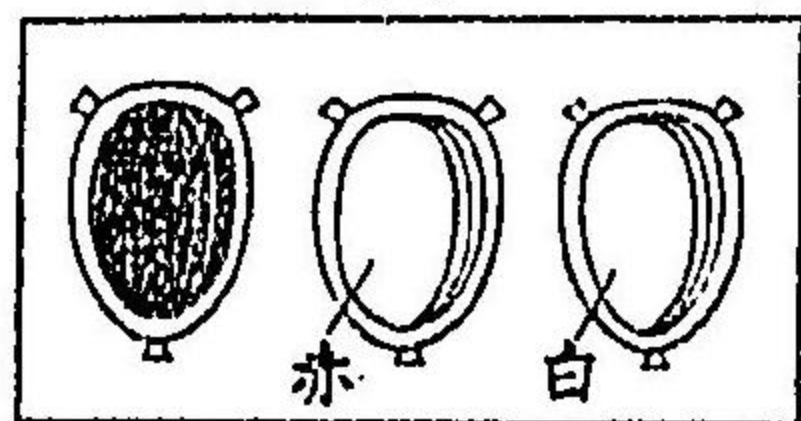
頭一則令相具之今日參入殿開備箭餅被申子細之間將軍家出御于西侍之上上總介伊豆守以下數輩列候先供十字將軍家召小山左衛門尉朝政一躰居御前一三度食之初口發叫聲二三度不然次召三浦十郎左衛門尉義連一賜二口三度食之發聲三口事頗有思食煩之氣二小時召敵方祝盛澄殊運參然而賜三口三度食之不發聲凡含十字之體及三口之禮各所傳用皆有差別珍重之由蒙御感仰其後勅盃數獻云々

又云嘉禎三年七月廿五日庚子北條左親衛潛赴藍澤今日始獲鹿郎祭箭口餅一口三浦泰村二口小山長村三口下河邊行光云々

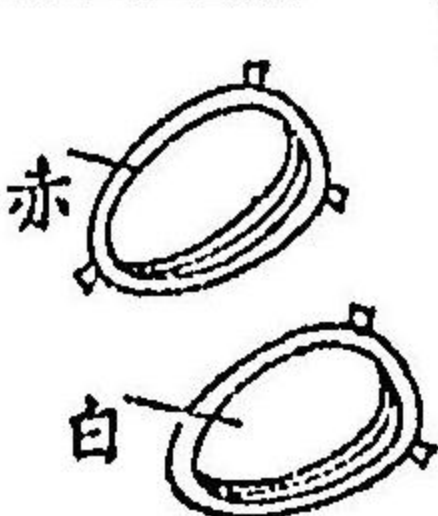
○矢開餅

矢開記之矢開之事

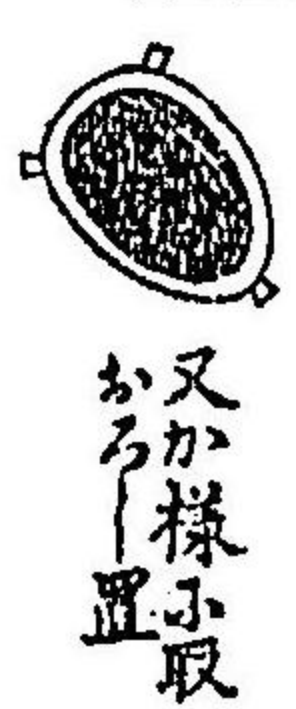
射手座



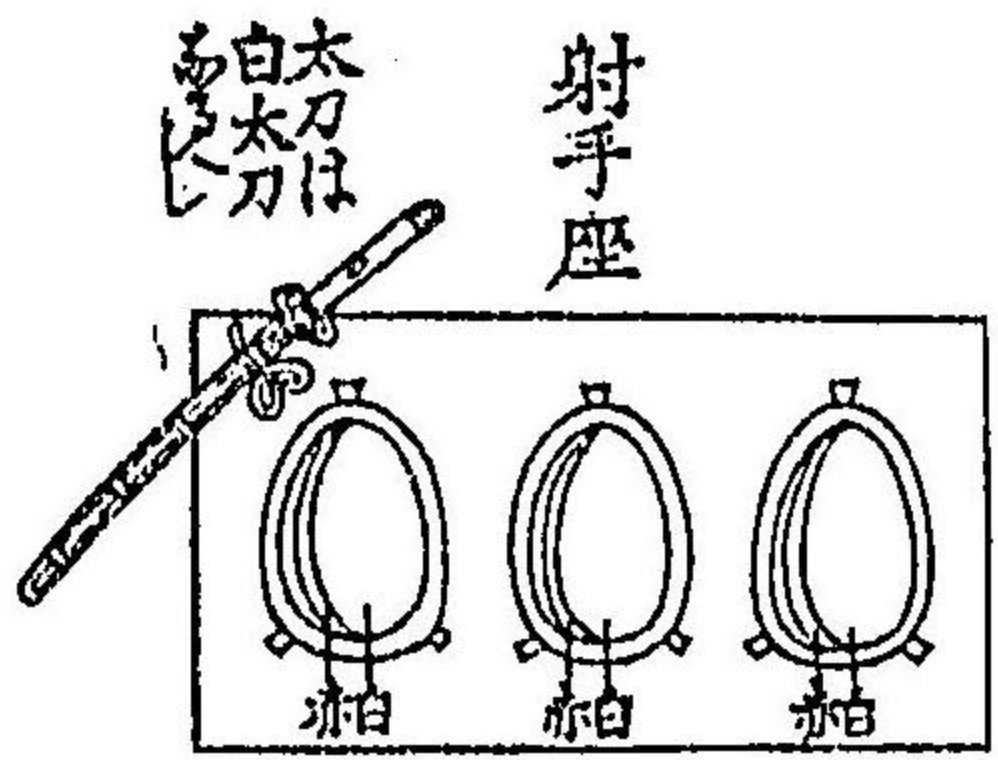
喰人の座



如此右の方へ白と赤と紙折とも取直一置也



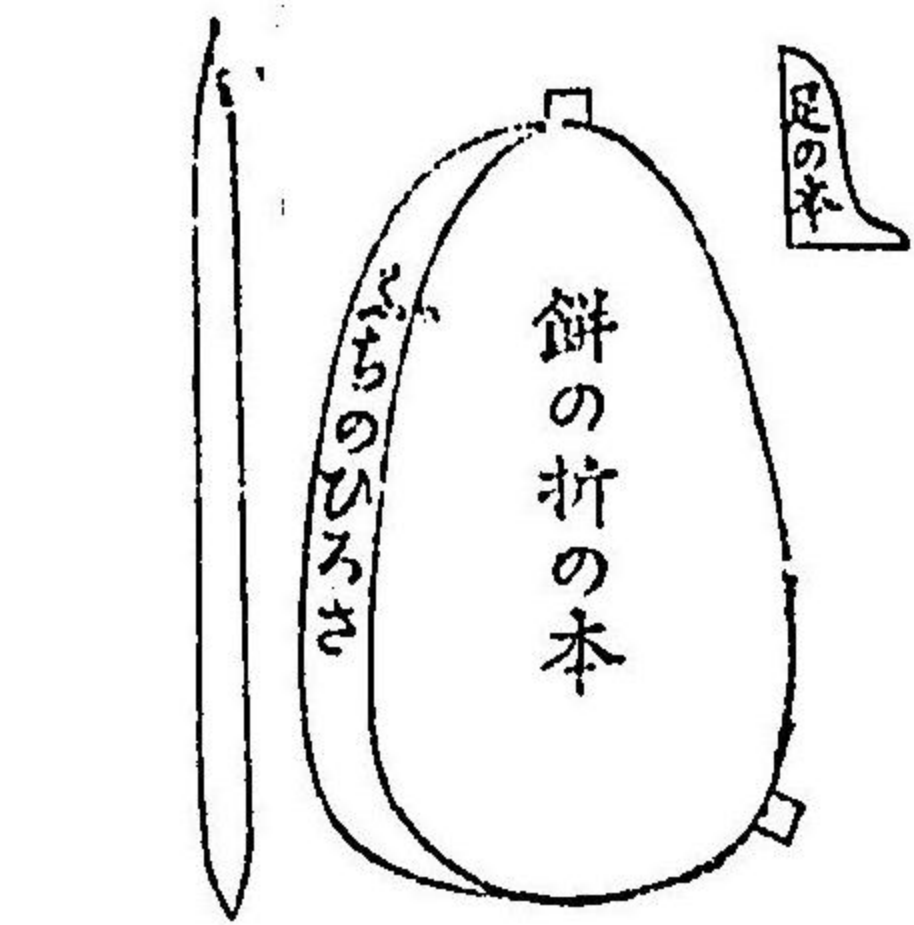
餅の寸長サ一尺二寸亦一尺にもする也餅を口によせ矢こたへをして喰體をすへしことごとく喰さるなり大臺の上にするはるに折は餅の如く末廣かるへし足三つ可有之



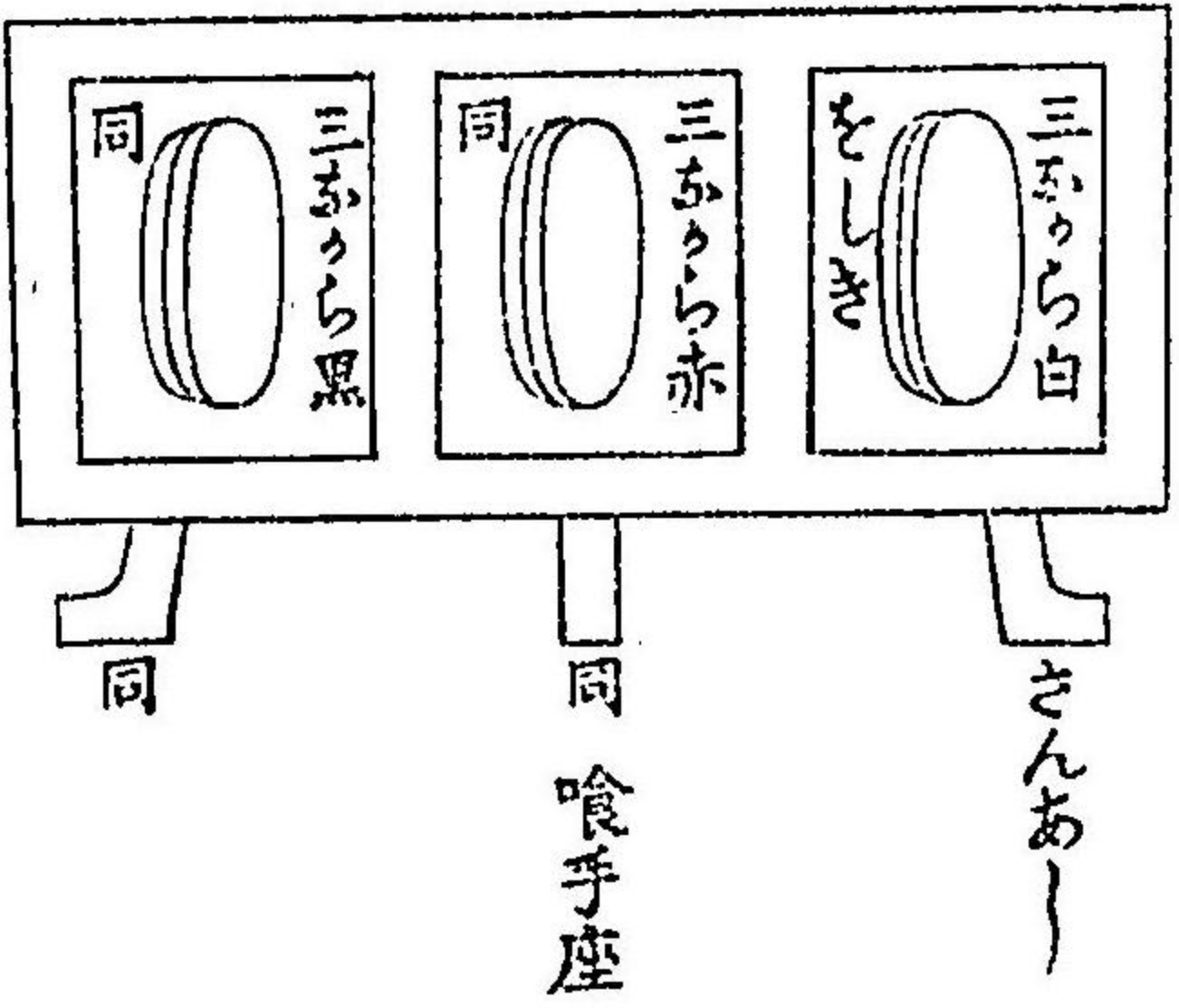
是餅を喰て置處を直したる也
如此餅をくら白にうらぐら
小と之置あり
喰人の座
か様に置ますて置後餅を喰人
に太刀を被下役人持之折の左の方の
端をすみちのへに置一さそ左右比
手に持て左へ歸へ

矢開の餅喰ふ時は射手しかと安座してあるへし則餅喰役人射手に向て是も安座して有へし同餅喰時は射手に少しすちかひて向ふへし射手南向に有時は餅喰役人は北にむかふなり常式の時素袍上下を著あるへきなり餅喰役人は是ほしかけをすへし如此餅喰役人も座敷に安座して有時餅の臺持てすゆる役人同餅持て出へし是も是ほしかけをすへしか様の時は我家の子又は久敷内者に申付へし餅喰時の様は餅喰役人しかと安座して白餅と赤餅とをば右の脇におき黒餅は左の脇に置てさて餅の臺の真中に白

餅を一枚取ておき次に赤き餅を重ね次に黒き餅をかさね置へし又臺の右の方に白餅赤餅黒餅をかさねておくへし又左の方に白餅赤餅黒餅を重ねて置へし其後役人右のひさを立左の膝を敷て臺の真中なる餅を三ながら左右の手にかかへ持あけ餅のひろきさを右の手にて真中を押ひらめ矢こたへをして口にあて又餅の左のかとを右の手にておしひらめ矢こたへをして口にあて又右のかとをおしひらめ矢こたへをして口にあて其後餅をうちかへしてはら白になるやうに餅の臺におくへし又右の方の餅を前のことく喰へしこれもはら白に臺の上に置へし又左のかたの餅をも前のやうに喰へし是もはら白に臺のうへに置へし矢こたへの事は高からすひきからすといへり如此九の餅三度に喰へし(中略)公方様御矢開の時は餅喰役人も餅の臺持役人も白ひたれたれに大かたひらを重て著するもおなし小袖も白くあるへし刀はさや巻たるへし同足にも白足袋をはく同く是ほしかけとむへし餅の喰様有之なり



法量物云矢開事もちひのかす九三つ三をしきにおくへし餅のせ一尺二寸一尺にもひろき四寸あつさ一寸二分をしきのうへにはほうかしの葉をしくへし



○矢開鳥

矢開記云矢開の鳥の事すめをは内の物をととりて鹽を少し入て羽かいあしなともよくこしらへて其後あら巻にまきかためて吉日をもつて庖丁の役人庖丁あるへし同く鳥

のあら巻長さ八寸也(中略)鳥の切様魚板持て出る役人有へし鳥をは常式のことくすへて刀筋やき申まで魚板の左の脇に常式の如くすへて出へし其後役人出て射手に少しすちかひ向てさて筋刀をとりて先鳥の矢目をみてそと刀のさきにて横へとさきへと刀をあて其後刀筋を右の手にひとつに先持て左の人さしゆひにて矢目を押しなひて其後筋刀を常式の様に取て同刀をも常のことく持て先鳥を左へなして足の爪さきを少きり次にはしさを魚筋にてはさみ少きりて其くすをやかて魚板の左のそはへよせて置其次に兩方のはふしをおろして左の魚板のさきへんに置て其次に鳥のむねに刀のさきをそとあてやかてくひを三ツはかりにつきてやかて又魚板の左の邊に置て其次に鳥のむねへつそくまておろしてこれも右の方の魚板の前邊に置やかて先鳥の頭をとりて左のはしね目の下へすちかひに切てそれを先こまかにつくりてかくの折敷に入て射手にそといはせ申へし其後庖丁の役人魚板をかたわきへのけて残る鳥のはふしむねをも何れをもつくりてこまかにして角の打敷に入て少つつ祝候へし總ては千人にくはせ申すと云儀なり鳥の庖丁略儀に仕事爪の切様はし切様まへとおなし其後鳥の左のむねをたてに刀をあ

ておしひろくゆるやうにして置へしきりはなすへからす
(中略)公方様御祝の時は片口の御餽子成へし鳥をそと
こしめして其後式の御着をは大草調上げ申候矢開には一
に鹿二に雀と申義也但鹿は公方様にはあけ申さす候也鹿
の庖丁同魚板一段口傳也

同追加云矢開にせざる鳥の事勢驚このふたつなり殊人存
知なき事也むかしより用さると云々子細は秘事也又云う
さきをもせざる者也矢開に用る物の事取分一にしし二に
雀なりししをば身をととりてまな板にすゆる也かのししの
事也矢開の時射手を賞賚する時はうつはのみを一つ出す
へし或はかりまたとかりや是なりたとひ馬具いたすとも
うつはのみを出す事祝言也秘すへし

○勢子餅

吾妻鏡云建久四年五月十六日辛巳富士野御狩之間將軍家
督若君始令射鹿給愛甲三郎季隆本自存物逢故實之上
折節候近射追合之間忽有_二此飲羽_一云々尤可_レ及_レ優賞
之由將軍家以大友左近將監能直_二内々被_レ成_レ仰季隆_一云
云此後被_レ止今日御狩_二鹿屬_一晚於其所被_レ祭_二山神矢口
等_一江間殿令_レ獻_二餅給此餅三色也折敷一枚九置_一之以_二黑
色餅三置_一左方_二以_レ赤色_一三置_二中以_レ白色_一三居_二右方_一其

九日(中略)御所持二重一對矢筈餅一對持出立也左ヨリ始
行松代持テ出渡_レ之

○鷹狩

吾妻鏡云文治三年四月廿三日周防國在廳官人等言上二箇
條爲_レ得善末武地頭_二筑前太郎_一令_レ行都乃一郡打_レ開
官庫_二押_レ取所納米_一狩獵爲_レ宗_二寄公_一民_二堀_一城郭_二任_レ自
由_一押_レ妨_レ勸_レ農事(中略)農業之最中驅_二集人民_一而令_レ堀
營城郭_二以_レ鹿狩鷹狩_一爲_レ業更不_レ恐_二院宣_一云々
又云寛元三年十一月十日辛丑被_レ停_二止鷹狩_一今日昔可
_レ被_レ鯛仰_二之由被_レ定_一之石見前司清左衛門尉等奉_レ行之_一
新式目追加云_二鷹狩_一事度々嚴_二制_一之若違犯之由有_二
其聞_一令_レ露_二顯_一之輩者可_レ被_レ召_二所領_一也且不_レ謂_二敵對_一之
有無_二地頭御家人相互就_レ差_一申之可有_二其沙汰_一云々
武雜記云鷹狩に行合候は左へ打のけて下馬仕右を可_レ通
是は鷹のおもてになる故なり
玉露叢云慶長十九年正月十六日卯刻ニ御鷹狩トシテ東金
表へ御動座申ノ剋ニ千葉へ著御云々

元寛日記云寛永八年辛未十二月廿一日忠長卿御鷹狩有リ
御物敷ナシ御機嫌宜シカラス天曇リ寒シテ大ニ寒シ忠長
卿入_二小寺_一暫ク御休息時ニ御小濱七之助馬ニ乘御目通一

長八寸廣三寸厚一寸也以上三枚折敷如此被_レ調_二進_一之狩
野介進_二勢子餅_一將軍家并若君敷_二御行鷹於_一篠上_二令_レ座給
上總介江間殿三浦介以下多以參候此中令_レ獲_二鹿給_一之時候
而在_二御眼路_一之聲中可_レ然射手三人被_レ召_二出_一之賜_二矢口
餅_一所謂一口工藤庄司景光二口愛甲三郎季隆三口曾我太
郎祐信等也梶原源太左衛門尉景季工藤左衛門尉祐經海野
小太郎幸氏爲_二餅倍膳_一持_二參_一御前_二相並而置_一之先景光依
_レ召_二參進_一躰居取_二白餅_一置_二中取_レ赤置_二右方_一其後三色各一
取_二三重_一之_二中_上置_二于座_一左臥木之上是供_二山神_一云々次又
如_レ元_二三色_一重_二之三口_一食_レ之_二始_中次_左發_二矢聲_一太微音也次
召_二季隆_一作法同_二于景光_一次餅置樣任_二本體_一不改_レ之次召_二
出祐信_一仰_二云_一二口殊射手賜_レ之三口事可_レ爲_二何樣_一哉者
祐信不_レ能_レ申_二是非_一則食_二三口_一者將軍可_レ被_レ開_二召_一之趣
一旦定答申敷就_二其禮有_一與_レ之樣可_レ有_二御計_一之旨依_二思食
儲_一被_レ仰_二合_一之處無_二左右_一令_二自由_一之條頗無念之由被_レ仰
云々次三人皆賜_二鞍馬_一御直垂等_二三人_一獻_二馬弓野矢行騰沓
等於若公_一次列座衆預_二盃酒_一悉乘_二醉_一云々次召_二踏馬勢子
餅_一各賜_二十字_一被_レ賜_二列卒_一云々

○矢筈餅

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十

町餘リ外ヲ乘テ彼寺ニ來テ則御前ニ出ツ忠長卿七之助ヲ
召テ燒火仕ルヘキノ由仰付ラル住持ノ僧新ヲ出ス頃日雪
降其薪滯テ燼スシテ燼ル七之助圍爐ニ臨吹ト云ヘトモ火
燼ス時ニ忠長卿御脇指ヲ拔テ其首ヲ圍爐裏内ニ切込ル時
ニ步行目付來テ取納ヘキノ由仰付ラル時清水八郎左衛門進
ミ出其死骸ヲ掃除ス

○小鷹狩

太平記云_二佐渡判官_一入_レ此_二コ_一殊_二時_一ヲ得_レ茶糴人ノ目ヲ驚シ
ケル佐々木佐渡判官入道道譽カ一族若黨共例ノハサラニ
風流ヲ盡シテ西郊東山ノ小鷹狩シテ歸リケルカ妙法院ノ
御前ヲ打過ルトテ跡ニサカリタル下部共ニ南庭ノ紅葉ノ
枝ヲ折セケル云々

今川氏康武藏野紀行云天文十五年仲秋の頃武藏野を見舞
として此年月おもひたちぬる事なれば人々あまたうちつれ
小鷹狩してあそはんとしてみな_レ狩の裝束して馬に打
のりたまひ鎌倉にまかりてあなたこなたの古跡をなかも
云々

○鷹野

應仁略記云かかる打ふし天下殺生禁斷の事ありしかるを
義就鷹野に出たりと云沙汰ありいかなれば上聞に達けむ

其頃管領細川也

新田由良家傳記云成繁公御鷹野に被爲成野雪隠に御座なされ候御刀脇差御小性持申候云々

甲陽軍鑑云人を試玉ふに先甲州の内にも川よけ普請其外御鷹野などにて在郷扱は山に竹木大小の有を能おほえなされてそれをしろしめされさるやうに人々に尋給ふ

松隣夜話云永祿四年武州松山ノ城主北條安房板橋ト云處ニ鷹野ニ越シ若侍餘多引率シ逗留シタケル透ヲ伺ヒ太田三樂三千餘騎ニテ取詰間宮高梨ヲ魁首トシ西北ヲ明ケ置キ東南ヨリ無理非道ニ乘入

十番狂詩合云鷹野牽レ大居鷹出ニ早晨ニ木綿断付實頭巾遠路獵行會不勞山道ニ立雉ニ野追ヲ執

安土日記云天正四年十二月十日吉良御鷹野トシテ佐和山御泊云々

當代記云慶長十六年正月七日大御所爲鷹野ニ遠州へ御出今日田中迄出御九日大御所櫻原郡鷹野シ給其ヨリ中泉へ御出ナリ十七日大御所自中泉今日駿河へ御歸

又云慶長十六年十月廿六日大御所爲鷹野ニ江戸ヲ出給今日戸田ニ著

又云慶長十七年正月七日大御所遠三尾可有鷹野トテ

今日駿府ヲ御立藤枝ニ一日逗留シ給九日相良十日横須賀十一日中泉十二日濱名十二日彼地御逗留十四日吉田十五日吉良へ著給云々廿日大御所岡崎へ御越此中於吉良鶴雁令物數

又云慶長十七年閏十月廿日大御所爲鷹野自江戸御出關東方々鷹野シ給ヲ鶴雁取事無際限中ニモ於忍白鳥ヲ鷹取ノ間快氣シ給將軍ハ鴻集ニテ鷹野シ給

○鶉野
蛭川親俊記云天文八年九月十日甲辰貴殿鶉野へ御出九打又云天文八年九月十一日乙巳貴殿鶉野御出十一打

○鷹犬引
武雜記云鷹犬引たる者又御袋付たる人にも下馬候て可然候はんか但是は可依人體候いつれも少心得有へし

武家名目抄稿第三百四十一册

塙檢校保己一編

術藝部附錄一

○弓術

萬葉集云足干根之御母之命何如可母時之波將有平眞鏡見禮杆母不飽珠緒之惜盛爾立霧之失去如久置露之消去之如玉藻成靡許伊臥逝水之留不得常在言哉人之云都流逆言乎人之告都流梓孤爪夜音之遠音爾毛聞者悲瀾庭多豆水流涕留可彌都母

○弓馬達者

吾妻鏡云文治元年十月廿四日癸酉今日南御堂被遂ニ供養ニ宣冠御家人等中差ニ殊健士ニ警ニ固辻々ニ宮内大輔重頼奉ニ行會場以下ニ堂左右構ニ假屋ニ左方ニ品御座右方御臺所并左典廐室家等御聽聞所也以ニ御堂前簀子ニ爲ニ布施取人廿座ニ山本又有ニ北條殿室并可ニ然御家人等妻聽聞所ニ已冠ニ品御出御東御歩儀行列(中略)次隨兵六十八人弓馬達者皆供奉最末御當云々上後名候向東四一云々

又云文治三年十一月廿五日壬戌有但馬國住人山口太郎

家任云者弓馬達者勇敢士也而屬木曾左馬頭爲近仕隨一也被誅亡之後在豫州之家豫州透電之刻同横行所處之間北條殿令生虜之所被召進也

又云建保六年十二月廿六日甲子右大將家御時被定仰云隨兵者兼備三德者必可候其役所謂譜代勇士弓馬達者容儀神妙者也亦雖譜代於疎其藝者無警衛之恃能可有用意云々

太平記云 龍馬進 鳳閣ノ西ニ條高倉ニ馬場殿トテ俄ニ離宮ヲ被立タリ天子常ニ幸成テ歌舞蹴鞠ノ隙ニハ弓馬ノ達者ヲ被召號馬ヲ番ハセ笠懸ヲ射サセ御遊ノ與ヲ被添ケル

○弓箭達者

吾妻鏡云文治五年十一月十七日癸酉二品爲歴覽鷹場出大庭邊給野徑催與之間令申澁谷庄司給及昏黒狐一疋御馬前數十騎相逢於左右二品令挿鏑給愛千葉四郎胤信郎從號篠山丹三弓箭達者也引弓合鎧進寄於御駕右此間與御矢同時發之處御矢不中之丹三之箭中狐之腰二品乍知食被發御聲于時篠山一瞬之程下馬取替御箭於已矢立狐提之持參二品則令問彼名字於胤信給云々

又云建久元年四月七日庚寅被遣御書於下河邊庄司行平有_二其名_一(中略)行平適爲_二數代將軍後胤_一也隨而弓箭達者也仍及_二此御沙汰_一云々

又云建久二年八月一日丁丑今日大庭平太景能於_二新造御亭_一獻_二盃酒_一(中略)景能語_二保元合戰事_一此間申云勇士之可_二用意_一者武器也就_二中可_一縮用_二者弓箭寸尺也鎮西八郎者吾朝无雙弓矢達者也然而案_二弓箭寸法_一過_二于其涯分_一歟云々

續武家閑談云_{内藤家傳}甚五左衛門忠卿始は甚三と云三木の松平藏人信教に勤仕せり射藝の達者なり

○達弓箭

吾妻鏡云養和元年四月七日壬子御家人等中撰_二殊達_一弓箭_二之者亦無_一御隔心_二之輩_一每夜可_レ候_二于御寢所之近邊_一之由被_レ定

○強弓ノ手タレ

源平盛衰記云_{堂衆軍傳}平野先生頼方ト云者アリ官兵ニサ、レテ堂衆ヲ責ケルハ強弓ノ手タレナリ打物トリテモ足早シタ、電ナントノコトシ我一人ト戦ヒケレハ堂衆オホクハコレカタメニ打タレケリ

太平記云_{山門軍傳}官軍ノ方ニ綿貫五郎左衛門池田五郎本間

金言和歌集云をかさはらの備前入道はすてに當家弓馬の御しはんにて侍りことさら御めをかけられ侍るほとにかんにんいたしたきことなむ紀貫恒

名馬にそのりて弓もつをかさはらひきてみやこにかへるかわち路

○究竟ノ射手

太平記云_{赤坂城軍傳}正成ハ元來策ヲ帷幄ノ中ニ運シ勝事ヲ千里ノ外ニ決セント陳平張良カ肺肝ノ間ヨリ流出セルカ如ノ者ナリケレハ究竟ノ射手二百餘人城中ニ籠テ舍弟ノ七郎ト和田五郎正遠トニ三百餘騎ヲ差副テヨソノ山ニシテ置タリケル

○究竟弓ノ上手

平家物語云_{二度のか}河原太郎大音聲を揚て武藏國住人河原太郎私の高直同次郎盛直生田森の先陣そやとそ名乗たる城の中には是を聞てあつはれ東國の武者程おそろしかりける者はなし此大勢の中へたゝ兄弟二人懸入たらは何程の事をかし出すへき只おいて愛せよやとて討んといふ者こそなかりけれ河原兄弟究竟の弓の上手なりければさしつめひきつめ散々に射る

孫四郎相馬四郎左衛門トテ十萬騎カ中ヨリ勝出サレタル強弓ノ手垂アリ

播州佐用軍記云_{十二月十四日合戦條}正繼ハ隠レ无キ強弓ノ手垂也從者モ不_レ劣勢兵也コレ等カ放矢ニ竹中カ先勢射伏ラルル間殘黨不_レ休一捲ニ成後へ崩レ懸リ混亂スル云々

○強弓精兵

平家物語云_{一懸}西國に聞えたる強弓精兵備中國住人眞名邊四郎眞名邊五郎とて兄弟有兄の四郎をは一谷に置れたり弟五郎は生田森にありけるか是をみて能擧てひやうとはなつ河原太郎か鎧の胸板を後へつゝと射抜れて弓杖にすかりすくむ處に弟次郎走寄兄を肩に引懸て生田森の逆木を上り越んとする處を眞名邊か二の矢に弟次郎か鎧の草摺のはつれを射させて同し枕に臥にけり

太平記云_{六波羅軍傳}武家可_レ亡運ノ極メニヤ有ケン日來名ヲ顯セシ剛ノ者ト云其不_レ勇無雙ノ強弓精兵ト被_レ云者モ弓不_レ引シテ只アキレタル計ニテ此彼ニ村立テ落支度ノ外ハ儀勢モナシ

岡本記云つよ弓せひひやうと申事は弓もつよくて物もよくなる事也

○弓馬師範

源平盛衰記云_{金剛カ士傳}力士兵衛ハ射的ノ上手ニテ百手ノ箭ヲ以テ的ヲ洲濱形ニ射成シケレハ異名ニハ洲濱兵衛トモ云ケリ

○馬上ノ射手

太平記云_{山徒寄京都條}兩六波羅是ヲ聞テ思ニ山徒縱雖ニ大勢ノ騎馬ノ兵一人モ不_レ可有此方ニハ馬上ノ射手ヲ撰ヘテ三條河原ニ待受サセテ懸開懸合セ弓手妻手ニ著テ追物射ニ射タランスルニ云々

○ヤマトイテ

金言和歌集序云やまといては人のいるやを種として萬のわさはひの初は野ふしをそしける

○ユミノ手

保元物語云_{新院軍傳}いまたのためとものせいりきすくやかにしてかうそくわんさんのいきほひにもおとらすゆみのてこまかにしてやうゆうか百本のけいにあひおなし

○弓馬藝

平家物語云_{平家山門連襲條}伊豆國流人源頼朝不_レ悔ニ身過_二還嘲_一朝憲加之與_二奸謀_一致_二同心_一源氏等義仲行家以下結_二黨有_一數隣境遠境掠_二領數國年貢士貢押_一領萬物因_レ此或追_二累_一代勳功跡_二或任_一當時弓馬藝_二速可_一追_二討賊徒_一降_二伏凶黨_一

云々

○勢兵ノ手利

平家物語云源氏 澳の方より判官の乗給ひたる舟にしら
 のの大矢を一つ射立て其矢給はらんと招きけり判官後藤
 兵衛實基を召て此矢をぬかせて見給へは白籠に山鳥の尾
 をもつてはいたる矢の十四束三ふせ有けるにくつまきよ
 り一束計を以て伊豫國住人新井紀四郎親清と漆にてそ書
 付たる判官御方に此射つへき仁は誰かあるとのたまへは
 上手おほう候中に甲斐源氏に淺利與一殿こそ勢兵の手き
 きにて候へと申ければ判官さらは與一召せとて召されけ
 り淺利與一出來たり判官此矢只今澳より射て候か和田か
 様に給はらんと招き候御邊あそはされ候なんやとのたま
 へは給はつて見候はんとて取つたまよつて見て是は籠か
 少し弱う候矢束も少し短う候へは同しうは義盛か具足に
 て仕り候はんとて塗籠に黒ほろはいたる矢の我が大手に
 おし拵つて十五束三ふせありけるを塗籠藤の弓の九尺計
 有けるに取てつかひよつひいてしはしたもつてひやうと
 放つ是は四町餘をつゝと射渡て大船の舳に進み立たる新
 井紀四郎親清か真たゝ中をひやうつはと射て船底へ眞倒
 にいたふすもとより此淺利與一は勢兵の手きゝにて二町

○手垂

か中を走る鹿をははつさすつよう射けるとそ聞えし
 平家物語云源氏 去程に阿波讃岐に平家を背て源氏を待
 ける兵ともあそこの嶺この洞より十四五騎甘騎うちつ
 れうちつれ馳來る程に判官ほとなく三百餘騎にそなり給
 ひぬ今日は日暮ぬ勝負を決すへからすとて源平互に引退
 く處に爰に沖の方より尋常に飾たる小船を一艘汀へ向て
 漕寄させ渚より七八段はかりにもなりしかは舟を横様に
 なすあれはいかにと見る處に船の中より年の齡十八九計
 なる女房の柳の五きぬに紅の袴着たるか皆紅の扇の日出
 かいたるを舟のせかいはさみ立陸へ向てそ招きける判
 官後藤兵衛實基を召てあれはいかにと宣へは射よとにこ
 そ候めれたゝし大將軍の矢面に進んで傾城を御覽せられ
 ん處を手たれにねろふて射落せのとの謀とこそ存候へさ
 りなから扇をは射させらるへうもや候らんと申ければ云
 々
 播州佐用軍記云福原カ城 此城要害堅固ニシテ弓鐵炮ノ手
 垂有テ透間ヲカソヘテ撰打ス
 ○作矢達者
 吾妻鏡云文治元年六月五日因入前延尉季貞子息有源太

宗季者後日見遺者光爲見季貞存亡ニ密々下向是弓馬傳

レ藝利作レ矢達者也受レ矢野橋内之口傳ニ云々

○矢所

太平記云右兵衛佐直冬 貞和五年
 同九月十三日杉原又四郎二百餘騎
 ニテ押寄タリ俄ノ事ナレハ可レ防兵モ少クテ直冬朝臣既
 ニ被レ誅給ヒヌヘカリシヨ磯部左近將監カ若黨散々ニ防
 ケルカ何レモ究竟ノ手足ニテ志ス矢所ヲ不レ違射ケル矢
 ニ十六騎ニ手負セテ十三騎馬ヨリ倒ニ射テ落シタリケレ
 ハ杉原少シ疹ンテ不ニ懸得ニ云々

○弓手馬手

源平盛衰記云清盛行 清盛情案シテ思ヒケルハ我レ諸國
 諸庄園ノ主也縱ヒナニトナケレトモ生得ノ報トテ身一ツ
 助ル分ハ有ソカシ況清盛カ身ニ於テ是程ヤ有ヘキ希代ノ
 果報カナトアヤシム處ニ或時遠臺野ニシテ大ナル狐ヲ追
 出シ弓手ニ相付テステニ射ントシケルニ云々

又云八枚夜 景廉ハ太刀ヲハナケステテ下人ニモタセタル

長刀ヲ取り甲ヲシメシコロロ傾テ縁ノ上ヘツト登リ侍ヲ

見入レタレハ高燈臺ニ火白ク揺立タリサシモ人アリトモ

ミエス景廉ス、ミ入處ニ狩衣ノ上腹巻着タル男ノ大ノ長

刀ノ鞘ハツシテ立向タリケルヲ景廉走り違フ様ニシテ弓

手ノ脇ヨリ妻手ノ脇へ差シ貫テ投臥セタリ京家ノ者トオ

ホエタリ

又云源山合 源平兩陣亂合テ或ハ弓手ニ掛並テ射取モアリ
 或ハ女手ニ逢合テ射落モアリ四方馳ミタレテ掛合ヒカケ
 組馬ノ足音矢叫ノ音ニ山ヲヒ、カシ地ヲヒ、カス源氏モ
 平氏モ何レ隙アリトモミエサリケリ
 太平記云長崎大郎高重 祖父ノ入道待請テ何トテ今マテ迎
 カリツルソ今ハ是マテカト問レケレハ高重畏リ若大將義
 貞ニ寄合セハ組テ勝負ヲセハヤト存候テ二十餘度マテ懸
 ケ入候ヘトモ遂ニ不ニ近付得(中路) 猶モ奴原ヲ濱面へ追
 出シテ弓手馬手ニ相付車切洞切立破ニ仕棄度存候云々

又云經島合 遠矢ヲ射損シテ敵味方ニ笑レ憎マレケル者恥

ヲ洗カントヤ思ケン船一艘ニ二百餘人取乗テ經島へ差寄

セ同時ニ磯へ飛下テ敵ノ中へソ打テ懸リケル脇屋右衛門

佐ノ兵トモ五百餘騎ニテ中ニ是ヲ取籠弓手馬手ニ相付テ

綱手ヲ廻シテソ射タリケル

○小弓會

百練抄云長治二年二月十三日仙洞有ニ小弓會

○小弓合

百練抄云寛治三年三月廿六日殿上小弓合

百練抄云寛治三年三月廿六日殿上小弓合

○笠懸來歴

笠懸日記云笠懸來歴の事昔は笠懸の馬場と云事なし或は濱又は砂の有所にて馬を走せて其跡を跡にして綾笠をか

○小笠懸勝負

吾妻鏡云建久二年九月廿一日丁卯爲_レ歴_三覽海濱_二出_三稻村崎邊_二給有_三小笠懸勝負_一(中略)上手負訖各相_三具_一種一

○犬笠掛

金言和歌集云九重の都のそとも見たれあしの世の中いととうきふねのよるへもしらぬ人心(中略)しかるところにその事とおもはてしもや都にはたかきいやしきもろよの家の人々をりくはうたひさかもりつらねうた心をのふるまりあそひ犬かさかけに目をくらし御代のをさまるまつりこと道の道あるせいはいはさらくさきもなかりけり

○丸物ノ梁

笠懸日記云丸もの、事裏板八寸たまり四寸横申五尺内法

ていたらん時はたすけていへし非_三制限_一

○射手法

○射手言葉

百手開書云五度弓次第之事十人して兩人つゝ射る以上廿五度矢数は百也二番目四番目後の弓より射る又けいこの時は射手をあまたもよほして射る也其内をせんしいたしていせん時は二番目四番目ともなくて五度弓なから前より射るなり

又云_{可_レ覺悟_三檢見_二音聲_一をたしなむへし射手の言葉申におよはず_{可_レ爲_三肝要_一}}

常照愚草云犬追物の繩四かし弓と云事如此自然見物仕しかやうの事不_三心得_一してたちまち矢面目事在_レ之八廻之日記云四寸の羽引可_三沙汰_二次第馬より下りて矢近く歩みよりて右の手にて鞭をぬきて鞭先へ取よせて總の射手の見るやうに高々と鞭の先をさし上て左の手の大指を直になし人差指をかよめて四寸になし鞭先にあてかひて四寸のきはを右の手の大指と人差指と二ツにつめ合に取て羽引の所へよりてつくはひて引初たる所に寸を取たる所を押當て見へし四寸迄は可_レ賞也

又云つるゝ別るの羽引の矢可_三沙汰_二次第(中略)矢のきは

四尺三寸堅申土より三尺七寸申の切口間一寸四分梁の遠さ十一杖に打て十杖に立へし串と梁との間一杖に近し是を丸物の梁たけといふ

○七所勝負

百手次第云_{可_レ覺悟_三檢見_二音聲_一勝負犬追物の事老若七所勝負三疋勝負たゝの犬追物等なり故實有_レ之不_レ及_レ注}

上田越前守圓物記云丸物を三度弓に射る時の次第の事御

的のことくなるへし(中略)七所勝負にも可_レ射人數は不

可_レ定常に心に任せて人數以下相調へきか五度弓の時は

二度め計うしろより可_レ射

○連錢勝負

笠掛記云笠かけ丸物に連錢勝負と云は的のしろみを云也

○ネレ犬ノ引目

百手次第云_{可_レ覺悟_三檢見_二音聲_一檢見引目尻見事いれんためにも見すてん爲にも見るなりねれ犬の引目尻見る事随分の義なり}

○留矢

○アマル矢

○越ル矢

百手次第云_{可_レ覺悟_三檢見_二音聲_一檢見そふ矢の留矢あまる矢越る矢たか入たる矢ありとも御所様また貴人或は射手はねををり}

へしつかによりて藁目の頭五六寸間を右の膝をつきて左の膝をは立て右の手にては藁目の頭を押へて其儘置て左の手にては藁目の胸を取て篋中へ手をさし出で矢を左の膝にそへて弦のあとに打懸て見るにかゝらすはわかるゝにて可_レ賞懸らは連るにて可_レ捨也
了俊大草紙云馬手すかひの事馬手すかひと云は縦は犬は西の方へ走を射手は東向に馳達て馬手に走すかふを馬手すかひと云なり

高忠開書云一犬の時繩へうちよするには繩のちかへめのかたへうちよする也棧敷の前の繩きは賞懸也十けんもちかへめへうちよする也一繩を引やう棧敷のむかひの方に人のゑりを違たるやうに繩を引へし一うちの繩をほうちはうしといふなりとはうしといふは棧敷の左の妻より引わたしておく繩をとほうしといふなり繩のやうはひのひろさは犬の開書に書て候

騎射秘抄云矢所の事繩きはにては弓手おしもちりめてきれ若は繩馬手是なり馬手切と云は假令うはてつまりした手すきあらん時の事歟馬をはかねに立て犬した手を出るを馬の頭の下にて射て同馬をも下手へ出すへしもしは馬手頭になつといふとも射様は同前弓の本をこして馬手に

て射事猶も細ちかからんためにか是は昔矢所なり當世は射る物もまれに又あなかに好へき矢所にておなし丁俊大草紙云細際矢の事弓手おしもちり馬手切細馬手以上四なり

又云犬に不可射矢所有事弓手より馬の頭を横さまに渡りて行犬を弓手にては射すして弓本と越て馬手にて射事を弓手切と號してつゝしむなり又馬手より馬の頭を走渡犬を馬手切にては射すして弓本を越て射をいましめたるなり

又云出しちかへとて細際近くて射矢有なり其は我ひかへたるうは手下手登二騎隔たる所に犬の物頭のさし顯て見ゆる時既に犬走出ると見てうは手の人射直とくる時我馬を急に引ぬきて犬の行へき前へ馳出て弓杖四五程の所に一さまに馬をすゑて犬の方に向て打立て待へし細際に射直たる矢わろく又犬まろひたる時検見射て置と云とき犬頭のむきやうに隨て弓手へき馬手へき馬を折立て待へしかならず弓手にては馬手切にてはあふなり射直て馬を馳出しするて矢答を一聲して検見の方を見へし是を出しちかへの矢と云なり

又云射直たる矢所の不審を檢見の間時は弓手に候共押も

手上下に矢ありとも能見分てはくへし水鳥の不安からぬと歌道に申ならはし侍る事尤肝心せしむる者也

又云 同 檢見は最大事と古人も申おかれたりされは他人賞すともたやすく領掌しかたしと彼日記にも見えたり檢見たふせひこんといふ事あり天然の情大切たるへし元弘の頃とかや信濃國より鎌倉へ二百騎いづれも射手のともから打越に小笠原長高友野出羽守兩人檢見さた有しを一眼の龜の浮木にあへることく申侍りし長井治部射手といふ宗珍長高法名此道開山奥書ともし四人の内にてありしかとも檢見一度も經歷なかりし道を深くしつしける心さし神妙の至極なり

弓馬問答云檢見細涯へうち入候時鞭を手に可レ持候哉腰に可レ指候哉無用に可レ仕候哉答曰檢見細へ打入候時は鞭を抜出して可レ持也腰にも可レ指候但し檢見などは鞭を持候て可レ然候也

○三ノ大事

○十ノ工夫
百手次第云 檢見故實 可覺悟錄 檢見に打たるはくゑきといふ事あり矢の見違は昔も有りといへとも時に臨て餘に無下の不足歟如何様の斟酌ありとも聊も心に懸すして射置たる矢を

ちり候とも答へし射手の方より弓手候馬手候など云をは矢せりするるとて比興事候と申也云々

○喚次
弓馬問答云繩に矢の有時よははりつきに名字を申時は犬を繩へ引こして犬を放請取せて繩より外へ打出喚次に名字を申つく也繩によき矢有を見定すして射ておけと申て後に外によき矢有を以て打歸りて見候時繩によき矢あらは外の矢をは捨て繩によき矢をよふ也喚次の音はく事若とうははくへからす家の子親類ははくへし

又云檢見の事敷うちやうはやかて檢見も打寄へし扱射手を待射手又打寄は先犬を繩のうちへ打入引こませて檢見鞭を抜出して繩の内へ打入へし十疋の間は平屋形へ向てひかゆへし十疋過て鞭を腰にさして其後何方に馬を立ても不苦候但主人の方へ後をすへからす檢見は日記を一見して日記のことく喚へし日記に殿文字あらは日記のことくによはるへし同喚次も檢見のことく喚へし

○檢見故實 檢見
百手次第云 檢見故實 可覺悟錄 檢見水鳥の水に浮かことく沙汰せよと申おかれしはいかにもゆふくとして下には聊も無油斷一疎に入細にいり火打の火を打ちらすやうに弓手馬

よくさはけと也此二ヶ條隨分の口傳なり笠掛に三の大事十の工夫といふ事あり十の工夫此心か可レ秘々々

○株ヲ守

百手次第云 檢見故實 可覺悟錄 檢見に株を守といふ事法にからまるるか能心うへしかんのうの聲もことをりては見にくき物也細々可レ沙汰

○コフシカタメ

蛸川親元記云文明十三年七月二日乙亥貴殿浦上所へ御出(中略)晝以後こふしかため御酒まゐる犬追物日記親元開之

○目クツエ

百手次第云 檢見故實 可覺悟錄 檢見に目くわるは古鳥帽子といふ事有最上のかうし内外の振舞神妙なるを初心未練のやからまなひてわろき事也射手とて同前たり彼日記に見えたり

○祿

百手問書云五度弓次第之事つゝの人にろくを給る事もちろん也

○ツゝノ褒美

百手問書云つゝの褒美五度弓のことくなり
○御的ノ恩賞

射禮私記云御的恩賞の事十三ヶ年又參勤十ヶ年にてもとにも恩賞をかうふる也是を參勤の勞と號する也

武田射禮日記云御的恩賞ノ事十三ヶ年亦參勤十ヶ年ニテ蒙_二恩賞_一也是ヲ參勤ノ勞ト號スト云々

○乙矢御免 年勞矢

百手開書云五度弓次第之事御前に數年つゝを渡したる人に乙矢御免の事十の矢九ツ迄あたりたる時十めの矢ようしや有て射さずる事なり是を年勞の矢といふ也弓太郎なときは村こきの弓も御免有也總別は村こきの本也其外しらきそは白木成へし

武田射禮日記云乙矢御免ノ事先蹤是多し弓太郎セキノ後ニカキリテノ事也御免ノ由被_二仰出_一トキ肌ヲ入畏リテ體ヲ矢ヲ腰ニ指ナリサテ布革ニナヲリ片矢ヲ取テ同シク腰ニサシ添テ御前へ參リ禮ヲ給ハルヘキ者也

武家名目抄稿第三百四十二册

塙檢校保己一編

術藝部附録二

○御馬上手

甲陽軍鑑末書云勝頼公御馬ヲ出ナレ諏訪明神へ御社參アルニ龜甲ノ御籠オルル其後高遠へ御着有ニ堅固ナル橋落テ御小人衆一兩人死ス勝頼公御馬上手ニテマシマヌエ脱立テ召御馬後左ノ足橋崩へ少カ、ル危事也

○早道馬

横瀬氏文書云勝候早道馬在之由其間候急度於卒上て可ニ喜悅_一候爲_レ其差_二下文_一次軒候猶信孝可_レ申候也十月廿七日横瀬雅樂助とのへ

○父母手綱

大坪流馬書云父母の手綱の事は天地とも云也

○水引手綱

松陰私語目録云於_二築田方_一陣鳴子と云人引馬依_二所望_一水引手綱以乘事

○キカフノ手綱

しらの馬に專是吉有_二口傳_一

○遠山ノ手綱

大坪流馬書云遠山の手綱の事過物に乗か有_二口傳_一 ○三六寸

大坪流馬書云三六寸之事有_二口傳_一手綱の持様之事左右の手の相六寸馬のしゆみと手の相六寸前輪の上と手との相六寸に持へし但是はくちよき馬によりての事也口によりて手綱かまへあるへく候凡如此心得へき者なり

○水車ノ手綱

大坪流馬書云水車の手綱の事あかり馬はね馬しさり馬專是を乗也有_二口傳_一

○渡シ手綱

大坪流馬書云渡し手綱之事手綱はかりの馬によし左右に取たる手綱の餘りを左の手にても右の手にても一方へ常の手綱かまへのあひ程にとりて兩の手にて兩方へつよくはりて持へし

○雜々ノ手綱

大坪流馬書云雜々の手綱の事しらの馬に乘なり引につめて持てあをりて鼠鳴にてはうらひの鞭をつつへし口傳

○手綱ノアヤツリ

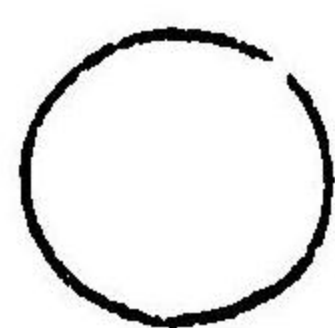
源平盛衰記云 宇治合 殿録 下野國住人足利又太郎忠綱進出テ此河ハ近江湖水ノ末ナレハヘルコト更不_レ可有武藏ト上野トノ境ニ利根河ト云大河アリ其ニハヨモスキ物ヲ浪ハヤント云ヘトモ底フカ、ラス岩高シト云ヘトモ渡セ多シ河ヲ渡シ岸ヲ落スコトハ鏡ノフミヤウ手ツナノアヤツリニアリ馬ノ足ヲカンヘテ浪間ヲ分ヨ者共トナス、ミケレハ云々

○雲シキ

大坪流馬書云雲しきの手綱の事人引馬によし口傳あり藤の切口一寸斗なるを長さ七寸四五分に切て一方のさきを四五分たゝきて一方には繩をつけて扱替のはみに結付てたゝきたるかたを馬ののとへいれて乗也馬によりて長さは是より短きもすへきか繪圖に見えたり

一めてかしらと云三

かり屋



檢見 是を四のか とい申也

二馬手をしらと云四

又云雲しきゆひと、めの事人引に乗事口傳有ひきて行時

武家名目抄稿第三百四十二册

塙檢校保己一編

術藝部附録二

射禮私記云御的恩賞の事十三ヶ年又參勤十ヶ年にてもと
もに恩賞をかうふる也是を參勤の勞と號する也
武田射禮日記云御的恩賞ノ事十三ヶ年亦參勤十ヶ年ニテ
蒙恩賞也是ヲ參勤ノ勞ト號スト云々
○乙矢御免 年勞矢

百手開書云五度弓次第之事御前的に數年つゝを渡したる
人に乙矢御免の事十の矢九ツ迄あたりたる時十めの矢よ
うしや有て射さずる事なり是を年勞の矢といふ也弓太郎
なときは村こきの弓も御免有也總別は村こきの本也其
外しらさるは白木成へし

武田射禮日記云乙矢御免ノ事先躰是多し弓太郎セキノ後
ニカキリテノ事也御免ノ由被_レ仰出トキ肌ヲ入畏リテ懸
テ矢ヲ腰ニ指ナリサテ布革ニナヨリ片矢ヲ取テ同シク腰
ニサシ添テ御前へ參リ祿ヲ給ハルヘキ者也

御馬上手

甲陽軍鑑末書云勝頼公御馬ヲ出サレ諏訪明神へ御社參ア
ルニ龜甲ノ御鍵オルル其後高遠へ御着有ニ堅固ナル橋落
テ御小人乘一兩人死ス勝頼公御馬上手ニテマシマヌエ
蹴立テ召御馬後左ノ足橋崩へ少カ、ル危事也

早道馬

横瀬氏文書云勝頼早道馬在之由其間候急度於卒上て可
喜悅候爲_レ其差下文ニ次軒候猶信孝可_レ申候也十月廿七
日横瀬雅樂助とのへ

父母手綱

大坪流馬書云父母の手綱の事は天地とも云也

水引手綱

松陰私語目録云於_二築田方_一陣鳴子と云人引馬依_二所望水
引手綱以乘事
○キカフノ手綱

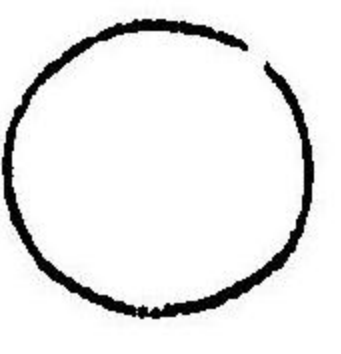
手綱ノアヤツリ

源平盛衰記云_{宇治合}下野國住人足利又太郎忠綱進出テ此
河ハ近江湖水ノ末ナレハセルコト更不_レ可有武藏ト上野
トノ境ニ利根河ト云大河アリ其ニハヨモスキ物ヲ浪ハ
ヤント云ヘトモ底フカ、ラス岩高シト云ヘトモ渡セ多シ
河ヲ渡シ岸ヲ落スコトハ鏡ノフミヤウ手ツナノアヤツリ
ニアリ馬ノ足ヲカソヘテ浪間ヲ分ヨ者共トナス、ミケレ
ハ云々

雲シキ

大坪流馬書云雲しきの手綱の事人引馬によし口傳あり藤
の切口一寸斗なるを長さ七寸四五分に切て一方のききを
四五分たゝきて一方には繩をつけて扱替のはみに結付
てたゝきたるかたを馬ののとへいれて乗也馬によりて長
さは是より短きもすへきか繪圖に見えたり
一めてかしらと云三

かり屋



檢見 是を四のか
とい申也

二弓手かしらと云四

又云雲しきゆひとゝめの事人引に乗事口傳有ひきて行時

大坪流馬書云さかふの手綱の事口強くそりたる馬かた口有
しさらぬ馬に專是吉有_二口傳_一

遼山ノ手綱

大坪流馬書云遼山の手綱の事過物に乗か有_二口傳_一

三六寸

大坪流馬書云三六寸之事有_二口傳_一手綱の持様之事左右の
手の相六寸馬のしゆみと手の相六寸前輪の上と手との相
六寸に持へし但是はくちよき馬によりての事也口により
て手綱かまへあるへく候凡如此心得へき者なり

水車ノ手綱

大坪流馬書云水車の手綱の事あかり馬はね馬しさり馬專
是を乗也有_二口傳_一

渡シ手綱

大坪流馬書云渡し手綱之事手綱はかりの馬によし左右に
取たる手綱の餘りを左の手にて右の手にて一方へ常
の手綱かまへのあひ程にとりて兩の手にて兩方へつよく
はりて持へし

雜々ノ手綱

大坪流馬書云雜々の手綱の事しさらぬ馬に乗なり引につ
めて持てあをりて鼠鳴にてほうらひの鞭をうつへし口傳

右の手綱をはなして左の手綱を馬のたつかけの上よりのとの下へまはして其手綱をもち手にて一さんにとむるこ

○六ツノ心

○八ツノ心

大坪流馬書云たし手綱之事悪所かんせきをとほる時大切なり六の心又は八の心ともたへは坂をあくるにぬかる時は前を敷へしは一坂をあくと還る時は後を敷へし是二ツ坂をくたすにぬかる時は後を敷へし是三ツ坂をおろすに還る時は前を敷へしは四ツかけのうへをとほるにぬかる時は山の方をかゆるなりは五ツかけのうへをとほるに過る時はかけのかたをかゆるなりは六ツ山をおろして谷へおちつくと馬のはな向の岸につく程にて是を立てかぬるには横馬に直すへし是七ツ山を上げて下すには山のなりを見てわらをりに乗へき也是八ツ六つの心八つの心とは是なり又つらをりに上おろす事の常の山にてのあつかひ也かんせきをおとす事はよこたてはわろし

○カマ繩

大坪流馬書云くるふ馬にかま繩さしておふ事

○イチ繩

大坪流馬書云いち繩の事常のやうに手綱をさして二人して引時くるふ馬に是入る也

○鞍立

大坪流馬書云馬の口はひかぬ時もあり又ひく時もあり馬にまけてひかすして乗る時も有へしくらたちは過物にする時は鞍の下うくによりはやり出る事なり然は庭にて口を引時細々鞍たちをせよ殊に鞍立に馬しつまる事もあり

○諸籠ヲ合

平家物語云 藤原合 高橋心は猛う思へともうしろあはらになりければ力及はず只一騎南を指てを落行ける爰に越中國住人入谷小太郎行重よい敵と目をかけ鞭籠を合て馳來り押並てむすといひ高橋入谷をつかふて鞍の前輪に押しちつともはたらかす云々

又云 越中前司 越中前司盛俊は山の手の侍大將にて有ける

か今は落とも叶はしと思ひけんひかへて敵を待處に爰に武藏國の住人猪俣小平六則綱よい敵と目をかけ鞭籠を合せて馳り來り越中前司に押並へてむつとくむ

太平記云 新田義貞朝臣御方ノ軍勢ヲ落延サセン爲ニ

○百曲の長鞭

大坪流馬書云百曲の長鞭の事有三口傳

○字保ノ鞭

大坪流馬書云しる馬之事このむかこくにして鞍のしたを心得て字保の鞭をうつへし有三口傳(中略)うのほうの鞭といふはすへのほりの鞭と同じうち所なり名あひかはれる斗也一方の衆えたにかさるへあらず兩方に有へし細々に此鞭をうつへきなり

○聞坪鞭

大坪流馬書云きくつほの鞭の事是人引にうつなりこは物は小馬之中におほくあるなり有三口傳

又云人引の事聞坪の鞭をうつへし口傳有きくつほの鞭とは馬の耳の中へ扇はねにてもかうかいにてもふかふかと指入るなり馬とむるなり人引馬に第一の手綱なり秘すへし秘す可し

○アサリノ鞭

大坪流馬書云あさりの鞭之事口ふる馬に打へし口傳あり頭を油断なくうちふりくあゆむ馬あり其馬には鞭にて轡の左右の輪のへんをうちかへくにうつへし

○揚鞭

第有三口傳

○鑑八ノシナ 大坪流馬書云鑑に八つのしな有三口傳但し馬の氣しとむ所に合てあたるは一ゆかぬ馬を左をうちそうして右の鑑をあつる是二一さんにとむる時鑑を踏そうして合てささむ是三はれ馬を乗時前輪に懸りて鑑を後へ踏まはして馬に利をせさるなり是四物を射る時なはきはにて馬の出ぬ所をあふみをあはせていたす云々

○四寸の鞭

大坪流馬書云四寸の鞭の事このむかこくこの事是等の次第有三口傳

吾妻鏡云文治五年九月三日庚申泰衡被圍數千兵爲
遁二日命密隠如鼠退似鷓鴣差夷狄鳴赴糟部郡此間
相持數代郎從河田次郎到子肥内郡贊桐之處河田忽變
年來之舊好令郎從等相圍泰衡身首爲獻此頭於二
品揚輓參向云々

○チャウヒヤウホウミノ鞭

手綱秘書云火おとろき物の具おとろきの事ちやうひやう
ほうみの鞭を用ふへし是は鞭のさきをおもかひのくみち
かへにさし入てみよに取くし馬手の水付を取て二三へん
かたまはしにまはして口にあたればおとろく事なし

○内馬外馬

百手次第云檢見故實 可覺悟錄 檢見内馬外馬のならひ第一大切の事
なり射手相論是にて落居有へし能可意得

○相乗

大坪流馬書云相乗事師と弟子と乗て馬二疋をもつて稽古
するにしねんとふしきなる事いてきたることはにてもい
はれざる事の有に相乗りの時此間申候つる手綱是致候と
師いふ時こそ弟子も心得わくれ云々

○馬決

宇橋維抄云保延三年九月廿三日 日仁和寺院御筆 今日騎射馬決淺馬頻走上多不

りてねすなきにて蓬萊の鞭をうつへし足たてかへはゆる
すへし

○ソウノサ、ヤキ

大坪流馬書云りうのさ、やきの事馬をいなもかせざる事
也有三口傳細繩にても馬の舌を引出して舌中をゆふへし
いな、く事なし

○リウコ形

大坪流馬書云りうこかたの事はは雪朝ともいふなり

○小山マハリ

大坪流馬書云小山まはりの事云々

○九折

大坪流馬書云横歩之事つゝらをりを乗へし口傳あり右へ
よこたへは馬にさかかはて馬のよこにならむとするさかひ
をはやく右へよこになせ又右へよこにならんとせはやか
てはやく左へよこになせ如此馬にさかかはぬつゝらをり
をいつまでも乗は後には馬退屈してすくにあゆむなり横
あゆみをすくにのらんとするゆるに乘手に馬さかひてす
くにゆかす

○兵法者

武器要説云一原美濃守申分長き刀は指主の腕次第に利可

射中之者云々

○馬ノ口ヲトル

北條五代記云侍たる者馬の口とらするは一代の不覺候初
の馬上にも名利を忘れ乗方を心かけ大將たりといふとも
馬の口とらするをば馬下手故か弓馬の心かけなき人かと
指をさし候

○馬鞍鞍敷ヲ乗

小笠原入道宗賢記云くらかすを乗といふ事たゞ一匹をい
くたひもくらかすを乗事なり馬かすを乗といふ事馬をか
へていかほとも乗事也

○片オロシ

小笠原入道宗賢記云かたおろしといふはかけあしの如く
にていことなるあしなり一向に此足乗へからず嫌ふ足な
り

○猫足

岡本記云馬にねこあしといふ事はあるへし馬のねこはし
るやうにはしるを申也いづれもはやねこあしいてき候へ
は馬のりいれ候と心得へし

○ネスナヤ

大坪流馬書云おる事口傳有ゆるひきにつめてもちてあは

有之候(中略)小田原に罷在候中に中村兵衛と申京流の
兵法つかひ侍殿をあやまち欠落仕候を追懸ぬき流し切結
候流石の兵法者にてつゝと入て某か肘に刀をすけ候我等
も乍不調法一度々手に合たるしるすけられたるをばや
く見付其儘踏倒し申候云々

○兵法手取

結城戰場物語云少々かたきのうちもの身にあたるとは
申せともしにくるひの事なればあへて物の數にせずわた
り合かけあはせ兵法手取方わさいろくの秘曲をつくし
て天地をうこしたたかふたり云々

○兵法達人

江濃記云天文十三年九月下旬京極佐々木六郎殿をせめら
るる其時朝倉參洛して言上申けるは京極家の家老淺井下
野守入道休外と申は勝れたる武勇兵法故實の達人也彼か
方へひそかに被仰付て京極退治いとやすかるへし

○兵法ノ達者

大友興廢記云林慶と伊豆守 明の日兩人うちつれてかへる
とき筑前のうちにいりて林慶かいふやう此たひのちなみ
今より以後忘却つかまつり候ましことに伊豆守殿は兵法
のたつしやたるよしうけたまはりおよひ候ちとつかひ申

候はんかやうに入魂に申あはせ同行いたす事かさねては
あるましく候なくさみにしあひをつかまつらんとのおむ
云々

○免兵法

續撰清正記云ここに左近内に立花三大夫と云若き者有け
る(中略)三大夫が常々の口ほとならは今度比類なき働し
て敵味方の耳目を驚すへきかと思ひ々々に伏見にても大
津にても敵と出合たる沙汰も聞えされは三大夫は只免兵
法の上手なりとして諸人笑を聞てこは口惜き事哉如何して
か此恥を可雪と肝に通しておもふ處に云々

○武勇ノ達人

太平記云 備前國 宇津宮 一人武命ヲ合テ大敵ニ向ハン事
命ヲ可_レ惜ニ非サリケレハ態ト宿所ヘモ不_レ歸六波羅ヨリ
直ニ七月十九日午剋ニ都ヲ出テ天王寺ヘソ下リケル(中
略)河内國ノ住人和田孫三郎此由ヲ聞テ楠カ前ニ來テ云
ケルハ先日ノ合戦ニ負腹ヲ立テ京ヨリ宇都宮ヲ向候ナル
今夜既ニ柱松ニ著テ候カ其勢僅ニ六七百騎ニハ過シト聞
ニ候先ニ隅田高橋カ五千餘騎ニテ向テ候シヨタニ我等僅
ノ小勢ニテ追散シテ候シソカシ其今度ハ御方勝ニ乘テ
大勢也敵ハ機ヲ失テ小勢也宇都宮繼ヒ武勇ノ達人ナリト

次ニ行合フ兒法師女童部此彼ニ被_レ切倒_レ逢_レ横死_レ者無_レ
休時

嘉吉記云先年嘉吉ニ雖_レ被_レ行_レ治_レ得_レ今度勅許有テ寛宥セ
ラル政則五歳長祿三年赦免ノ論旨ニ御教書ヲ添ラル先闕
國ナレハトテ加賀國半國論旨ニ御教書ヲ添テ被_レ成_レ下_レケ
リ此事山名金吾本意ナキ事ニ思ハレ石見太郎左衛門尉カ
所爲也トニクミ或時三條殿ニ幸若舞ノアリシニ貴賤群集
シソノ歸ルサニ山名郎從ヲ遣シ辻切ノ様ニキラセケルソ
ノ時切手ヲ捕ヘネハ山名ヲトカムヘキヤウモナクテサテ
ヤミス

蜷川親俊記云天文十一年二月十日辛酉先度辻切在_レ之然
間五ヶ條被_レ出_レ仰_レ之博奕湯錢遊船夜行遠射云々

嘉良喜隨筆云里村彌次郎ト云者ハ公方ノ奉公人ナリタフ
ン靈陽院殿ニテアルヘシ此公方惡業ニテ夜々ニ辻切ナト
ヲ被_レ仕候ニ付此彌次郎出頭ニテ侍奉公ナリ此辻切ノ供
ニモメシツレラル度々諫ヲ申セトモ同心ナシ彌次郎思ケ
ルハトカク奉公人故ニカヤウノコトニモ供奉ス主ハ是非
モナシ子ハ奉公ヲヤメサスヘシトテ法體サセ時ノ連歌師
周桂ヲ師トシテ習是昌休ナリ

大友興廢記云 丸馬退 治の條 黒岳のふもとに八幡宮年々神馬を牽

モ何程ノ事カ候ヘキ今夜逆寄ニシテ打散シテ捨候ハヤト
云ケルヲ楠暫思案シテ云ケルハ合戦ノ勝負必シモ大勢小
勢ニ不_レ依只士卒ノ志ヲ一ニスルトセサルト也云々

○武略

太平記云 足利殿 御機付條 城ノ構ハ謀アルニ似タレ共智ハ長セル
ニ非ス(中略)今已ニ天下ニ分_レテ安危此一舉ニ懸タ
ル合戦ナレハ瓶ヲ捨テ舟ヲ沈ムル謀ヲコソ致サルヘキニ
今日ヨリ懸テ後足ヲ踏テ纒ノ小城ニ桶籠ラント兼テ心ヲ
ツカハレケル武略ノ程コソ悲シケレ

○クラキリモナキ剛ノ者

源平盛衰記云 八枚花 討條 加藤兄弟心隙不敵ナリト見テ軍ノ方
人ニセント思ヒケレハ平家ニモハ、カラス親ク成リタリ
ケルカ常ニ佐殿ヘ參テ懇_レ申ケレハ隔ナク被_レ思食_レケリ
兄弟共ニ兵也ケレトモ最廉ハコトニクラキリモナキ剛ノ
者傍平ミスノ猪武者ナリ

○辻切

太平記云 兵部卿 王流和條 大亂ノ後ハ弓矢ヲ棄テ干戈ヲ袋ニスト
コン申スニ何ノ用トモナキニ強弓射ル者大太刀仕_レ者ト
タモ申セハ無_レ忠被_レ下_レ厚恩_レ左右前後ニ仕承ス剝加様ノ
ソラカラクル者共毎夜京白河ヲ廻テ辻切ヲシケル程ニ路

祭禮をつとむ其神馬は廣野に放置て又としの祭りに狩出
して神馬となす或年の祭のとき右に放置たる馬をかりも
とむるにみえず(中略)人々不審するほとにそのうちハ
樵夫草刈黒岳の麓に入て歸る事なしもしか辻斬のため
害せらるかといふをりから一門の流言有誰いふとなく右
の神馬鬼と成て人馬ともにくらひころすといひふらしけ
る

○千人切

江城年録云寛永六年己巳六月當巳年春の半より江戸中端
端にて白晝にも人を切申事幾はくといふ數をしらす日暮
方には町中にて人も人を切其體更に物取にもあらず大形切
捨也老若をいはす是は千人切といふものにて候哉後には
御城の内北之丸の御門先にも切申云々

武家名目抄稿第三百四十三册

塙檢校保己一編

術藝部附録三

○名譽打物上手

太平記云 愛ニ赤松カ勢ノ中ヨリ兵四人進ミ出テ 數千騎控ヘタル敵ノ中へ無ニ是非打テ懸リケリ其勢決然 トシテ恰樊噲項羽カ忿ル形ニモ過タリ近付ニ隨テ是ヲミ レハ長七尺計ナル男ノ鬚兩方ヘ生分レテ皆逆ニ裂タルカ 鏢ノ上ニ鏝ヲ重テ着大立舉ノ脇當ニ膝鏝懸テ龍頭ノ首猪 頭ニ着成シ五尺餘ノ太刀ヲ帶キ八尺餘ノカナサイ棒ノ八 角ナルヲ手本二尺計圓メテ誠ニ輕ケニ提ケタリ(中畧)島 津モ馬ヲ靜々ト歩マセ寄テ矢頃ニ成ケレハ先安藝前司三 人張ニ十二尺三伏且シ堅メテ丁ト放ツ其矢アヤマタス田 中カ右ノ頬先ヲ甲ノ菱縫ノ板ヘ懸テ篋中計射通タリケル 間急所ノ痛手ニ弱リテサシモノ大力ナレトモ目クレテ更 ニ進ミ不レ得舍弟彌九郎走寄り其矢ヲ拔テ打捨君ノ御敵 ハ六波羅也兄ノ敵ハ御邊也餘スマシト云儘ニ兄カ金棒ヲ オツ取振テ懸レハ頓宮父子各五尺二寸ノ太刀ヲ引側メテ

○手タリ

源平盛衰記云 宮ノ兵共モ時ノ音合テ橋爪ニ打立テ 禦矢射ケリ其中ニ寺法師ニ大矢ノ秀定渡邊ノ清究竟ノ手 タリナリケルカ矢面ニス、ミテサシツメサシツメイケル ニツ楯モ鏝モ叶ハスシテ多ノ者ハ被誅ケル

○蜘蛛手十文字

平家物語云 堂衆の中に筒井淨妙明秀はかちの直垂 に黒皮威の鏝著て五枚甲の緒をしめ黒漆の太刀をはき廿 四さいたる黒ほろの矢おひぬりこめとうの弓にこのむ白 柄の大長刀取副て是も只一人橋の上をすゝんたる(中 畧)敵にあふて長刀中よりうちおつて捨てけり其後太刀 をぬいてたゝかふに敵は大勢也蜘蛛手かくなは十文字と んはうかへり水車八方すかさす切たりけり

○立合ノ勝負

武具要説云多田淡路守申分膝を組かはし又は二階下など のあつかいならぬ所を脇指にて可レ仕候美濃守申分尤に 候脇指の寸一尺七寸より内は業有レ之間敷存候其故は三 尺に及ふ刀を以切籠りし又は立合の勝負など仕に毎度に 物打にて切る、物にては無ニ御座ニ候切先に當り手元に當 り尤中にも當り一圓定り無ニ候然共一尺五六寸の脇指

小躍シテ續ヒタリ島津元ヨリ物馴タル馬上ノ達者矢繼早 ノ手キ、ナレハ少モ不レ騒田中進テ懸レハアイノ鞭ヲ打 テ押モチリニハタト射ル田中妻手ヘ廻レハ弓手ヲ越テ丁 ト射ル西國名譽ノ打物ノ上手ト北國無雙ノ馬上ノ達者ト 追ツ返ツ懸違人交モセス戦ヒケル前代未聞ノ見物也

○打物達者

太平記云 搦手ノ大將足利殿ハ未明ニ京都ヲ立給メ ト披露有ケレハ大手ノ大將名越尾張守サテハ早ヤ人ハ先 ヲ被レ懸ヌト不レ安思ヒテサシモ深久我暇ノ馬ノ足モタ、 ス泥土ノ中へ馬ヲ打入レ我先ニト進ミケル(中畧)打物 達者ナレハ近付敵ヲ切テ落ス其勢參然タルニ辟易シテ官 軍數萬ノ士卒已ニ開キ靡キヌト見エタリケル

○手利

源平盛衰記云 此信連ハ心キハハツカシキ者ニテ 而モ大剛ノ者度々鏝金ヲ顯ハシキ一度モ不覺セストコソ 聞ケ

○鏝金

源平盛衰記云 此信連ハ心キハハツカシキ者ニテ 而モ大剛ノ者度々鏝金ヲ顯ハシキ一度モ不覺セストコソ 聞ケ

○劍合

太平記云 此太刀ハ伯耆國會見郡ニ大原五郎大夫安 網ト云鍛冶一心清淨ノ誠ヲ致シキタヒ出シタル劍ナリ時 ノ武將田村ノ將軍ニ是ヲ奉ル此ハ鈴鹿ノ御前田村將軍ト 鈴鹿山ニテ劍合ノ劍是ナリ

○劍金

源平盛衰記云 此信連ハ心キハハツカシキ者ニテ 而モ大剛ノ者度々鏝金ヲ顯ハシキ一度モ不覺セストコソ 聞ケ

○殺人刀活人劍

別所長治記云 三木勢色メキ立テ右往左往ニ敗軍ス 東國勢无ニ透間ニ追掛々々進行大將小八郎ハ味方ヲ心安ク ヒカセンタメニ取テ返シ取テ返シニケレハ僅十四五騎ニ ナリ閑々ト引取所ニ秀吉ノ勢三百騎計ニテ追掛大將トミ エシ返セ返セト名ノリ名ノリ慕ヒ來ル小八郎十文字ノ劍 提掛入給フ處ヲ本郷采女ト云小姓鏝ノ袖ニ取付暫クヒカ

ヘテ猛虎ハ不願ニ机上ノ肉ト云ヘハ小八郎聞モアヘス
殺人刀活人劔ト云捨無ニ是非掛イリ給フ

○太刀筋

室町殿物語云 兵法寄 妙之條 此わか衆さしよりて申されけるは此
御館ちかき所にすむものにて候か兵法をそれかしも少し
つつ心かけて明くれかなた此方とつかまつり候うけ給は
れは今日重齋とやらんのこなたへ御來駕のよしうけ給は
り及び候に依て御太刀すちをも一覽つかまつりたくそん
し候て案内をも申さす御庭までしこうつかまつるの條御
ゆるされをかふり候はんと申されける

○太刀取

印本保元物語云其時はたの二郎のふかけかまたにむかつ
て申けるは御邊のはからひあやまれり人の身にはそのお
はりをもつて一大事とせりそれをやみくところし奉ら
ん事情なく侍りたた有のままにしらせ奉てさいこの御念
佛をもすすめ申又は仰おかるへき御事もおこりなるへ
きといへはまさ清光然るへし物を思はせ参らせしと存て
かやうにはからひたれ共まことに我あやまり也と申けれ
はのふかけ参りてまことにくわんとう御下向にては候は
すかうの殿のせんしを承て正清太刀取にてうしなひ参ら

すへきにて候さい三なけき御申候ひしか共ちよくしやう
おもく候間力なく申付られ候心しつかに御念佛候へしと
申たり云々

○鎗カラミ

細井日記云 攝州野 合戦條 貞元下知シケルハ敵ハ最期ヲ究メタ
ル兵ナリ會釋シテ前ヘシ提筒弓ヲ以テ段々ニ横ヲ詰ヘシ
鎗カラミヲ入テ大打刀衆ハ脇ヨリナクリ立テヨ

又云 同 大將尾林越後下知スルハ今ハ叶ハヌ所ナリ城ノ
人數トモ方々ヘ分レテハ敵ノトリコト成ヘシ大手一方ヨ
リ段々ニ討テ出候テ無二無三ニ討敗テ池田伊丹ヘ引取ヘ
シ(中略)雅樂殿須知殿ハコノ氣分ヲ兼テ見付ラレテ候ヘ
ハ本陣ヲハルカニ退テ備提筒弓ノ衆ヤリカラミ楯カラミ
太刀打組ノ衆段々ニ備ヘテ待テ候

○鎗ヲ膝車ニノセ

會津陣物語云志村伊豆守ハ新手ノ代ヲヌ前ニ春日ヲ追立
ヨトテ切テ出ケルニ上杉ノ軍法ニテ疊陣ト云物ニ立ツ、
春日カ侍ハ唯大山ノコトクニ立固メ虎口ノ兵共ハ鎗ヲ膝
車ニノセ折敷

○長刀ノ名人

荒山合戦記云三宅備後守ハ長刀ノ名人ニテ大勢ニ渡合込

手開手裁ツ掛ツ突ツ斬ツ蜻蛉返水車八方不_レ透斬タレハ
目下ニ大勢討_レ進兼タル所ニ堀田新右衛門尉鎌鎗ニテ渡
合鎌ニテ掛_レハ放テ入_レハ退去テ突_レトス云々

○長刀ノ秘術

大友興廢記云此深田伯耆守は住吉流の長刀の秘術を相傳
の手者也

○コム手

○ナク手

○ヒラク手

○八方サヒシキ手

鎌田草子云まつなきなたのきつ手にはこむ手なく手ひら
くて八はうさひしきなきなたの手をつかふものならはさ
んをみだいてうたるへし

○鐵炮上手

當代記云慶長十六年二月九日稻富於_ニ駿河_一病死 是ハ當時無
類ノ鐵炮ノ
上手

○上手ノ手キ

天正記云 肥州即 發向條 泉州さしの和田の城に中村孫平次を入置
是をまもり彼一きのとたうせつしよをたのみ泉州表に取
向ふ(中略)殊に佐賀の軍共鐵炮に名を得たるものとも則

はなつにあたらすといふことなくとひ大軍よせ來ると
いふとも上手のてきさくはくいとるにおいては何の煩
ひかあらんやといつて云々

○鐵炮ノ手タレ

義殘後覺云 宇留山ノ城ヘ 漢附押條 魔王將軍 主計頭ハ虛病ヲ構方便
ヲナスト見エテ有其儀ナラハ一時ニ乘取_レトテ三方ヨリ
モ鯨波ノ聲ヲ作り懸々々々雲霞ノ如クニ責タリケル其時
主計頭城中ヘ入給ヒ鐵炮ノ手垂テ勝ツテ八百挺揃ヘテ大
手ノ寄口ヘ馬蘭ノ印ヲ差上タリ寄手是ヲ見テ須破此手ニ
コソ主計ハ有ルナレトテ指モ武キ漢南勢モ一度ニクワラ
リト退タリケリ

○ガ責

○アテウチ

甲陽軍鑑末書云長篠ノ城ヲガ攻ニ遊シ候ハハ味方ニ手負
死人共二千御座有ヘク候子細ハ長篠ノ城ニ多シテ鐵炮五
百挺有ヘシ一時ツメニハ始ノ鐵炮ニ五百ツタレニ番目ニ
アテウチニ仕ラハ三百三番目ニ二百以上手負死人千トハ
存候ヘ共其内少キ事モ御座有ヘク候

○忍上手

奥羽永慶軍記云 最上如屋 落城條 畑屋城中ニ名譽ノ忍ノ上手有シ

カ其夜敵陣ニ忍ヒ入直江兼續カ番指物一本鐵孫左衛門カ陣屋ノ吹貫一本取テ歸リ城ノ大手口高キ處ニ立置タリ

○早打

伊達日記云田村ヨリ若狹所へ其段申來候間早馬ヲ以大森へ申上ラレ候條夜ノ四ツ過ニ相キコエ則御早打被成若狹居城宮森へ翌日五ツ時分被召着伊達信夫之人數參ニ築山へ二兩日御働被成候田村ニ人數入候儀難計由御意ニテ我等ハ十二日白石へ早打仕ソノマ被指置候間兩日御供不申候十六日ニ小手森へ御働候間可參由被仰下候云々

○見詰法

大友與廢記云カ々御手道條義鎮公からめてを手明におほせつけられたるによつて早速如此落城なり云々

シテ會津氏郷ニ告シラセント思ヘトモ敵四方ニ充滿テ通路心ニ任セス況ヤ飛脚體ノ者通ニハヨモ可通トモ不被思イカセント評定スカル處ニ伊勢守ノ侍一人進ミ出テ某ニ御任セ候へ會津ニ參リ候ハント書札ヲ請取身ニ破レタル薦ヲマキ乞食ノ體ニモテナシテ誰枯時ニ城ヲ出敵ノ陣屋ヲ乞食シテ通リケレトモ誰見答ル者モナク難ナク大崎ヲハ出テ晝夜ヲ分ス急キ行ケル程ニ三日ニ至テ若松ノ城ニ着ニケリ氏郷是ヲ聞タマヒテ早打ヲ以京都へモ言上ス

○手明

續武家閑談云直孝の前にて近付衆四五人咄し被申内に去仁被申候は頃日軍人の珍敷兵法をしへ候見つめの法と申て相手の刀脇差を見つめてぬかせざる様にいたし候と咄被申候へは直孝御申候は左様の事は侍の知るべき法にて無之候何とて咄にも被致候哉左様成咄は以來無用と御申候云々

與羽永慶軍記云正宗政大内備前守條青木修理謀ヲ以大内備前守カ家臣ノ子三人ヲ人質ニ捕此由米澤ニ訴ント早打ヲ以大森ノ城主伊達阿波守カモトニ注進ス
又云二本松合戰條義繼從弟ニ新庄彈正ト云者云ケルハ此者定テ正宗コノ城ヘトリカクヘシ其用意セヨヤトテ佐竹會津兩處へ早討ヲ以テ此事ヲ告シラセ其後彈正カ下知ニヨリテ二本松ノ支城本宮玉ノ井澁川ノ三ヶ處ノ城ヲ明ケ人數ヲ二本松ニソツホミケリ
又云木村伊勢守爲一被殺數ヶ城條佐沼ノ城ハカリハ人質ヲ取レシ故攻落サテ置ニケリ(中略)人質ヲ逃サシト籠城ス此事イカニモ

○相撲ノ達者
八力ニ而與何必年始獨然哉舊例八力内常住六力亦當如本唯除號御分者三人可也
○飛礮
○柴礮
吾妻鏡云文永三年四月廿一日甲申甲乙人等數十人群集于比企谷山之麓自未尅至酉尅向飛礮爾後帶武具一起闘諍一夜廻等馳向其所生虜張本一兩輩被禁籠之

吾妻鏡云正治二年二月二日戊午今日出御御所侍仰波多野三郎成通被生虜藤木七郎則宗依爲景時餘黨也是多年奉尻近羽林之侍也相撲達者筋力越人之壯士也

又云承久三年六月十九日壬申於六波羅生虜錦織判官代是弓馬相撲達者壯力越人勇士也云々

○力持

○水練

○早走

○竹馬

○飛越

○膝挾

○馬馳

○頸引

○指引

○指推

○腕推
○指推
異制庭訓往來云早能力持水練飛越早走者力弱身重中々不思寄然泉振壁石子礮打竹馬馳(中略)頸引膝挾指引腕推指推等是尤雖不難之振舞尙費力摧肝之體也

○力者

臥雲日件錄云文安四年正月八日凡當院主年始出時力者八人而與雖大路廣衢而亦右四力各成列而行之始乎塞路半邊行路之間老者弱者荷者行步遲疑則諸力肘而脅之嚇而畏之予住等持相國之時深誠之未嘗與過六力也蓋東西山諸高宿入城者雖遠路而二力三力而已多者亦不過四力也但現住不在此限予遷當院以來亦未

リ小石ノ礮ヲ打出ス事雨敵ノコトクニシテ子吉カ郎等ニ石井右近惟通カ兩眼ヲ打刃ス同弓手ニ乘タリシ沓澤五郎馬ノ片眼ヲ打刃シヌ迎乗得ヌ所ニ長居シテ女ノ礮ニ中リシナト、嘲弄セラレン事末代迄ノ不覺ナリトテ元ノ攻口ニソ歸リケル此礮ハ女ノ力ニ及フヘキニアラネトモ福正院カ巧ヲ拵シ柴礮ト云物ナリ女童打スルニカロカト一

町ハカリツ、飛シナリ

○狩倉

吾妻鏡云建久四年五月二日丁卯北條殿下向駿河國給是爲鷹狩倉可令赴彼國給御旅館已下作事伊豆駿河兩州御家人等狩野介相共可令沙汰給之由合御旨先以首途給云々

○鷹ノ鳥

萬しつけ方の次第云たかのとり板に出る事つるこうかん鳥などは出る也此ほかにも事によりて出へし

○山初長野鷹

蛭川親俊記云天文十一年八月十八日丙申貴殿山初長野鷹也鳥一

○御擧

寶禮袖珍寶云從大納言様昨日催主殿頭殿御鷹之雁下被置候殊御擧にて被成御取之旨候得は別て恭致頂戴候御前可然様被仰上可被下候恐々謹言月日名字官名乘殿

○御鷹ノ御

安土日記云天正六年正月十日御鷹ノ御禁中へ被備上鷹之處則壬生家ニ被懸置御取置有テ御悅不斜近衛殿

へモ御鷹ノ御被進云々

○鷹ノ雁

蛭川親俊記云天文八年正月廿五日甲午上池院へ自貴殿鷹雁被遣之上院今日祈禱

家忠日記抄云天正十年二月二日家康様ヨリ御鷹ノ雁被下候

○鷹鳥御進上

蛭川親俊記云天文七年四月十日癸丑細川右典膳鷹鳥御進上御盡まる今度近衛殿河原毛御拜領之鞍馬へ上法印同道終夜

○鷹ノ鳥ヲトシハニ付ル

今川大雙紙云鷹の鳥をとしはに付て出す事有としはの木は松の枝又は梅の枝たるへし餘の木に付へからず

○又ノ鳥ヲサク

今川大雙紙云鷹の鳥をきるとはいはすさくと云也

○鷹ノ鳥喰ヤウ

奉公覺悟記云鷹の鳥くひやう先たかの鳥とはきし也勿論やきとりたるへし木具のをしきにかいしき色々秋冬春にかはる事も在之但南天のはは四季に用る也鳥をはさくといふ也はやもりやうにて鷹の鳥と知事あり先かひ口を

○黄鷹

東武實錄云元和六年正月廿六日織田常興先年拜領の黄鷹捉ル鷹ノ御一羽ヲ獻ス是ニ依テ御内書ヲ賜ル

○大鷹ノ鞭

常照愚草云大鷹の鞭一尺八寸或二尺壹寸

一されにても上におく也又は當時たかの鳥と功者申候かよきとやさてはしを取をしきをとりに上ていたよきはし持なからつまみてくふへし先台共にいたよきて又つまみたるをはし候はすともくふへき也過分の心得有へし老若なとは聲を出て感するなり又若き人は先ほねをかりくとくふたるか可然也二氣後ははしにて下にもおきくふへきと也やうたいによるへし主人貴人の御鷹之鳥又其御前等之事は一段うやまひ可申也同鶴雁鴨青鷺之事はすひ物にこしらへ可出也是はかはらけを取上いたよくへしはしにてくふへし先汗をすふ事は如何後にはすふへき也同に鷹はうつら鴨ひはり等たるへし是もやき候て可出候きしと同前也右之鳥共鷹のなにと書札にも可關之也

○御鷹場

駿府記云慶長廿年乙卯霜月十日大御所越谷渡御鷹場水滯御放鷹不成因茲代官蒙御勘氣

○追鳥狩

吾妻鏡云建久四年三月廿五日於武藏國入間野有追鳥狩藤澤二郎清親施百發百中之藝揚獲雉五獲鷓廿五之名

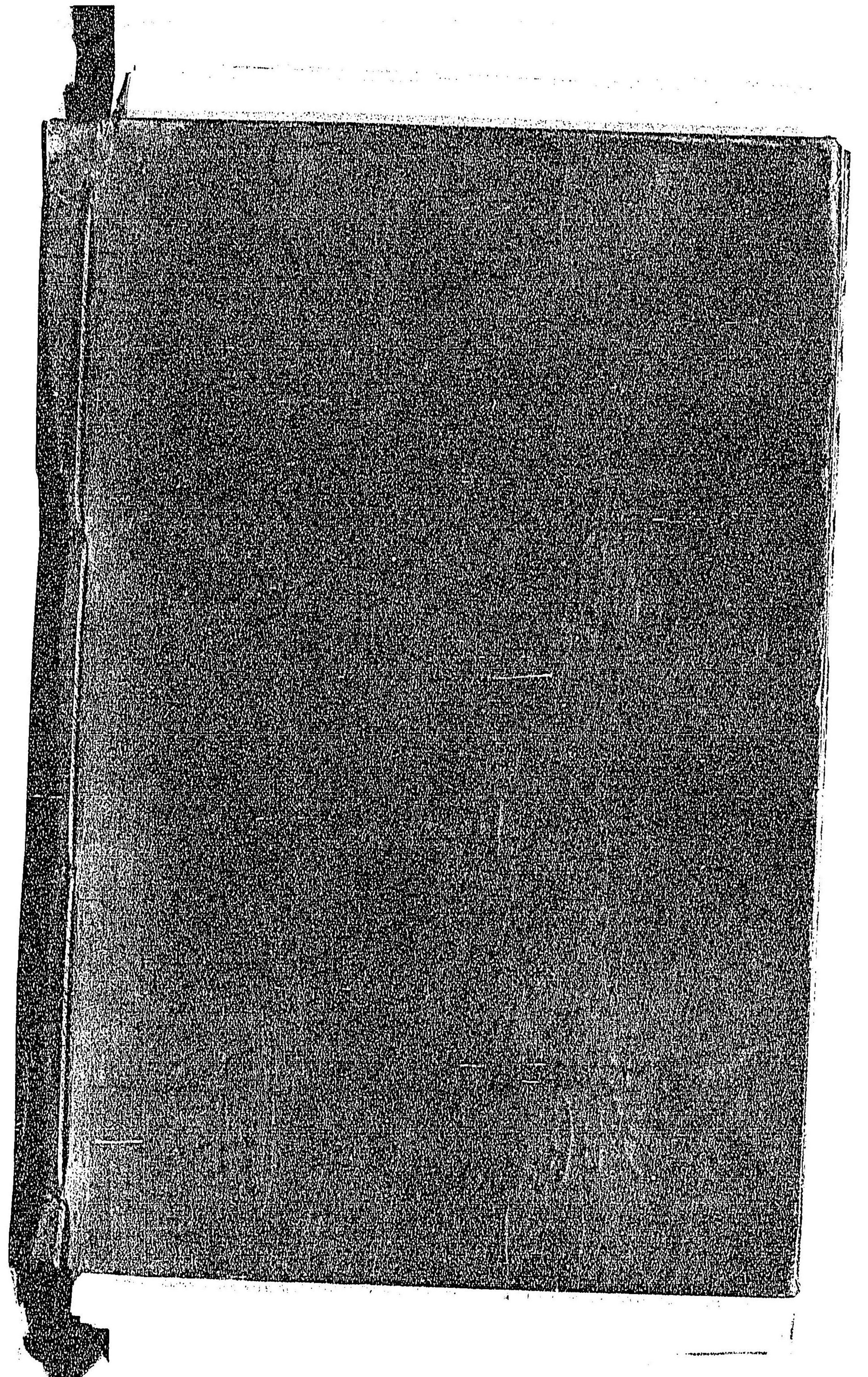
192
55

術藝部附錄三

四千九十

192
5

Handwritten notes and scribbles, including a large flourish at the bottom.



175
176
177
178

175
176
177
178